

平成25年度 第1回
基準等検討ワーキンググループ

【参考資料集】

参考資料集目次

【参考資料1】保育所の認可基準	・・・・・・・・	1
【参考資料2】幼保連携型認定こども園の認可基準	・・・・・・・・	19
【参考資料3】認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育 事業の確認に関する運営基準	・・・・・・・・	58
【参考資料4】地域型保育事業の認可基準	・・・・・・・・	69
【参考資料5】放課後児童健全育成事業の設備・運営基準	・・・・・・・・	102
【参考資料6】支給認定基準（保育の必要性の認定）	・・・・・・・・	116
【参考資料7】利用者負担について	・・・・・・・・	121

保育所の認可基準

【国：新制度】改正後児童福祉法（抄）

第二十四条 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第九項の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない。

- 2 市町村は、前項に規定する児童に対し、認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。）により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。
- 3 市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第四十六条の二第二項において同じ。）又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園（保育所であるものを含む。）又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする。
- 4 市町村は、第二十五条の八第三号又は第二十六条第一項第四号の規定による報告又は通知を受けた児童その他の優先的に保育を行う必要があると認められる児童について、その保護者に対し、保育所若しくは幼保連携型認定こども園において保育を受けること又は家庭的保育事業等による保育を受けること（以下「保育の利用」という。）の申込みを勧奨し、及び保育を受けることができるよう支援しなければならない。
- 5 市町村は、前項に規定する児童が、同項の規定による勧奨及び支援を行っても、なおやむを得ない事由により子ども・子育て支援法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費（同法第二十八条第一項第二号に係るものを除く。次項において同じ。）又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費（同法第三十条第一項第二号に係るものを除く。次項において同じ。）の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該児童を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行わなければならない。
- 6 市町村は、前項に定めるほか、保育を必要とする乳児・幼児が、子ども・子育て支援法第四十二条第一項又は第五十四条第一項の規定によるあっせん又は要請その他市町村による支援等を受けたにもかかわらず、なお保育が利用できないなど、やむを得ない事由により同法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、次の措置を採ることができる。
 - 一 当該保育を必要とする乳児・幼児を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行うこと。
 - 二 当該保育を必要とする乳児・幼児に対して当該市町村が行う家庭的保育事業等による保育を行い、又は家庭的保育事業等を行う当該市町村以外の者に当該家庭的保育事業等により保育を行うことを委託すること。
- 7 市町村は、第三項の規定による調整及び要請並びに第四項の規定による勧奨及び支援を適切に実施するとともに、地域の実情に応じたきめ細かな保育が積極的に提供され、児童が、その置かれている環境等に応じて、必要な保育を受けることができるよう、保育を行う事業その他児童の福祉を増進することを目的とする事業を行う者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備を行うものとする。

第三十五条 国は、政令の定めるところにより、児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、保育所及び幼保連携型認定こども園を除く。）を設置するものとする。

- 2 都道府県は、政令の定めるところにより、児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。以下この条、第四十五条、第四十六条、第四十九条、第五十条第九号、第五十一条第七号、第五十六条の二、第五十七条及び第五十八条において同じ。）を設置しなければならない。
- 3 市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、

児童福祉施設を設置することができる。

- 4 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。

第三十九条 保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（利用定員が二十人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。）とする。

- 2 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、保育を必要とするその他の児童を日々保護者の下から通わせて保育することができる。

第三十九条の二 幼保連携型認定こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の幼児に対する教育（教育基本法（平成十八年法律第二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。）及び保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を一体的に行い、これらの乳児又は幼児の健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設とする。

- 2 幼保連携型認定こども園に関しては、この法律に定めるもののほか、認定こども園法の定めるところによる。

【国：現行】児童福祉法施行規則（抄）

第三十七条 法第三十五条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 名称、種類及び位置
 - 二 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
 - 三 運営の方法
 - 三の二 経営の責任者及び福祉の実務に当る幹部職員の氏名及び経歴
 - 四 収支予算書
 - 五 事業開始の予定年月日
- 2 法第三十五条第四項の認可を受けようとする者は、前項各号に掲げる事項を具し、これを都道府県知事に申請しなければならない。
 - 3 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。
 - 一 設置する者の履歴及び資産状況を明らかにする書類
 - 二 保育所を設置しようとする者が法人である場合にあっては、その法人格を有することを証する書類
 - 三 法人又は団体においては定款、寄附行為その他の規約
 - 4 法第三十五条第三項の届出を行った市町村は、第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項又は経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。
 - 5 法第三十五条第三項の届出を行った市町村又は同条第四項の認可を受けた者は、第一項第一号又は第三項第二号に掲げる事項に変更があつたときは、変更のあつた日から起算して一月以内に、都道府県知事に届け出なければならない。
 - 6 法第三十五条第四項の認可を受けた者は、第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項又は経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員を変更しようとするときは、都道府県知事にあらかじめ届け出なければならない。

【国：現行】児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（抄）

（児童福祉施設の一般原則）

第五条 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- 4 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(児童福祉施設と非常災害)

第六条 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

(児童福祉施設における職員の一般的要件)

第七条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等)

第七条の二 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第八条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

(入所した者を平等に取り扱う原則)

第九条 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第九条の二 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十 各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第九条の三 児童福祉施設の長は、入所中の児童等(法第三十三条の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。)に対し法第四十七条第一項 本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第十条 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設(助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。)においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 4 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第十一条 児童福祉施設(助産施設を除く。以下この項において同じ。)において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法(第八条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

- 2 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。
- 5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所した者及び職員の健康診断)

第十二条 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第四項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施を解除又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。

4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第十二条の二 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- 一 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- 二 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従つて用いること。
- 三 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- 四 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。

（児童福祉施設内部の規程）

第十三条 児童福祉施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

- 一 入所する者の援助に関する事項
- 二 その他施設の管理についての重要事項

（児童福祉施設に備える帳簿）

第十四条 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

（秘密保持等）

第十四条の二 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 児童福祉施設は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第十四条の三 児童福祉施設は、その行つた援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たつて当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。

3 児童福祉施設は、その行つた援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施に係る都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

4 児童福祉施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

（大都市等の特例）

第十四条の四 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあっては、第一条第一項中「都道府県」とあるのは「指定都市」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるの

は「指定都市の市長」と、第二条中「都道府県が」とあるのは「指定都市が」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、「都道府県に」とあるのは「指定都市に」と、同条第二項中「都道府県」とあるのは「指定都市」と読み替えるものとする。

2 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、第一条第一項中「都道府県」とあるのは「都道府県（助産施設、母子生活支援施設又は保育所（以下「特定児童福祉施設」という。）については、中核市）」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（特定児童福祉施設については、中核市の市長）」と、第二条中「都道府県が」とあるのは「都道府県（特定児童福祉施設については、中核市）が」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（特定児童福祉施設については、中核市の市長）」と、第三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（特定児童福祉施設については、中核市の市長）」と、「都道府県に」とあるのは「都道府県（特定児童福祉施設については、中核市）に」と、同条第二項中「都道府県」とあるのは「都道府県（特定児童福祉施設については、中核市）」と読み替えるものとする。

3 法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあつては、第一条第一項中「都道府県」とあるのは「児童相談所設置市」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、第二条中「都道府県が」とあるのは「児童相談所設置市が」と、「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、第三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、「法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下この項において「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事務を調査審議させる都道府県にあつては、地方社会福祉審議会）」とあるのは「法第八条第三項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関」と、同条第二項中「都道府県」とあるのは「児童相談所設置市」と読み替えるものとする。

（設備の基準）

第三十二条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- 二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。
- 三 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 四 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- 五 満二歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号及び第九十四条第二項において同じ。）、調理室及び便所を設けること。
- 六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 七 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- 八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次のロからチまでの要件に該当するものであること。
 - イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。
 - ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難	1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備

		4 屋外階段
三階	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。） 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
四階以上	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段
	避難	建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

ハ 口に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

ニ 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。ニにおいて同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分とが建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（１） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（２） 調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

（保育所の設備の基準の特例）

第三十二条の二 次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第十一条第一項の規定にかかわらず、当該保育所の満三歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

一 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

二 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

三 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

四 幼児の年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

（職員）

第三十三条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上（認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。））第七条第一項に規定する認定こども園をいう。）である保育所（以下「認定保育所」という。）にあっては、幼稚園（学校教育法第一条に

規定する幼稚園をいう。以下同じ。)と同様に一日に四時間程度利用する幼児(以下「短時間利用児」という。)おおむね三十五人につき一人以上、一日に八時間程度利用する幼児(以下「長時間利用児」という。)おおむね二十人につき一人以上)、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上(認定保育所にあつては、短時間利用児おおむね三十五人につき一人以上、長時間利用児おおむね三十人につき一人以上)とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。

(保育時間)

第三十四条 保育所における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、その地方における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

(保育の内容)

第三十五条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。

(保護者との連絡)

第三十六条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。

【国：現行】「保育所の設置認可等について」

(平成12年児発第295号厚生省児童家庭局長通知)

保育所の設置認可等については、「保育所の設置認可等について」(昭和38年3月19日児発第271号。以下「児発第271号通知」という。)により行ってきたところであるが、待機児童の解消等の課題に対して地域の実情に応じた取組みを容易にする観点も踏まえ、今般、保育所の設置認可の指針を左記のとおり改めたので、貴職において保育所の設置認可を行う際に適切に配慮願いたい。

また、保育所の設置認可に係る申請があった際に、その内容が児童福祉法(昭和22年法律第164号)第45条第1項の基準その他の関係法令に適合するものでなければ認可してはならないことは当然であり、この点については従来の取扱いと変更がないものであるので、念のため申し添える。

第1 保育所設置認可の指針

1 地域の状況の把握

都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、保育所入所待機児童数をはじめとして、人口数、就学前児童数、就業構造等に係る数量的、地域的な現状及び動向、並びに延長保育等多様な保育サービスに対する需要などに係る地域の現状及び方向の分析を行うとともに、将来の保育需要の推計を行うこと。

都道府県知事(指定都市及び中核市においては市長。以下同じ。)においては、これらの分析及び推計(関係市町村が行ったものを含む。)を踏まえて、保育所設置認可申請への対応を検討すること。

2 認可申請に係る審査等

保育所設置認可申請については、1で把握した地域の状況を踏まえつつ、個別の申請の内容について、以下の点を踏まえ審査等を行うこと。

(1)定員

保育所の定員は、「小規模保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日児発第296号)及び「夜間保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日児発第298号)に定める場合のほか、60人以上とすること。

ただし、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第2項の認定を受ける場合であって、当該認定を受ける同項に規定する幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所の定員の合計数が60人以上となるときは、当該保育所の定員について、10人以上であれば60人を下回っても差し支えないこと。

(なお、「小規模保育所の設置認可等について」の第1の1の(2)のいずれかの要件に該当する定員20人未満の保育所にあつては、幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所の定員の合計数が20人以上となるときは、当該保育所の定員について、10人以上であれば差し支えないこと。)

(2)社会福祉法人による設置認可申請

社会福祉法人を設立して保育所の経営を行う者については、社会福祉法(昭和26年法律第45号)をはじめとする関係法令等に照らし、社会福祉法人の設立についても適正な審査を行うこと。

(3)社会福祉法人以外の者による設置認可申請

審査の基準

社会福祉法人以外の者から保育所の設置認可に関する申請があった場合には、以下の基準に照らして審査すること

ア 保育所を経営するために必要な経済的基礎があること。

イ 経営者(設置者が法人である場合にあっては、当該法人の経営に携わる役員とする。以下同じ。)が社会的信望を有すること。

ウ (ア)及び(イ)のいずれにも該当するか、又は(ウ)に該当すること。

(ア) 実務を担当する幹部職員が、保育所等において二年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

(イ) 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会(保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。)を設置すること。

(ウ) 経営者に、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

エ 保育所を経営する事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者でないこと。

オ 財務内容が適正であること。

認可の条件

社会福祉法人以外の者に対して保育所の設置認可を行う場合には、設置者の類型を勘案しつつ、以下の条件を付すことが望ましいこと。

ア 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第45条第1項の基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。

イ 収支計算書又は損益計算書において、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号。以下「社会福祉法人会計基準」という。)の定めるところにより、保育所を経営する事業に係る区分を設けること。

ウ 保育所を経営する事業については、社会福祉法人会計基準に基づく資金収支計算書、事業区分資金収支内訳表、拠点区分資金収支計算書及び拠点区分資金収支明細書(以下「資金収支計算書等」という。)及び積立金・積立資産明細書(当該拠点区分にサービス区分を設定している場合には、摘要欄に当該区分名を記載すること。以下同じ)を作成すること。

エ 学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、ウに定める資金収支計算書等の作成に代えて、別紙1の資金収支計算分析表の作成によることができること。

この場合、イに定める区分ごとに、別紙4の積立金・積立資産明細書を作成すること。

なお、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、イに定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)及び別紙5の借入金明細書、及び別紙6の基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書を作成すること。

オ 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、保育所を経営する事業に係る現況報告書を添付して、都道府県知事に対して提出すること。

(ア) 前会計年度末における貸借対照表

(イ) 前会計年度の収支計算書又は損益計算書

(ウ) ウに定める保育所を経営する事業に係る前会計年度の資金収支計算書等

ただし、エによる場合は、資金収支計算書等に代えて資金収支計算分析表

(エ) ウに定める保育所を経営する事業に係る前会計年度末における積立金・積立資産明細書

ただし、エによる場合は、保育所を経営する事業に係る前会計年度末における別紙4の積立金・積立資産明細書

また、エによる場合のうち、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、保育所を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)別紙5の借入金明細書、別紙6の基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書

カ 都道府県知事は、保育所の運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該保育所に対し、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命じ、さらに当該保育所がその命令に従わないときは期間を定めて事業の停止を命じることがあり、その際、当該保育所がその命令に従わず他の方法により運営の適正を期しがたいときは、認可の取消しを行うことがあること。

市町村との契約

社会福祉法人以外の者と市町村との間で保育の実施に係る委託契約を締結する際には、以下の事項を当該契約の中に盛り込むことが望ましいこと。

ア 収支計算書又は損益計算書において、保育所を経営する事業に係る区分を設けること。

イ 保育所を経営する事業については、社会福祉法人会計基準に定めるところにより資金収支計算書等及び積立金・積立資産明細書を作成すること。

ウ 学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、社会福祉法人会計基準に定める資金収支計算書等の作成に代えて、別紙1の資金収支計算分析表の作成によることができること。

この場合、社会福祉法人会計基準に定める拠点区分ごとに、別紙4の積立金・積立資産明細書を作成すること。

なお、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、社会福祉法人会計基準に定める拠点区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）及び別紙5の借入金明細書、及び別紙6の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。

エ 保育所の認可に対して付された条件を遵守すること。

第2 既設の保育所に対する指導

この通知の施行前に設置認可を受けた保育所に係る社会福祉法人以外の者については、社会福祉法人とするか、又は第1の2(3)に掲げる基準等を満たすよう指導すること。

第3 実施期日等

この通知は平成12年3月30日から施行し、児発第271号通知はこの施行に伴って廃止する。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4に規定する技術的な勧告に当たるものである。

【国：現行】「小規模保育所の設置認可等について」

(平成12年児発第296号厚生省児童家庭局長通知)

保育所の設置認可等の取扱いについては、「保育所の設置認可等について」(昭和38年3月19日児発第271号)により、また、このうち小規模保育所に関しては、併せて「小規模保育所の設置認可等について」(昭和57年8月24日児発第713号。以下「児発第713号通知」という。)により行ってきたところであるが、今般、保育所の設置認可については、「保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日児発第295号。以下「児発第295号通知」という。)により行うこととし、また、小規模保育所の設置認可等の指針についても下記のとおり改めたので、これらにより小規模保育所の設置認可等について適切にお取り扱い願いたい。

第1 小規模保育所の設置認可の指針

1 60人未満の定員の保育所(以下「小規模保育所」という。)の設置認可申請については、児発第295号通知の「1地域の状況の把握」に基づき検討した結果、当該申請に係る保育所の定員を60人以上とすることが困難であること、当該地域について20人以上の保育需要が継続すると見込まれること及び他に適切な方法がないことを確認の上、以下の要件に適合することを審査し、小規模保育所として設置認可を行って差し支えないものであること。

(1) 当該保育所の設備及び運営については、児童福祉施設最低基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)その他法令等(以下「児童福祉施設最低基準等」という。)に定めるところに適合するものであること。

(2) 保育所・その他所在地等が次のいずれかに該当するものであること。

市部又はその周辺の要保育児童が多い地域に所在し、かつ、保育の実施による入所児童のおおむね4割以上は3歳未満児を入所させることとしている保育所。

ただし、定員21人以上の小規模保育所にあつては、3歳未満児の割合は、おおむね3割以上で差し支えないこと。

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第2項の規定により内閣総理大臣が公示した過疎地域をその区域とする市町村内の地域等に所在する保育所。

3歳未満児を保育の実施による入所児童のおおむね8割以上、かつ、このうち乳児は保育の実施による入所児童の1割以上、入所させることとしている保育所。

(3) 定員は20人以上であること。

(4) 施設長は、保育士の資格を有し、直接児童の保育に従事することができるものを配置するよう努めること。保育士その

他の職員については、児童福祉施設最低基準等に定めるところにより所定数を配置すること。

2 小規模保育所に対する費用の支弁については、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2)に定める保育単価が適用されること。

ただし、定員20人及び21人から30人までとする小規模保育所については、各々特別保育単価が適用されるものとし、毎年度別途通知するものであること。

第2 実施期日等

この通知は平成12年3月30日から施行し、児発第713号通知はこの施行に伴って廃止する。

なお、第1の1は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)による改正後の地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4に規定する技術的な勧告に当たるものである。

【国：現行】「夜間保育所の設置認可等について」

(平成12年児発第298号厚生省児童家庭局長通知)

保育所の設置認可等の取扱いについては、「保育所の設置認可等について」(昭和38年3月19日児発第271号)により、また、このうち夜間保育所に関しては、併せて「夜間保育所の設置認可等について」(平成7年6月28日児発第642号。以下「児発第642号通知」という。)により行ってきたところであるが、今般、保育所の設置認可については、「保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日児発第295号。以下「児発第295号通知」という。)により行うこととし、また、夜間保育所の設置認可等の方針についても下記のとおり改めたので、これらにより夜間保育所の設置認可等について適切にお取り扱い願いたい。

1 保育所の設置認可等の取扱方針については、児発第295号通知により示されたところであるが、夜間保育所の設置認可申請については、同通知に定める事項に加え、次の基準に照らして審査を行うこと。

(1) 設置経営主体

夜間保育の場合は、生活面への対応や個別的な援助がより一層求められることから、児童の保育に関し、長年の経験を有し、良好な成果をおさめているものであること。

(2) 定員

入所定員は、20名以上とすること。

(3) 対象児童

夜間、保護者の就労等により保育に欠けるため、市町村が保育の実施を行う児童であること。

(4) 職員

施設長は、保育士の資格を有し、直接児童の保育に従事することができるものを配置するよう努めること。保育士については、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)等に定めるところにより所定の数を配置すること。

(5) 設備及び備品

仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えていること。

既存の施設に夜間の保育所を併設する場合にあっては、直接児童の保育の用に供する設備については専用でなければならないが、管理部門等については運営に支障を生じない範囲で既存の施設の設備と共用することも差し支えないこと。

地域の実情に応じて、分園(平成10年4月9日児発第302号「保育所分園の設置運営について」に定める分園をいう。)を設置することができる。

(6) 保育の方法

開所時間は原則として概ね11時間とし、おおよそ午後10時までとすること。

2 夜間保育所に対する費用の支弁については、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2)に定める保育単価が適用され、この他別に定める加算分保育単価を加えて適用されること。

ただし、定員20人及び21人から30人までとする夜間保育所については、各々「小規模保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日児発第296号)の第1の2で定める特別保育単価に別に定める加算分保育単価を加えて適用されること。

3 都道府県知事、指定都市又は中核市の市長は、夜間保育所の設置認可を行った場合又は届出を受けた場合は、速やかに

別紙様式により当省に報告すること。

- 4 夜間保育所を設置経営する市町村及び社会福祉法人等に夜間保育所の運営についての報告を求めることがある。
- 5 この通知は平成12年3月30日から施行し、児発第642号通知はこの施行に伴って廃止する。

なお、本通知(2を除く)は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)による改正後の地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4に規定する技術的な勧告に当たるものである。

【西宮市：現行】西宮市立児童福祉施設条例 (抄)

第2条 (設置)

本市に次に掲げる施設を設置する。

- (1) 母子生活支援施設
- (2) 保育所
- (3) 児童館
- (4) 児童発達支援センター

【西宮市：現行】西宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (抄)

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の例による。

- 2 この条例において「児童福祉施設」とは、助産施設、母子生活支援施設及び保育所をいう。

(児童福祉施設の一般原則)

第6条 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- 4 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(児童福祉施設と非常災害)

第7条 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

(児童福祉施設における職員の一般的要件)

第8条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等)

第9条 児童福祉施設の職員は、常に自己研さんに励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及

び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。)を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

(入所した者を平等に取り扱う原則)

第11条 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって、懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第14条 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 母子生活支援施設においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

4 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 児童福祉施設(助産施設を除く。以下この項において同じ。)において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法(第10条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

2 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所した者及び職員の健康診断)

第16条 児童福祉施設の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時的健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時的健康診断

3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ助産の実施、母子保護の実施又は保育の実施を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。

4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(児童福祉施設内部の規程)

第17条 児童福祉施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

- (1)入所する者の援助に関する事項
- (2)その他施設の管理についての重要事項

(児童福祉施設に備える帳簿)

第18条 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第19条 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所している者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 児童福祉施設は、職員であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 児童福祉施設は、その行った援助に関し、入所している者又はその保護者等から苦情があった場合は、これに迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、その行った援助に関し、助産の実施、母子保護の実施又は保育の実施に係る市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 児童福祉施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(設備の基準)

第34条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、屋外遊戯場、調理室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室及びほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 屋外遊戯場は、保育所の敷地内に設置すること。ただし、乳児又は満3歳に満たない幼児のみを入所させる保育所で、当該保育所の付近に屋外遊戯場に代わるべき場所がある場合にあっては、この限りでない。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のイからクまでの要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。) 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段

		2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一つに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所の調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下エにおいて同じ。)以外の部分と保育所の調理室の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料で施工されていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて、防災処理が施されていること。

(保育所の設備の基準の特例)

第35条 次に掲げる要件を満たす保育所は、第15条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

(1) 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

(2) 当該保育所又は他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

(3) 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

(4) 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

(5) 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(職員)

第36条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上(認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。)第7条第1項に規定する認定こども園をいう。)である保育所(以下この項において「認定保育所」という。)にあっては、幼稚園(学校教育法第1条に規定する幼稚園をいう。)と同様に1日に4時間程度利用する幼児(以下この項において「短時間利用児」という。)おおむね35人につき1人以上、1日に8時間程度利用する幼児(以下この項において「長時間利用児」という。)おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね20人につき1人以上(認定保育所にあっては、短時間利用児おおむね35人につき1人以上、長時間利用児おおむね20人につき1人以上)とする。ただし、一つの保育

所につき2人を下ることはできない。

(保育時間)

第37条 保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

(保育の内容)

第38条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定により厚生労働大臣が定める指針によるものとする。

(保護者との連絡)

第39条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

【西宮市：現行】西宮市保育所設置認可等要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)、**「保育所の設置認可等について」**(平成12年児発第295号厚生省児童家庭局長通知。以下「295号通知」という。)、**「小規模保育所の設置認可等について」**(平成12年児発第296号厚生省児童家庭局長通知。以下「296号通知」という。)**及び「夜間保育所の設置認可等について」**(平成12年児発第298号厚生省児童家庭局長通知。以下「298号通知」という。)に基づき、法第39条に定める保育所を運営しようとする者に対し、市長が設置の認可、休止及び廃止の承認を行うについて必要な手続きを定める。

(地域の状況の把握)

第2条 市長は、保育所入所待機児童の現状、地域の人口数、就学前児童数、就業構造等に係る現状及び動向等、保育サービスに関する地域の現状を的確に把握し、将来の保育需要の推計を行うことにより、設置認可に対する判断に資するよう努めるものとする。

(認可の申請)

第3条 法第35条の規定により、保育所の設置認可を受けようとする者は、保育所設置認可申請書(様式1)を市長に提出しなければならない。

2 保育所運営の適正化に資するため、新規に保育所を設置する場合には、事前に市長と協議しなければならない。

(認可の基準)

第4条 認可にあたっては、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。)その他法令の規定、295号通知、296号通知及び298号通知並びに次の各号に定めるところにより判断するものとする。

(1)児童数の推移、入所待機の状況等地域の実態、付近の保育所の整備状況等を十分に勘案し、保育所の設置が必要であると認められるものでなければならない。なお、付近の保育所の整備状況等を勘案する際、市長は、当該地域における要入所児童の分布状況、地理的条件等特殊事情を勘案し、既設保育所との間に摩擦を生じ、事後の保育所の運営に支障が生じないよう配慮しなければならない。

(2)定員については、296号通知及び298号通知に定める場合のほか、60人以上とする。ただし、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第2項の認定を受ける場合であって、当該認定を受ける同項に規定する**幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所の定員の合計数が60人以上となるときは**、当該保育所の定員について、10人以上であれば、60人未満の定員とすることができる。

(3)職員については、満4歳以上の幼児おおむね20人につき1人以上の保育士を配置することを除いて最低基準によるほか、保育単価に含まれる常勤の保育士、非常勤の保育士、調理員及びその他の職員を配置するものとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。なお、保育士とは法第18条の4に規定する者をいう。

(4)屋外遊戯場については、保育所の敷地内に設置しなければならない。ただし、3歳未満児を対象とした保育所で、保育所の付近に屋外遊戯場に代わるべき場所が利用できる場合にあってはこの限りでない。

(社会福祉法人以外の者に対する設置認可)

第5条 社会福祉法人以外の者に対する設置認可については、前条各号に定める要件を満たすほか、次の各号に定める条件を満たさなければならない。

(1) 保育所を経営するために必要な経済的基礎があること。

(2) 経営者（設置者が法人である場合にあっては、当該法人の経営に携わる役員とする。以下同じ。）が社会的信望を有していること。

(3) 次の各号のア及びイのいずれにも該当するか、又はウに該当すること。

ア 実務を担当する幹部職員が、保育所等において2年以上勤務した経験を有する者、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者、又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

イ 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

ウ 経営者に保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

(4) 保育所を経営する事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者でないこと。

(5) 財務内容が適正であること。

（認可に際して付す条件）

第6条 社会福祉法人以外の者に対し保育所の設置認可を行う場合には、次の条件を付すものとする。

(1) 最低基準を維持するため、設置者に対して市長が必要な報告を求めた場合は報告書を提出すること。

(2) 収支計算書又は損益計算書において保育所に係る区分経理を行うこと。

(3) 毎会計年度終了後3か月以内に保育所に係る次の書類を、保育所を経営する事業に係る現況報告書（様式2）に添えて提出すること。

ア 前会計年度末における貸借対照表

イ 前会計年度の収支計算書又は損益計算書

ウ 「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成12年2月17日社援第310号。以下「社援第310号通知」という。）に定める資金収支計算書、資金収支内訳表及び保育所ごとに区分された経理に係る積立預金の累計額明細表を提出すること。

(4) 市長は、保育所の運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該保育所に対し、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命じ、さらに当該保育所がその命令に従わないときは、期限を定めて事業の停止を命じることがあり、その際、当該保育所がその命令に従わず他の方法により運営の適正を期しがたいときは、認可の取消しを行うことがあること。

（認可の場合の通知）

第7条 市長は、第3条の申請に対し、第2条に規定する地域の保育サービスへの需要を勘案し、認可の適否について判断するものとする。この場合において、市長は判断の結果を、認可する場合は保育所設置認可書（様式3）を、認可しない場合は保育所設置認可不承認通知書（様式4）を交付するものとする。

（保育所の休、廃止又は認可内容の変更）

第8条 保育所を設置運営する者が保育所経営に係る事業を休止又は廃止しようとする場合は、理由を記した書面を添えて保育所休止（廃止）申請書（様式5）を市長に提出するものとする。

2 保育所の設置認可を受けた者は、施行規則第37条第1項第1号又は第3項第2号に掲げる事項に変更があったときは、変更があった日から起算して1か月以内に、施行規則第37条第1項第2号若しくは第3号に掲げる事項又は経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員を変更しようとするときは、1か月前までに、市長に、保育所設置認可事項変更届（様式6）により届け出るものとする。

3 市長は、第1項の申請に対し、地域の保育の実状を勘案し、承認する場合は、保育所休止（廃止）承認書（様式7）を、承認しない場合は、保育所休止（廃止）不承認通知書（様式8）を交付するものとする。

4 市長は、第2項の届出に対し、受理書（様式9）を交付するものとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、保育所の設置認可等に関し必要な事項は、別に健康福祉局長が定める。

【国】建築基準法（抄）

(用語の定義)

第2条

七の二 準耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、準耐火性能(通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。第九号の三口及び第二十七条第一項において同じ。)に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

(第8号~第9号 省略)

九の二 耐火建築物 次に掲げる基準に適合する建築物をいう。

イ その主要構造部が(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

(1) 耐火構造であること。

(2) 次に掲げる性能(外壁以外の主要構造部にあつては、(i)に掲げる性能に限る。)に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。

(i) 当該建築物の構造、建築設備及び用途に応じて屋内において発生が予測される火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

(ii) 当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

ロ その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備(その構造が遮炎性能(通常の火災時における火災を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。)に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。)を有すること。

九の三 準耐火建築物 耐火建築物以外の建築物で、イ又はロのいずれかに該当し、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に前号ロに規定する防火設備を有するものをいう。

イ 主要構造部を準耐火構造としたもの

ロ イに掲げる建築物以外の建築物であつて、イに掲げるものと同等の準耐火性能を有するものとして主要構造部の防火の措置その他の事項について政令で定める技術的基準に適合するもの

【国】建築基準法施行令 (抄)

(防火区画)

第一百十二条 主要構造部を耐火構造とした建築物又は法第二条第九号の三 イ若しくはロのいずれかに該当する建築物で、延べ面積(スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けた部分の床面積の二分の一に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。)が千五百平方メートルを超えるものは、床面積(スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けた部分の床面積の二分の一に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。)の合計千五百平方メートル以内ごとに第一百五十二条の二第一項第一号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備(第九十九条に規定する防火設備であつて、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間当該加熱面以外の面に火災を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。以下同じ。)で区画しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分でその用途上やむを得ない場合においては、この限りでない。

一 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の客席、体育館、工場その他これらに類する用途に供する建築物の部分

二 階段室の部分又は昇降機の昇降路の部分(当該昇降機の乗降のための乗降口ロープの部分を含む。)で第一百五十二条の二第一項第一号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されたもの

(第2項~第16項 省略)

(避難階段及び特別避難階段の構造)

第二百二十三条 屋内に設ける避難階段は、次に定める構造としなければならない。

- 一 階段室は、第四号の開口部、第五号の窓又は第六号の出入口の部分を除き、耐火構造の壁で囲むこと。
 - 二 階段室の天井（天井のない場合にあつては、屋根。第三項第三号において同じ。）及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。
 - 三 階段室には、窓その他の採光上有効な開口部又は予備電源を有する照明設備を設けること。
 - 四 階段室の屋外に面する壁に設ける開口部（開口面積が各々一平方メートル以内で、法第二条第九号の二 口に規定する防火設備ではめごろし戸であるものが設けられたものを除く。）は、階段室以外の当該建築物の部分に設けた開口部並びに階段室以外の当該建築物の壁及び屋根（耐火構造の壁及び屋根を除く。）から九十センチメートル以上の距離に設けること。ただし、第百十二条第十項ただし書に規定する場合は、この限りでない。
 - 五 階段室の屋内に面する壁に窓を設ける場合においては、その面積は、各々一平方メートル以内とし、かつ、法第二条第九号の二 口に規定する防火設備ではめごろし戸であるものを設けること。
 - 六 階段に通ずる出入口には、法第二条第九号の二 口に規定する防火設備で第百十二条第十四項第二号 に規定する構造であるものを設けること。この場合において、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する戸又は戸の部分は、避難の方向に開くことができるものとする。
 - 七 階段は、耐火構造とし、避難階まで直通すること。
- 2 屋外に設ける避難階段は、次に定める構造としなければならない。
- 一 階段は、その階段に通ずる出入口以外の開口部（開口面積が各々一平方メートル以内で、法第二条第九号の二 口に規定する防火設備ではめごろし戸であるものが設けられたものを除く。）から二メートル以上の距離に設けること。
 - 二 屋内から階段に通ずる出入口には、前項第六号の防火設備を設けること。
 - 三 階段は、耐火構造とし、地上まで直通すること。
- 3 特別避難階段は、次に定める構造としなければならない。
- 一 屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かつて開くことができる窓若しくは排煙設備（国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものに限る。）を有する付室を通じて連絡すること。
 - 二 階段室、バルコニー及び付室は、第五号の開口部、第七号の窓又は第九号の出入口の部分（第百二十九条の十三の三第三項に規定する非常用エレベーターの乗降口ピーの用に供するバルコニー又は付室にあつては、当該エレベーターの昇降路の出入口の部分を含む。）を除き、耐火構造の壁で囲むこと。
 - 三 階段室及び付室の天井及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。
 - 四 階段室には、付室に面する窓その他の採光上有効な開口部又は予備電源を有する照明設備を設けること。
 - 五 階段室、バルコニー又は付室の屋外に面する壁に設ける開口部（開口面積が各々一平方メートル以内で、法第二条第九号の二 口に規定する防火設備ではめごろし戸であるものが設けられたものを除く。）は、階段室、バルコニー又は付室以外の当該建築物の部分に設けた開口部並びに階段室、バルコニー又は付室以外の当該建築物の部分の壁及び屋根（耐火構造の壁及び屋根を除く。）から九十センチメートル以上の距離にある部分で、延焼のおそれのある部分以外の部分に設けること。ただし、第百十二条第十項ただし書に規定する場合は、この限りでない。
 - 六 階段室には、バルコニー及び付室に面する部分以外に屋内に面して開口部を設けないこと。
 - 七 階段室のバルコニー又は付室に面する部分に窓を設ける場合においては、はめごろし戸を設けること。
 - 八 バルコニー及び付室には、階段室以外の屋内に面する壁に出入口以外の開口部を設けないこと。
 - 九 屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口には第一項第六号の特定防火設備を、バルコニー又は付室から階段室に通ずる出入口には同号の防火設備を設けること。
 - 十 階段は、耐火構造とし、避難階まで直通すること。
 - 十一 建築物の十五階以上の階又は地下三階以下の階に通ずる特別避難階段の十五階以上の各階又は地下三階以下の各階における階段室及びこれと屋内とを連絡するバルコニー又は付室の床面積（バルコニーで床面積がないものにあつては、床部分の面積）の合計は、当該階に設ける各居室の床面積に、法別表第一(イ)欄(一)項又は(四)項に掲げる用途に供する居室にあつては百分の八、その他の居室にあつては百分の三を乗じたものの合計以上とすること。

幼保連携型認定こども園の認可基準

1 関係法規等

【国：現行】認定こども園法

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い、小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることにかんがみ、地域における創意工夫を生かしつつ、幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「子ども」とは、小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 この法律において「幼稚園」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園をいう。

3 この法律において「保育所」とは、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所をいう。

4 この法律において「保育所等」とは、保育所又は児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（少数の子どもを対象とするものその他の文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを除く。）をいう。

5 この法律において「保護者」とは、児童福祉法第六条に規定する保護者をいう。

6 この法律において「子育て支援事業」とは、地域の子どもの養育に関する各般の問題につき保護者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行う事業、保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった地域の子どもに対する保育を行う事業、地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体若しくは個人との連絡及び調整を行う事業又は地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体若しくは個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業であって文部科学省令・厚生労働省令で定めるものをいう。

第二章 認定こども園に関する認定手続等

(教育、保育等を総合的に提供する施設の認定等)

第三条 幼稚園又は保育所等（以下「施設」という。）の設置者（都道府県を除く。）は、その設置する施設が都道府県の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事（保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条の二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場合その他の文部科学省令・厚生労働省令で定める場合にあつては、都道府県の教育委員会。以下同じ。）の認定を受けることができる。

2 前項の条例で定める要件は、次に掲げる基準に従い、かつ、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参照して定めるものとする。

一 当該施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領（学校教育法第二十五条の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち児童福祉法第三十

九条第一項 に規定する幼児に該当する者に対する保育を行うこと。

二 当該施設が保育所等である場合にあっては、児童福祉法第三十九条第一項 に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満三歳以上の子ども（当該施設が保育所である場合にあっては、当該保育所が所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）における同法第二十四条第四項 に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条 各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

三 子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

3 幼稚園及び保育所等のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合における当該幼稚園及び保育所等（以下「幼保連携施設」という。）の設置者（都道府県を除く。）は、その設置する幼保連携施設が都道府県の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができる。

4 前項の条例で定める要件は、次に掲げる基準に従い、かつ、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して定めるものとする。

一 次のいずれかに該当する施設であること。

イ 当該幼保連携施設を構成する保育所等において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条 各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

ロ 当該幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを引き続き当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

二 子育て支援事業のうち、当該幼保連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

5 都道府県知事は、当該都道府県が設置する施設のうち、第一項又は第三項の条例で定める要件に適合していると認めるものについては、これを公示するものとする。

（認定の申請）

第四条 前条第一項又は第三項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その申請に係る施設が同条第一項又は第三項の条例で定める要件に適合していることを証する書類を添付して、これを都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 施設の名称及び所在地

三 施設において保育する児童福祉法第三十九条第一項 に規定する乳児又は幼児の数（満三歳未満の者の数及び満三歳以上の者の数に区分するものとする。）

四 施設において保育する児童福祉法第三十九条第一項 に規定する乳児又は幼児以外の子ども数（満三歳未満の者の数及び満三歳以上の者の数に区分するものとする。）

五 その他文部科学省令・厚生労働省令で定める事項

2 前条第三項の認定に係る前項の申請については、幼保連携施設を構成する幼稚園の設置者と保育所等の設置者とが異なる場合には、これらの者が共同して行わなければならない。

（認定の有効期間）

第五条 都道府県知事は、保育所に係る第三条第一項の認定をする場合において、当該認定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

2 前項の有効期間の更新を受けようとする者は、文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事に申請書を提出しなければならない。

3 前項の規定による申請書の提出があったときは、都道府県知事は、当該保育所が所在する市町村における児童福祉法第二十四条第四項 に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らし、当該保育所において同法第三十九条第一項 に規定する幼児以外の満三歳以上の子どもに対する保育を引き続き行うことにより当該幼児の保育に支障が生じるおそれがあると認められる場合を除き、認定の有効期間を更新しなければならない。

（情報の提供）

第六条 都道府県知事は、第三条第一項又は第三項の認定をしたときは、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により、当該認定を受けた施設において提供されるサービスを利用しようとする者に対し、第

四条第一項各号に掲げる事項及び教育保育概要（当該施設において行われる教育及び保育並びに子育て支援事業の概要をいう。次条第一項において同じ。）についてその周知を図るものとする。第三条第五項の規定による公示を行う場合も、同様とする。

（変更の届出）

第七条 認定こども園（第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第五項の規定による公示がされた施設をいう。以下同じ。）の設置者（都道府県を除く。次条及び第十条第一項において同じ。）は、第四条第一項各号に掲げる事項及び教育保育概要として前条の規定により周知された事項の変更（文部科学省令・厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、前条に規定する方法により、同条に規定する者に対し、当該届出に係る事項についてその周知を図るものとする。都道府県が設置する認定こども園について同項に規定する変更を行う場合も、同様とする。

（報告の徴収等）

第八条 認定こども園の設置者は、毎年、文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより、その運営の状況を都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、認定こども園の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その設置者に対し、認定こども園の運営に関し必要な報告を求めることができる。

（名称の使用制限）

第九条 何人も、認定こども園でないものについて、認定こども園という名称又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

（認定の取消し）

第十条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定こども園の認定を取り消すことができる。

一 第三条第一項又は第三項の認定を受けた認定こども園がそれぞれ同条第一項又は第三項の条例で定める要件を欠くに至ったと認めるとき。

二 認定こども園の設置者が第七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 認定こども園の設置者が第八条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 認定こども園である保育所又は認定こども園である幼保連携施設を構成する保育所（都道府県及び市町村以外の者が設置するものに限る。以下「私立認定保育所」という。）の設置者が第十三条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき、同条第六項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき、又は同条第七項の規定による命令に従わないとき。

五 認定こども園の設置者が不正の手段により第三条第一項又は第三項の認定を受けたとき。

六 その他認定こども園の設置者が学校教育法、児童福祉法、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）若しくは私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公表しなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県が設置する認定こども園が第三条第一項又は第三項の条例で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、同条第五項の規定によりされた公示を取り消し、その旨を公示しなければならない。

（関係機関の連携の確保）

第十一条 都道府県知事は、第三条第一項又は第三項の規定により認定を行おうとするとき及び前条第一項の規定により認定の取消しを行おうとするときは、あらかじめ、学校教育法又は児童福祉法の規定により当該認定又は取消しに係る施設の設置又は運営に関して認可その他の処分をする権限を有する地方公共団体の機関（当該機関が当該都道府県知事である場合を除く。）に協議しなければならない。

2 地方公共団体の長及び教育委員会は、認定こども園に関する事務が適切かつ円滑に実施されるよう、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

第三章 認定こども園に関する特例

（学校教育法の特例）

第十二条 認定こども園である幼稚園又は認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園に係る学校教育法第二十四条、第二十五条並びに第二十七条第四項から第七項まで及び第十一項の規定の適用については、同法

第二十四条 中「努めるものとする」とあるのは「努めるとともに、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する子育て支援事業（以下単に「子育て支援事業」という。）を行うものとする」と、同法第二十五条中「保育内容」とあるのは「保育内容（子育て支援事業を含む。）」と、同法第二十七条第四項から第七項まで及び第十一項中「園務」とあるのは「園務（子育て支援事業を含む。）」とする。

（児童福祉法 等の特例）

第十三条 第三条第一項の認定を受けた市町村が設置する保育所又は同項の条例で定める要件に適合しているものとして同条第五項の規定による公示がされた都道府県が設置する保育所に係る児童福祉法第二十四条第三項の規定の適用については、同項 中「すべて」とあるのは「すべて及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第四条第一項第四号に掲げる数の同号に規定する子ども」と、「児童を」とあるのは「当該申込書に係る児童及び当該子どもを厚生労働省令の定めるところにより」とする。

2 私立認定保育所に係る児童福祉法 の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法 の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十四条第二項	市町村に提出しなければ	入所を希望する私立認定保育所(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。)第十条第一項第四号に規定する私立認定保育所をいう。以下同じ。)に提出するものとし、当該私立認定保育所はこれを市町村に送付しなければ
	保育所は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わって行うことができる	市町村は、当該申込書に係る児童が前項に規定する児童に該当すると認めるときは、当該私立認定保育所に対し、その旨を通知するとともに、当該申込書を送付しなければならない
第二十四条第三項	市町村は、一の保育所について、当該保育所	私立認定保育所は、当該私立認定保育所
	申込書に係る児童のすべて	規定により送付された申込書に係る児童のすべて（就学前保育等推進法第三条第一項の認定を受けた保育所にあつては、当該児童のすべて及び就学前保育等推進法第四条第一項第四号に掲げる数の同号に規定する子ども）
	当該保育所に 児童を	当該私立認定保育所に 当該申込書に係る児童(就学前保育等推進法第三条第一項の認定を受けた保育所にあつては、当該児童及び当該子ども)を厚生労働省令の定めるところにより
第四十六条第二	都道府県知事又は市町村長(第三十二条第三項の規定により保育所における保育を行うことの権限及び第二十四条第一項ただし書に規定する保護の権限が当該市町村に置かれる教育委員会に委任されている場合にあつては、当該教育委員会)からこの法律の規定に基づく措置又は助産の実施若しくは母子保護の実施のための委託若しくは保育所における保育を行うことの委託	第二十四条第二項の規定による通知
	これ	当該通知に係る児童の入所
第五	保育費用	保育費用から就学前保育等推進法第十三条第四項の保育料に相当する額(当該額が第五十六条第三項

十一 条 第 五 号		の市町村の長が定める額を基礎として政令の定めるところにより算定した額を下回るときは当該算定した額とする。以下「保育料額」という。)を控除した額
第 五 十 六 条 第 八 項	第一項の規定による負担能力の認定、第二項若しくは第三項の規定による費用の徴収又は第五項の規定による費用の支払の命令 本人又はその扶養義務者	保育料額の算定 私立認定保育所における保育を行うことに係る児童の保護者

3 私立認定保育所の設置者は、厚生労働省令の定めるところにより、前項の規定により読み替えられた児童福祉法第二十四条第二項の規定による通知に係る児童（同法第四条第一項に規定する児童をいう。以下同じ。）の当該私立認定保育所への入所の状況を市町村の長に対して報告しなければならない。

4 私立認定保育所の保育費用（児童福祉法第五十条第六号の二に規定する保育費用をいう。以下同じ。）については、同法第五十六条第三項の規定は、適用しない。この場合において、私立認定保育所における保育を行うことに係る児童の保護者は、保育料として当該私立認定保育所の設置者が定める額を当該私立認定保育所に支払わなければならない。

5 前項の保育料の額は、同項の保育費用を勘案し、かつ、当該保護者の家計に与える影響を考慮して当該児童の年齢等に応じて定めなければならない。

6 私立認定保育所の設置者は、第四項の保育料の額を定めたときは、これを当該私立認定保育所が所在する市町村の長に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

7 市町村の長は、前項の規定により届け出られた保育料の額が、第五項の規定に適合しないと認めるときは、その変更を命ずることができる。

8 第二項の規定により読み替えられた児童福祉法第二十四条第二項の申込書に係る児童に対する母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第二十八条及び児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第十三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「市町村は、」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十条第一項第四号に規定する私立認定保育所は、同法第十三条第二項の規定により読み替えられた」と、「保育所」とあるのは「当該私立認定保育所」とする。

第十四条 認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人（私立学校法第三条に規定する学校法人をいう。）である場合における当該保育所に係る児童福祉法第五十六条の二第一項の規定の適用については、同項中「社会福祉法人が」とあるのは「社会福祉法人又は私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人が」と、同項第一号中「社会福祉法人」とあるのは「社会福祉法人、私立学校法第三条に規定する学校法人」とする。

（私立学校振興助成法の特例）

第十五条 認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所を設置する社会福祉法人（社会福祉法第二十二條に規定する社会福祉法人をいう。）で私立学校振興助成法附則第二条第一項の規定に基づき同法第九条又は第十条の規定により補助金（当該幼稚園に係るものに限る。）の交付を受けるものについては、同法附則第二条第五項の規定は、適用しない。

第四章 罰則

第十六条 第九条の規定に違反した者は、これを三十万円以下の罰金に処する。

【国：現行】施設の設備及び運営に関する基準 概要

1 職員配置

0～2歳児：保育所と同様の職員配置（0歳児 3：1、1・2歳児 6：1）

3～5歳児：学級（35人以下）単位で職員（担任）1人を配置。

長期間利用児への新たな対応を確保するため、以下の基準により職員を確保

3歳児	長期間利用児	20：1	短期間利用児	35：1
4・5歳児	長期間利用児	30：1	短期間利用児	35：1

2 職員資格

0～2歳児：保育士資格保有者

3～5歳児：両資格保有者が望ましいが、両資格保有者の配置が困難な場合、学級担任は幼稚園教諭免許保持者、長期間利用児の保育は保育士資格保持者を充てることを原則とする。ただし、一方の資格しか有しない者を排除しないよう配慮する。

3 施設設備

(1)調理室の設置が望ましいが、年齢、発育段階や健康状態に応じた食事の提供、アレルギー等への配慮など一定の条件を満たす場合には、3～5歳児に限り、給食の外部搬入を認める。

(2)重が易い同一敷地内か隣接が望ましいが、安全性や利用時間と場所の日常的な確保など一定の条件を満たす場合には、付近にある適当な場所による代替を認める。

4 教育及び保育の内容

(1)幼稚園教育要領・保育所保育指針の目標が達成されるよう教育及び保育を提供。

(2)施設の利用開始年齢や、利用時間の長短の量など、認定こども園に固有の事情に配慮。

(3)認定こども園としての一体的運用の観点も踏まえ、教育及び保育の全体的な計画を編成。

(4)小学校教育への円滑な接続にも配慮。

5 保育者の資質向上等

(1)幼稚園教諭と保育士の相互理解を深めるとともに、多様な業務が展開できるよう、園内外での研修を充実。

(2)園内外での研修の機会を確保できるよう、勤労環境の組み立て等に配慮。

6 子育て支援

(1)子育て相談や親子の集いの場を週3日以上開設するなど、保護者が利用を希望するときに利用可能な体制を確保。

(2)職員が必要な能力を涵養するとともに、様々な世帯の人材・社会資源を活用。

7 管理運営等

(1)1人の長を置き、一体的な管理運営を行う。

(2)児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭、低所得家庭、障害児など配慮が必要な子どもの利用を排除しないように適切に配慮。

(3)子どもの健康及び安全を確保する体制を整備。保険への加入など、事故発生時の補償の体制を整備。

(4)自己評価・外部評価やその結果の公表を通じ、教育及び保育の質の向上に努める。

【兵庫県：現行】認定こども園の認定要件等に関する条例（抄）

平成 18 年 12 月 21 日条例 63 号）

第4条（幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準）

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 職員の配置

ア 認定こども園は、次の(ア)から(カ)までに掲げる子どもの区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める子どもの人数につき、1人以上の保育に従事する職員を置かなければならない。

(ア) 満1歳未満の子どもおおむね3人

(イ) 満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人

(ウ) 満3歳以上満4歳未満の子どものうち認定こども園を1日に4時間程度利用する子ども（以下「短時間利用児」という。）おおむね25人

(エ) 満4歳以上の子どものうち短時間利用児おおむね35人

(オ) 満3歳以上満4歳未満の子どものうち認定こども園を1日に8時間程度利用する子ども（以下「長時間利用児」という。）おおむね20人

(カ) 満4歳以上の子どものうち長時間利用児おおむね30人

イ 保育に従事する職員は、常時2人を下回ってはならない。

ウ 短時間利用児及び長時間利用児に共通の4時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」という。）については、満3歳以上の子どもについて学級を編成し、各学級ごとに少なくとも1人の学級担任する職員（以下「学級担任」という。）を置かなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は、満3歳以上満4歳未満の子どもについては25人以下（2人以上の学級担任を置く場合にあっては、35人以下）、満4歳以上の子どもについては35人以下とする。

(2) 職員の資格

ア 前号に規定する基準に従い、置くものとされる職員のうち満3歳未満の子ども保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。

イ 前号に規定する基準に従い、置くものとされる職員のうち満3歳以上の子ども保育に従事する者は、幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者でなければならない。

ウ イの規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員の免許状を有する者でなければならない。

エ イの規定にかかわらず、満3歳以上の子どものうち長時間利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。

オ 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有する者でなければならない。

(3) 施設設備

ア 認定こども園を構成する幼稚園及び保育所については、それぞれの用に供される建物等を同一の敷地内又は隣接する敷地内に一体的に設置しなければならない。ただし、建物等を同一の敷地内又は隣接する敷地内に設置することが困難な場合において、建物等の利用に関して欠けられる要件を満たすときは、この限りでない。

(ア) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。

(イ) 子どもの移乗時の安全が確保されていること。

イ 園舎の面積（満3歳未満の子ども保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子ども保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子ども保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。以下同じ。）は、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の右欄に定める面積以上でなければならない。ただし、既存の施設が(ア)及び(イ)本文（満2歳未満の子ども保育を行う場合にあっては、(ア)及び(イ)本文並びに(カ)）に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

学級数	面積
1学級	180平方メートル
2学級以上	320 + 100 × (学級数 - 2) 平方メートル

ウ 認定こども園は、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室並びに満2歳未満の子ども保育を行う場合にあっては、乳児室又はほふく室を設けなければならない。

エ 保育室又は遊戯室の面積は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

(ア) 満2歳以上満3歳未満の子ども1人につき1.98平方メートル（児童福祉法第39条第1項に規定する幼児以外の子どもにあっては、1人

につき1.66平方メートル)以上であること。

(イ)満3歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上であること。ただし、既存の施設の園舎の面積がイ本文に規定する基準を満たし、かつ、保育室又は遊戯室の面積が(ウ)本文に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

(ウ)保育室の面積が1学級当たり53平方メートル以上であり、かつ、遊戯室の面積が1施設当たり100平方メートル以上であるか、又は学級数が1である場合その他のこれにより難い場合にあっては、保育室及び遊戯室を兼ねる室の面積が100平方メートル以上であること。ただし、既存の施設の保育室又は遊戯室の面積が(ア)及び(イ)本文に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

オ 屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、既存の施設については、これらの基準のうちいずれかを満たせば足りるものとする。

(ア)満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。

(イ)次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の右欄に定める面積に、満2歳以上満3歳未満の子どもについて(ア)により算定した面積を加えた面積以上であること。

学級数	面積
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル

カ 乳児室の面積は、満2歳未満の子ども1人につき1.66平方メートル以上、ほふく室の面積は、満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル(児童福祉法第39条第1項に規定する乳児又は幼児以外の子どもにあっては、1人につき1.66平方メートル)以上でなければならない。

キ 屋外遊戯場は、子どもの移動時の安全が確保される場合には、次に掲げる要件を満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所をもって、これに代えることができる。

(ア)子どもが安全に利用できる場所であること。

(イ)利用時間を日常的に確保できる場所であること。

(ウ)子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

(エ)オに規定する屋外遊戯場の面積に係る基準を満たす場所であること。

ク 調理室には、子どもが立ち入らないよう仕切りを設ける等、安全及び衛生について十分に配慮しなければならない。

ケ 子どもに対する食事の提供は、満3歳未満の児童福祉法第39条第1項に規定する乳児又は幼児以外の子どもに対するものに限り、次に掲げる要件を満たす場合には、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合においても、当該認定こども園には加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(ア)調理業務を委託する場合においても、その契約上、子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあるものとされていること。

(イ)調理業務を委託する場合においても、認定こども園の職員が、衛生、栄養等の観点から必要な注意を払うことができる体制が確保されていること。

(ウ)献立等について栄養士の指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が与えられること。

(エ)調理業務の委託を受ける者(以下「受託業者」という。)は、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生、栄養等の観点から、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。

(オ)子どもの年齢、発育の段階及び健康状態に応じた食事を提供する等、子どもに提供する食事の内容、回数及び時間帯が適切であること。

(カ)次号に規定する基準に従い、定められる教育及び保育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(4)教育及び保育の内容

認定こども園における教育及び保育の内容は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準(平成18年文部科学省・厚生労働省告示第1号、以下「設備運営基準」という。)第5に規定する基準を満たすものでなければならない。

(5)職員の資質向上等

認定こども園においては、設備運営基準第6に規定する基準に加え、子どもの教育及び保育に従事する職員の資質向上等が図られなければならない。

(6)子育て支援

ア 認定こども園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成18年文部科学省・厚生労働省令第3号)第2条各号に掲げる事業その他規則で定める事業(以下「子育て支援事業等」という。)のうち、1以上の子育て支援事業等を実施しなければならない。

イ 認定こども園は、子育て支援事業等を円滑に実施するため、これに関わる職員の能力の向上を図るとともに、地域で子育てに関わるボランティア、関係団体等との連携を図らなければならない。

(7)管理運営等

ア 認定こども園の設置者は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

(ア)認定こども園を運営するために必要な経済的基礎があること。

(イ)認定こども園の財務内容が健全であること。

イ 認定こども園の設置者は、その建物又は構内の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。

ウ 認定こども園は、多様な機能を一体的に提供するため、1人の認定こども園の長の下で、全ての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行わなければならない。

エ 児童福祉法第39条第11項に規定する乳児又は幼児に対する保育時間は、1日につき8時間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。

オ 開園日及び開園時間は、児童福祉法第39条第11項に規定する乳児又は幼児に対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めなければならない。

カ 認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報開示に努めなければならない。

キ 認定こども園は、児童虐待の防止の観点から特別の支援を要する家庭の子ども、障害のある子どもその他の特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公団で行うとともに、市町等と連携してこれらの子どもの受け入れに適切に配慮しなければならない。

ク 認定こども園は、子どもの健康及び安全を確保するため、疾病予防、防災、防犯等に関する体制を整えなければならない。

ケ 認定こども園は、適切な保険又は共済制度への加入を通じて、事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができる体制を整えなければならない。

コ 認定こども園は、教育及び保育の質の向上を図るため、子どもの視点に立った点検又は評価を行う体制を整えなければならない。

サ 認定こども園は、子育て支援事業等を円滑に実施するために、市町等と十分な連携を図るよう努めなければならない。

シ 認定こども園は、苦情を受け付ける窓口を設置する等、保護者からの苦情に適切に対処するための必要な措置を講じなければならない。

ス 既存の施設にあっては、現在在籍している子どもの保護者に対し、認定こども園の認定を受けたい場合の教育、保育等について十分説明し、理解を得るよう努めなければならない。

認定こども園の認定基準の概要(その1)

認定基準等の項目等		準拠する 認可基準	県の条例				
			幼保連携型	幼稚園型	保育所型	特定認可外保育施設型	
対象児童	0～2歳児	/	保育に欠ける子どもに加え、保育に欠けない子どもも受け入れることができる				
	3～5歳児	/	保育に欠ける子ども、 保育に欠けない子ども				
認定基準	職員配置	0～2歳児	〈保育所基準〉	0歳児 3人につき1人 1、2歳児 6人につき1人 3歳児 20人につき1人 4、5歳児 30人につき1人			
		3～5歳児	長時間利用児	〈保育所基準〉	0歳児 3人につき1人 1、2歳児 6人につき1人 3歳児 20人につき1人 4、5歳児 30人につき1人		
			短時間利用児	〈幼稚園基準〉	県独自基準(4、5歳児 35人につき1人、3歳児 25人につき1人)		
		[共通利用時間の 学級編制]	〈幼稚園基準〉	県独自基準(4、5歳児は1学級35人以下、3歳児は1学級25人以下の学級編制として、各学級担任1人。 ただし、3歳児で1学級25人を超えて35人以下の学級編制を行う場合は、各学級ごとに専任の教諭1人を加算する。)			
	職員資格	職員	0～2歳児	〈保育所基準〉	保育士資格		
			3～5歳児	〈幼稚園基準及び 保育所基準〉	保育士資格・幼稚園教諭免許の併有又はいずれかの資格を有すること		
学級担任		〈幼稚園基準〉	幼稚園教諭免許 ※保育所型、特定認可外保育施設型では、有資格者の確保が難しい場合、本人の意欲、適性、能力等を判断の上、両資格併有に向けて努力を行うことを条件に、保育士資格のみを有する者を充てることができる。				
	長時間利用児の 保育に従事する者	〈保育所基準〉	保育士資格 ※幼稚園型、特定認可外保育施設型では、有資格者の確保が難しい場合、本人の意欲、適性、能力等を判断の上、両資格併有に向けた努力を行うことを条件に、幼稚園教諭のみを有する者を充てることができる。				
施設設備	園舎	3～5歳児	〈幼稚園基準〉	1学級:180㎡ 2学級以上:320+100× (学級数-2)㎡ うち保育室 53㎡以上 遊戯室(原則専用)100㎡を確保すること。	1学級:180㎡ 2学級以上:320+100× (学級数-2)㎡		
		既存施設特例	-	保育室等の基準を満たすときは適用なし	-	保育室等の基準を満たすときは適用なし	保育室等の基準を満たすときは適用なし

認定こども園の認定基準の概要(その2)

認定基準等の項目等		準拠する 認可基準	県の条例				
			幼保連携型	幼稚園型	保育所型	特定認可外保育施設型	
認定基準	保育室等	0～1歳児	乳児室1人につき1.65㎡	ほふく室1人につき3.3㎡		県独自基準 (1人につき1.65㎡)	
		2歳児	〈保育所基準〉	県独自基準(ただし、保育に欠けない子ども 1人につき1.65㎡)			
				保育室又は遊戯室1人につき1.98㎡ 県独自基準(ただし、保育に欠けない子ども 1人につき1.65㎡)			
		3～5歳児	保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡	同左	同左		同左
	既存施設特例	-	園舎の基準を満たすときは適用なし	園舎の基準を満たすときは適用なし	-	園舎の基準を満たすときは適用なし	
	調理室	0～2歳児	〈保育所基準〉	県独自基準 必置(ただし、保育に欠けない子どもの 食事の提供について、一定条件の下、 園外からの搬入可。)	県独自基準 必置(ただし、一定条件の下、 園外からの搬入可。)	県独自基準 必置(ただし、保育に欠けない 子どもの食事の提供について、 一定条件の下、園外からの搬 入可。)	県独自基準 必置(ただし、一定条件の下、 園外からの搬入可。)
		3～5歳児	-	必置(ただし、一定条件の下、園外から の搬入可。加熱、保存等の調理機能を 有する設備を備えること。)	必置(ただし、一定条件の下、 園外からの搬入可。加熱、保存 等の調理機能を 有する設備を 備えること。)	必置(ただし、一定条件の下、 園外からの搬入可。加熱、保存 等の調理機能を 有する設備を 備えること。)	必置(ただし、一定条件の下、 園外からの搬入可。加熱、保存 等の調理機能を有する設備を 備えること。)
		屋外遊戯場	〈幼稚園基準及び 保育所基準〉	①保育所基準(2歳児以上1人につき3.3㎡) ②幼稚園基準(下記参照)に2歳児一人につき3.3㎡を加算 ①と②を比較して大きくなる方の基準を採用			
	設置場所特例	〈保育所基準〉	一定条件の下、近隣の公園等、付近に ある適当な場所で代替可 県独自基準 (国の基準に移動の安全確保を加え る。)	(同一敷地内又は隣接地)	一定条件の下、近隣の公園等、付近にある適当な場所で代替可 県独自基準 (国の基準に移動の安全確保を加える。)		
	既存施設特例	-	保育所基準及び幼稚園基準のいずれか の基準で可	幼稚園基準で可	保育所基準で可	保育所基準及び幼稚園基準の いずれかの基準で可	
教育及び保育の内容等	/	「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」の目標が達成されるよう、教育・保育の提供等					
子育て支援事業	/	県独自規定(国の規定及び知事が別に定める事業の中から1以上実施)					

【国：新制度】認定こども園法（抄）

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）

（教育及び保育の目標）

第9条 幼児教育型認定こども園においては、第二条第七項に規定する目的を実現するため、子どもに対する学校としての教育及び児童福祉施設（児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。次条第二項において同じ。）としての保育並びにその実施する保護者に対する子育て支援事業の相互の有機的な連携を図りつつ、次に掲げる目標を達成するよう当該教育及び当該保育を行うものとする。

- 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調适的発達を図ること。
- 二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話に身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。
- 六 快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて、心身の健康の確保及び増進を図ること。

（教育及び保育の内容）

第10条 幼児教育型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項は、第二条第七項に規定する目的及び前条に規定する目標に従い、主務大臣が定める。

- 2 主務大臣が前項の規定により幼児教育型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を定めるに当たっては、幼稚園教育要領及び児童福祉法第四十五条第二項の規定に基づき児童福祉施設に関して厚生労働省令で定める基準（同項第三号に規定する保育所における保育の内容に係る部分に限る。）との整合性の確保並びに小学校（学校教育法第一条に規定する小学校をいう。）における教育との円滑な接続に配慮しなければならない。
- 3 幼児教育型認定こども園の設置者は、第一項の教育及び保育の内容に関する事項を遵守しなければならない。

（入園資格）

第11条 幼児教育型認定こども園に入園することのできる者は、満三歳以上の子ども及び満三歳未満の保育を必要とする子どもとする。

（設置者）

第12条 幼児教育型認定こども園は、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人のみが設置することができる。

（設備及び運営の基準）

第13条 都道府県（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内に所在する幼児教育型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等、次項及び第二十五条において同じ。）は、幼児教育型認定こども園の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、子どもの身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な教育及び保育の水準を確保するものでなければならない。

- 2 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については主務省令で定める基準に従い、定めるものとし、その他の事項については主務省令で定める基準を参照するものとする。

一 幼児教育型認定こども園における学級の編制並びに幼児教育型認定こども園に配置する園長、保育教諭その他の職員及びその員数

二 幼児教育型認定こども園に係る保育室の床面積その他幼児教育型認定こども園の設備に関する事項であって、子どもの健全な発達に密接に関連するものとして主務省令で定めるもの

三 幼児教育型認定こども園の運営に関する事項であって、子どもの適応処遇の確保及び秘密の保持並びに子どもの健全な発達に密接に関連するものとして主務省令で定めるもの

- 3 主務大臣は、前項に規定する主務省令で定める基準を定め、又は変更しようとするとき、並びに同項第二号及び第三号の主務省令を定め、又は変更しようとするときは、子ども・子育て支援法第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

4 幼児教育型認定こども園の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

5 幼児教育型認定こども園の設置者は、幼児教育型認定こども園の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

（職員）

第14条 幼児教育型認定こども園には、園長及び保育教諭を置かなければならない。

- 2 幼児教育型認定こども園には、前項に規定するもののほか、副園長、教員、主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養育教諭、養育教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、事務職員、養育施設教諭その他必要な職員を置くことができる。

- 3 園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 4 副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。
- 5 副園長は、園長に事柄があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副園長が二人以上あるときは、あらかじめ園長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。
- 6 教頭は、園長（副園長を置く幼児遊戯型認定こども園にあっては、園長及び副園長）を助け、園務を整理し、並びに必要に応じ園児（幼児遊戯型認定こども園に在籍する子どもをいう。以下同じ。）の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下この条において同じ。）をつかさどる。
- 7 教頭は、園長（副園長を置く幼児遊戯型認定こども園にあっては、園長及び副園長）に事柄があるときは園長の職務を代理し、園長（副園長を置く幼児遊戯型認定こども園にあっては、園長及び副園長）が欠けたときは園長の職務を行う。この場合において、教頭が二人以上あるときは、あらかじめ園長が定めた順序で、園長の職務を代理し、又は行う。
- 8 主幹保育教諭は、園長（副園長又は教頭を置く幼児遊戯型認定こども園にあっては、園長及び副園長又は教頭、第十一項及び第十三項において同じ。）を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。
- 9 指導保育教諭は、園児の教育及び保育をつかさどり、並びに保育教諭その他の職員に対して、教育及び保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
- 10 保育教諭は、園児の教育及び保育をつかさどる。
- 11 主幹養育教諭は、園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、及び園児（満三歳以上の園児に限る。以下この条において同じ。）の養護をつかさどる。
- 12 養育教諭は、園児の養護をつかさどる。
- 13 主幹栄養教諭は、園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の栄養の指導及び管理をつかさどる。
- 14 栄養教諭は、園児の栄養の指導及び管理をつかさどる。
- 15 事務職員は、事務に従事する。
- 16 助保育教諭は、保育教諭の職務を助ける。
- 17 講師は、保育教諭又は助保育教諭に準ずる職務に従事する。
- 18 養育助教諭は、養育教諭の職務を助ける。
- 19 特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、保育教諭に代えて助保育教諭又は講師を置くことができる。

（職員の資格）

第15条 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）は、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項で規定する普通免許状をいう。以下この条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項の登録（第四項及び第三十九条において単に「登録」という。）を受けたものでなければならぬ。

- 2 主幹養育教諭及び養育教諭は、養育教諭の普通免許状を有する者でなければならぬ。
- 3 主幹栄養教諭及び栄養教諭は、栄養教諭の普通免許状を有する者でなければならぬ。
- 4 助保育教諭及び講師（助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）は、幼稚園の助教諭の臨時免許状（教育職員免許法第四条第四項で規定する臨時免許状をいう。次項において同じ。）を有し、かつ、登録を受けた者でなければならぬ。
- 5 養育助教諭は、養育助教諭の臨時免許状を有する者でなければならぬ。
- 6 前各項で定めるもののほか、職員の資格に関する事項は、主務省令で定める。

（設置等の認可）

第17条 国及び地方公共団体以外の者は、幼児遊戯型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼児遊戯型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼児遊戯型認定こども園については、当該指定都市等の長。次項、第三項、第六項及び第七項並びに次条第一項において同じ。）の認可を受けなければならぬ。

2 都道府県知事は、前項の設置の認可の申請があったときは、第十三条第一項の条列で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によって、その申請を審査しなければならない。

- 一 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 三 申請者が、第二十二條第一項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者であるとき。ただし、当該認可の取消しが、幼児遊戯型子ども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼児遊戯型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼児遊戯型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文で規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると

認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

四 申請者が、第二十二條第一項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続去第十五條の規定による趣向があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に前項の規定による幼児保育型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼児保育型認定こども園の廃止の認可の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

五 申請者が、第十九條第一項の規定による検査が行われた日から職関決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十二條第一項の規定による認可の取消しの処分にかかる職関を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として主務省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内で特定の日を趣向した場合には当該特定の日をいう。）までの間に前項の規定による幼児保育型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼児保育型認定こども園の廃止の認可の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六 申請者が、認可の申請後五年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

七 申請者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があつたとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第一号、第二号又は前号に該当する者

ハ 第二十二條第一項の規定により認可を取り消された幼児保育型認定こども園において、当該取消しの処分に係る行政手続去第十五條の規定による趣向があった日前六十日以内にその幼児保育型認定こども園の設置者の役員又はその園長であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの（当該認可の取消しが、幼児保育型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼児保育型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼児保育型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。）

ニ 第四号に規定する期間内に前項の規定により廃止した幼児保育型認定こども園（当該廃止について相当の理由がある幼児保育型認定こども園を除く。）において、同号の趣向の前六十日以内にその設置者の役員又はその長であつた者で当該廃止の認可の日から起算して五年を経過しないもの

3 都道府県知事は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、第二十五條に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならぬ。

4 指定都市等の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に諮議しなければならない。

（第五項 省略）

6 都道府県知事は、第一項及び第二項に基づく審査の結果、その申請が第十三條第一項の条列で定める基準に適合しており、かつ、第二項各号に掲げる基準に該当しないと認めるときは、第一項の設置の認可をするものとする。ただし、次掲げる要件のいずれかに該当するとき、その他の都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（指定都市等の長が認可を行う場合にあっては、子ども・子育て支援去第六十一條第一項の規定により当該指定都市等の長が定める市町村子ども・子育て支援事業計画。以下この項において同じ。）の達成に支障を生ずるおそれがある場合として主務省令で定める場合に該当すると認めるときは、第一項の設置の認可をしないことができる。

一 当該申請に係る幼児保育型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域（指定都市等の長が認可を行う場合にあっては、子ども・子育て支援去第六十一條第二項第一号の規定により当該指定都市等が定める教育・保育提供区域をいう。以下この項において同じ。）における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援去第十九條第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになると認めるとき。

二 当該申請に係る幼児保育型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援去第十九條第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになると認めるとき。

三 当該申請に係る幼児保育型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援去第十九條第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになると認めるとき。

7 都道府県知事は、第一項の設置の認可をしない場合には、申請者に対し、速やかに、その旨及び理由を趣向しなければならない。

【国】学校教育法（抄）

第一章 総則

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第二条 学校は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。次項において同じ。）及び私立学校法第三条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）のみが、これを設置することができる。

2 この法律で、国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう。

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後継課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他朝の時間又は朝期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通商による教育を行う課程（以下「通商制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学部に ついても、同様とする。

- 一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣
- 二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会
- 三 私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事

2 前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受けることを要しない。この場合において、当該学校を設置する者は、文部科学大臣の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

- 一 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学部の設置であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの
 - 二 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学部の廃止
 - 三 前二号に掲げるもののほか、政令で定める事項
- 3 文部科学大臣は、前項の届出があつた場合において、その届出に係る事項が、設備、授業その他の事項に関する法令の規定に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 第二項第一号の学位の種類及び分野の変更に関する基準は、文部科学大臣が、これを定める。

第四条の二 市町村は、その設置する幼稚園の設置廃止等を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

第五条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

第六条 学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、中等教育学校の前掲課程又は特別支援学校の小学部及び中学部における義務教育については、これを徴収することができない。

第七条 学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない。

第八条 校長及び教員（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の適用を受ける者を除く。）の資格に関する事項は、別に法律で定めるもののほか、文部科学大臣がこれを定める。

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者
- 三 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許料がその効力を失い、当該効力の日から三年を経過しない者
- 四 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許料規上料の処分を受け、三年を経過しない者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

第十条 私立学校は、校長を定め、大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

第十一条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

第十二条 学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員に健康の保持増進を図るため、健康診断を

行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。

第十三条 第四条第一項各号に掲げる学校が次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ同項各号に定める者は、当該学校の閉鎖を命ずることができる。

- 一 法令の規定に故意に違反したとき
- 二 法令の規定によりその者がした命令に違反したとき
- 三 六箇月以上授業を行わなかつたとき

2 前項の規定は、市町村の設置する幼稚園に準用する。この場合において、同項中「それぞれ同項各号に定める者」とあり、及び同項第二号中「その者」とあるのは、「都道府県の教育委員会」と読み替えるものとする。

第十四条 大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事は、当該学校が、設備、授業その他の事項について、法令の規定又は都道府県の教育委員会若しくは都道府県知事の定める規程に違反したときは、その変更を命ずることができる。

第十五条 文部科学大臣は、公立又は私立の大学及び高等専門学校が、設備、授業その他の事項について、法令の規定に違反していると認めるときは、当該学校に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による勧告によつてもなお当該勧告に係る事項（次項において「勧告事項」という。）が改善されない場合には、当該学校に対し、その変更を命ずることができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定による命令によつてもなお勧告事項が改善されない場合には、当該学校に対し、当該勧告事項に係る組織の廃止を命ずることができる。

4 文部科学大臣は、第一項の規定による勧告又は第二項若しくは前項の規定による命令を行うために必要があると認めるときは、当該学校に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

第三章 幼稚園

第二十二条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第二十三条 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体機能の顕著的な発達を図ること。
- 二 集団生活を通して、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに謙意意識の芽生えを養うこと。
- 三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 四 日常の会話や、絵本、童謡等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

第二十四条 幼稚園においては、第二十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び世帯主民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び世帯における幼児期の教育の支援助めるものとする。

第二十五条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第二十二条及び第二十三条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第二十六条 幼稚園に入園することのできる者は、満三歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

第二十七条 幼稚園には、園長、教頭及び教諭を置かなければならない。

2 幼稚園には、前項に規定するもののほか、副園長、主幹教諭、指導教諭、養育教諭、栄養教諭、事務職員、養護教諭その他必要な職員を置くことができる。

3 第一項の規定にかかわらず、副園長を置くときその他特別の事情のあるときは、教頭を置かざることができる。

4 園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

5 副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。

6 教頭は、園長（副園長を置く幼稚園にあつては、園長及び副園長）を助け、園務を整理し、及び必要に応じ幼児の保育をつかさどる。

7 主幹教諭は、園長（副園長を置く幼稚園にあつては、園長及び副園長）及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに幼児の保育をつかさどる。

8 指導教諭は、幼児の保育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

9 教諭は、幼児の保育をつかさどる。

10 特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。

11 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第七項の規定にかかわらず、園長（副園長を置く幼稚園にあつては、園長及び副園長）及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに幼児の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

第二十八条 第三十七条第六項 第八項及び第十二項から第十七項まで並びに第四十二条から第四十四条までの規定は、幼稚園に準用する。

第三十七条 (第1項~第5項 省略)

6 副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副校長が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。

(第7項 省略)

8 教頭は、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)に事故があるときは校長の職務を代理し、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)が欠けたときは校長の職務を行う。この場合において、教頭が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、校長の職務を代理し、又は行う。

(第9項~第11項 省略)

12 養護教諭は、児童の養護をつかさどる。

13 栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。

14 事務職員は、事務に従事する。

15 助教諭は、教諭の職務を助ける。

16 講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。

17 養護加教諭は、養護教諭の職務を助ける。

(第18項~第19項 省略)

第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育種かその他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第四十三条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び世或住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育種かその他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

第四十四条 私立の小学校は、都道府県知事の所管に属する。

【国】学校教育法施行規則 (抄)

第三章 幼稚園

第三十六条 幼稚園の設備、編制その他設置に関する事項は、この章に定めるもののほか、幼稚園設置基準(昭和三十二年文部省令第三十二号)の定めるところによる。

第三十七条 幼稚園の毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、三十九週を下つてはならない。

第三十八条 幼稚園の教育課程その他の保育内容については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容の基準として文部科学大臣が別に公示する幼稚園教育要領によるものとする。

第三十九条 第四十八条 第四十九条 第五十四条 第五十九条から第六十八条までの規定は、幼稚園に準用する。

第四十八条 小学校には、設置者の定めるところにより、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる。

2 職員会議は、校長が主宰する。

第四十九条 小学校には、設置者の定めるところにより、学務協議員を置くことができる。

2 学務協議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。

3 学務協議員は、当該小学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、当該小学校の設置者が委嘱する。

第五十四条 児童が心身の状況によつて履修することが困難な各教科は、その児童の心身の状況に適合するように課さなければならない。

第五十九条 小学校の学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第六十条 授業開始の時刻は、校長が定める。

第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、特別の必要がある場合は、この限りでない。

一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する日

二 日曜日及び土曜日

三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日

第六十二条 私立小学校における学期及び休業日は、当該学校の学則で定める。

第六十三条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を教育委員会に報告しなければならない。

第四節 職員

第六十四条 講師は、常務職務に服しないことができる。

第六十五条 学校用務員は、学校の環境の整備その他の用務に従事する。

第五節 学校評価

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育種かその他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

【国】幼稚園設置基準

第一章 総則

（趣旨）

第一条 幼稚園設置基準は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

（基準の向上）

第二条 この省令で定める設置基準は、幼稚園を設置するのに必要な最低の基準を示すものであるから、幼稚園の設置者は、幼稚園の水準の向上を図ることに努めなければならない。

第二章 編制

（一学級の幼児数）

第三条 一学級の幼児数は、三十五人以下を原則とする。

（学級の編制）

第四条 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制することを原則とする。

（教職員）

第五条 幼稚園には、園長のほか、各学級ごとに少なくとも専任の主幹教諭、指導教諭又は教諭（次頁において「教諭等」という。）を一人置かなければならない。

2 特別の事情があるときは、教諭等は、専任の副園長又は教諭助兼ね、又は当該幼稚園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助教諭若しくは講師をもつて代えることができる。

3 専任でない園長を置く幼稚園にあつては、前二項の規定により置く主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師のほか、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師を一人置くことを原則とする。

4 幼稚園に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

第六条 幼稚園には、養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭又は養護力教諭及び事務職員を置くように努めなければならない。

第三章 施設及び設備

（一般的基準）

第七条 幼稚園の位置は、幼児の教育上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。

2 幼稚園の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(園地、園舎及び運動場)

第八条 園舎は、二階建以下を原則とする。園舎を二階建とする場合及び特別の事情があるため園舎を三階建以上とする場合にあっては、保育室、遊戯室及び便所の施設は、第一階に置かなければならない。ただし、園舎が耐火建築物で、幼児の待避に必要な施設を備えるものにあつては、これらの施設を第二階に置くことができる。

2 園舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

3 園地、園舎及び運動場の面積は、別に定める。

(施設及び設備等)

第九条 幼稚園には、次の施設及び設備を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

一 職員室

二 保育室

三 遊戯室

四 保健室

五 便所

六 飲料水用設備、手洗用設備、足洗用設備

2 保育室の数は、学級数を下つてはならない。

3 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。

4 飲料水の水质は、衛生上無害であることが証明されたものでなければならない。

第十条 幼稚園には、学級数及び幼児数に応じ、教育上、保健衛生上及び安全に必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

第十一条 幼稚園には、次の施設及び設備を備えるように努めなければならない。

一 放物鏡用設備

二 映写設備

三 水遊び場

四 幼児競争用設備

五 給食施設

六 図書室

七 会議室

(他の施設及び設備の使用)

第十二条 幼稚園は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

第四章 雑則

(保育所等との合同種別等に関する特別)

第十三条 幼稚園は、次に掲げる場合においては、各学級の幼児と当該幼稚園に在籍しない者を共に保育することができる。

一 当該幼稚園と幼児運動施設(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号、以下「就学前教育等推進法」という。)第三条第三項に規定する幼児運動施設をいう。以下同じ。)を構成する保育所等(就学前教育等推進法第二条第四項に規定する保育所等をいう。以下同じ。)において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うに当たり、当該幼稚園との緊密な連携協力体制を確保する必要があると認められる場合

二 前号に掲げる場合のほか、経済的社会的条件の変化に伴い、幼児の数が減少し、又は幼児が他の幼児と共に種別する機会が減少したことその他の事情により、学校教育法第二十三条第二号に掲げる目標を達成することが困難であると認められることから、幼児の心身の発達を助長するために特に必要があると認められる場合

2 前項の規定により各学級の幼児と当該幼稚園に在籍しない者を共に保育する場合においては、第三条中「一学級の幼児数」とあるのは「一学級の幼児数(当該幼稚園に在籍しない者であつて当該学級の幼児と共に保育されるものの数を含む。)」と、第五条第四項中「他の学校の教員等」とあるのは「他の学校の教員等又は保育所等の保育士等」と、第十条第一項中「幼児数」とあるのは「幼児数(当該幼稚園に在籍しない者であつて各学級の幼児と共に保育されるものの数を含む。)」と読み替えて、これらの規定を適用する。

附則抄

1 この省令は、昭和三十二年二月一日から施行する。

2 園地、園舎及び運動場の面積は、第八条第三項の規定に基づき別に定められるまでの間、園地についてはなお従前の例により、園舎及び運動

場については別表第一及び別表第二に定めるところによる。ただし、この省令施行の際別存する幼稚園については、特別の事情があるときは、当分の間、園舎及び運動場についてもなお従前の例によることができる。

3 第十三条第一項の規定により幼稚園の幼児と保育所等に入所している児童を共に保育し、かつ、当該保育所等と保育室を共用する場合には、別表第一及び別表第二中「面積」とあるのは、「面積（保育所等の施設及び設備のうち幼稚園と共用する部分の面積を含む。）」と読み替えて、これらの表の規定を適用する。

4 就学前教育等推進法第三条第三項の都道府県の条例で定める要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した保育所（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条に規定する保育所をいう。附則第六頁において同じ。）（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼児保育施設を構成するよう幼稚園を新たに設置し、又は移転させる場合における当該幼稚園（次頁において「特別幼児保育施設」という。）に関するこの省令の適用については、当分の間、次の表の上欄の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条第一項	教諭	教諭（特別助教諭（保育士の資格を有する助教諭をい）、当該幼稚園の設置又は移転の後に新たに採用されたものを除く。次頁において同じ。）を含む。次頁において同じ。）
第五条第二項	助教諭	助教諭（特別助教諭を除く。）
第八条第一項	耐火建築物で、幼児の退避上必要な施設を備えるものにあつては、これらの施設を第二階	耐火建築物で幼児の退避上必要な施設を備えるもの又は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十二条第八号イ、ロ及びハの要件に該当するものにあつてはこれらの施設を第二階に、同号ロからチまでに掲げる要件に該当するものにあつてはこれらの施設を第三階以上の階
	第二階	第二階以上の階

5 特別幼児保育施設幼稚園については、当該特別幼児保育施設幼稚園が構成する幼児保育施設において保育する満二歳以上の子どもの保育の用に供する当該幼児保育施設の施設が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当分の間、この省令の規定中当該各号に定める規定を適用しないことができる。

- 一 保育室又は遊戯室の面積が当該子ども一人につき一・九八平方メートル以上である場合 園舎の面積に関する規定
- 二 屋外遊戯場及び運動場の面積が当該子ども一人につき三・三平方メートル以上である場合 運動場の面積に関する規定

6 前二項の規定は、就学前教育等推進法第三条第三項の都道府県の条例で定める要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼児保育施設を構成するよう保育所を新たに設置し、又は移転させる場合における当該幼稚園について準用する。この場合において、附則第四頁の表第五条第一項の真中「当該幼稚園」とあるのは、「当該幼稚園と幼児保育施設を構成する保育所の」と読み替えるものとする。

【県】兵庫県私立幼稚園の設置認可等に関する審査基準

兵庫県庁（以下「知事」という。）が、私立幼稚園の設置及び私立幼稚園の収容定員に係る園則の変更の認可を行う場合は、幼稚園設置基準（昭和31年12月13日文部省令第2号以下「設置基準」という。）その他の関係法令のほか、次の基準により審査する。

第1 幼稚園の設置認可

1 基本方針

幼稚園の設置認可は、地域の幼児人口の動向等からその必要性が認められるとともに、幼稚園教育の機会均等、教育内容の充実等の見地から適正な配置となるものについて行う。

2 通園範囲

既存の幼稚園と不当な競争を避けるため、園児の通園範囲等について設置予定市町教育委員会及び地元私立幼稚園園長会等と十分な話し合いが行われていること。

3 名称

幼稚園の名称は、当該幼稚園の目的に照らしふさわしいものであって、かつ、兵庫県内の既存園の名称と紛らわしくないものであること。

4 設置者

幼稚園の設置者は、原則として学校法人とする。

5 規模

学級数は、4学級以上を原則とするが、地域の幼児人口、就園率及び既存幼稚園の設置状況等を勘案して個別に定める。

6 1学級の幼児数

1学級の学級編成は、4歳児、5歳児については35人以下とし、3歳児については25人以下を原則とする。

7 開園の時期

開園の時期は、毎年4月1日とする。

8 教員数

教員数は、設置基準に定める人数以上とし、園長が兼任である場合は、園長の職務を代行する副園長もしくは経験5年以上の教員を置くこと。ただし、3歳児について1学級25人を超える幼児数とするときは、各学級ごとに専任の教諭1人を加算すること。

9 園地、園舎等

(1)園地は、原則として自己所有であり、負担すべし。ただし、国や地方公共団体等の施設を借用する場合、又は20年以上の長期契約により借用するなど、長期かつ安定して使用する条件を取得し、教育上及び安全上支障がない場合には、この限りではない。

(2)園舎は、原則として自己所有であり、負担すべし。ただし、国や地方公共団体等の施設を借用する場合には、この限りではない。

(3)園舎及び遊戯場は、同一の敷地内又は安全上支障がない隣接する位置にあること。

(4)保育室の面積は53㎡以上、遊戯室は100㎡以上とし、遊戯室は原則として専用とする。

(5)学校間の連携を推進するため、他の学校等を同一園地内又は隣接地に併設する場合にあっては、教育課程編成上及び安全上支障がないと認められる場合に限り、施設及び設備の共用を認めることができること。

10 設備

必要な園具及び教具は、原則自己所有とする。ただし、通常教育上支障がないと認められる設備に限り、借用とすることができる。

11 資金

(1)幼稚園設置に係る負債がないこと。

(2)幼稚園の園地、園舎及び設備又はこれらを整備するのに要する資金以外に、設置初年度の教職員人件費総額の2分の1以上を相当する額の資金（以下「運用資金」という）を有すること。

(3)(2)に掲げる資金の財源は、原則として自己資金、寄附金及び補助金によること。

12 収支見込み

開園年度から少なくとも3年間の幼稚園運営に係る収支について、適正な計画を立てており、保育料、入園料等園児付収入、補助金収入その他の収入で収支の均衡を保つことが可能であると認められること。

13 既存の学校法人が幼稚園を設置する場合の特例

(1)既存の学校法人（知事補選外の学校法人を含む。以下「既存法人」という。）が幼稚園を設置する場合にあっては、次の基準を満たす借入金は認められること。この場合においては、担保の設定ができるものであること。

借入金総額新設する幼稚園の園地取得費及び園舎建築費の3分の2以内であること。

借入先が日本私立学校振興・共済事業団又は確実な金融機関であること。

適正な返済計画があり、かつ、実行可能であること。

借入後の既存法人の総資産額に対する前受金を除く総負債額の割合が3分の1以内であり、かつ、従来設置している学校のための負債に係る償還計画において、各年度の償還額が原則として当該年度の帰属収入の20%以内であること。

(2)既存法人が設置する学校において、その管理運営が適正に行われていること。例えば、次の事項に留意すること。

法令の規定、法令の規定による処分及び寄附行為に基づいて適正に管理運営されていること。

役員の間における誹謗その他紛争が無く、こと。

日本私立学校振興・共済事業団等からの借入金の償還（利息、延滞金の支払を含む）又は公租・公課（私立学校教職員共済掛金を含む）の滞り無しこと。

第2 幼稚園の収容定員に係る園則の変更認可

1 基本方針

幼稚園の収容定員に係る園則の変更認可は、地域の幼児人口の動向等からその必要性が認められるとともに、幼稚園教育の機会均等及び教育内容の充実等の見地から、適正な変更であること。

2 1学級の幼児数

第1の6を準用するものであること。

3 園則変更の時期

園則変更の時期は、毎年4月1日とする。

4 教員数

第1の8を準用するものであること。

5 園地及び園舎

園地及び園舎の整備を伴う場合は、第1の9、13を準用するものであること。この場合において、第1の13(1)中「幼稚園を設置する」とあるのは「収容定員を変更する」と読み替えるものとする。

6 設備

第1の10を準用するものであること。

第3 標準処理期間

1 施設、設備の整備を要する場合

申請書の到達後、申請書に対する処分を行うまでの標準処理期間（当該申請の補正に要する期間を除く。）は1年6カ月とする。

2 施設、設備の整備を要しない場合

申請書の到達後、申請書に対する処分を行うまでの標準処理期間（当該申請の補正に要する期間を除く。）は6カ月とする。

第4 申請書類及び添付書類

申請書及び添付書類については別途定める。

附則

1 この基準は、平成6年10月1日から施行する。

2 この基準は、施行日以降、新たに申請される幼稚園設置認可、幼稚園の収容定員に係る園則の変更認可の審査から適用する。

3 幼児遊憩施設認定こども園（認定こども園の認定基準等に関する条例（平成18年兵庫県条例第63号）第2条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）を構成する幼稚園の規模については、当該認定こども園を構成する保育所と幼稚園との収容定員の合計数が70人以上となり、かつ、当該認定こども園において行う保育等利用及び一時保育等利用に共通の4時間程度の利用時間における満3歳以上の子どもが35人以上となるときは、幼稚園の収容定員が10人以上であれば差し支えないものとする。（第1の5関係）

4 幼児遊憩施設認定こども園を構成する幼稚園の運動場については、第1の9(3)の規定によることを原則とする。ただし、子どもの移動時の安全が確保される場合には、次に掲げる要件を満たす当該幼稚園の付近にある適当な場所をもって、これに代えることができるものとする。（第1の9(3)関係）

(1)園児が安全に利用できる場所であること。

(2)利用時間を日常的に確保できる場所であること。

(3)園児に対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

(4)運動場の面積が設置基準別表第2による面積以上であること。ただし、設置しようとする幼稚園が設置基準別表第4に規定する特別幼児遊憩施設幼稚園に該当する場合には、満3歳以上の子ども1人につき3.3㎡以上であるときはこの限りではない。

5 保育所を設置する社会福祉法人が幼稚園を設置する場合には、第1の13中「学校法人」とあるのは「保育所を設置する社会福祉法人」と、「日本私立学校振興・共済事業団」あるのは「独立行政法人福祉医療機構」と、「帰属収入」とあるのは「経常種収入」と、「寄附行為」とあるのは「定款」と、「私立学校運営職員共済組合掛金」とあるのは「社会保険（政府管掌健康保険、厚生年金保険）の保険料」と読み替えるものとする。（第1の13関係）

附則

1 この基準は、平成7年4月1日から施行する。（第1の6の改正）

2 この基準施行の際に存在する幼稚園が収容定員増の園則変更をする場合は、改正後の6の規定にかかわらず、既存定員部分について、平成13年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

附則

- 1 この基準は、平成15年4月1日から施行する。(第1の4、6、8、9、10、11、12の改正)
- 2 この基準は、施行日以降、新たに申請される幼稚園設置認可、幼稚園の収容定員に係る園則の変更認可の審査から適用する。

附則

- 1 この基準は、平成19年3月28日から施行する。(第1の12、13、第2の5の改正)
- 2 この基準は、施行日以降、新たに申請される幼稚園設置認可及び幼稚園の収容定員に係る園則の変更認可の審査から適用する。

2 国の検討状況

I 総論

1. 基本的な考え方

- 学校かつ児童福祉施設たる「単一の施設」としての幼保連携型認定こども園にふさわしい「単一の基準」とする。
- 新たな幼保連携型認定こども園の質を確保し向上させる観点から、現行の幼保連携型認定こども園に適用されている基準を基礎とする。具体的には以下の方針を基本とする。※特例の在り方については、2. を参照。
 - ・ 幼稚園と保育所の基準の内容が異なる事項は高い水準を引き継ぐ。
 - ・ 幼稚園と保育所のいずれかのみに適用のある事項は、学校かつ児童福祉施設としての性格に鑑み、両者の実務に支障のない形で引き継ぐ。
 - ・ 認定こども園に特有の事項で幼稚園・保育所の基準に定めがない事項は、認定こども園の基準を参考としつつ、基準として追加すべき内容を整理する。
- 幼稚園・保育所の両方の基準で、全国一律の担保を求めている事項は「従うべき基準」、両方の基準で全国一律の担保を求めている事項は「参酌基準」、と整理する。幼稚園・保育所のいずれか一方の基準で全国一律の担保を求めている事項の扱いは検討の上整理する。
- なお、職員配置に関しては給付等の公定価格や財源の確保との関連が強い事柄であり、公定価格の議論の進捗よくと合わせて整理していく。

2. 既存施設からの移行の特例及び弾力的な取扱いの検討方針

- 1. の質の確保のための原則に併せて、既存施設から新たな幼保連携型認定こども園への円滑な移行の確保の要請とのバランスにも留意し、原則として、既存施設から現行の幼保連携型認定こども園に移行する場合に認められる幼稚園・保育所の基準の特例を下回らない特例措置の在り方を検討する。
- また、認可権者の弾力的な取扱いが必要な事項については、例えば子どもの安全や教育・保育上の機能・効用が確保されると一般に認められるような代替的措置など、既存施設の移行や新規の設置の検討に資するような望ましい運用方針を具体的に示すことも検討する。
- これらについては、「幼稚園・保育所等の経営実態調査」の結果等を活用し、既存施設の実態や施設整備の支援方針に照らして合理的な水準向上努力により移行・設置が期待される水準となるよう措置する。
- このほか、保育所の基準で構造改革特別区域の特例措置（公立保育所における3歳未満児に対する給食の外部搬入）の適用のある事項について、新たな幼保連携型認定こども園の取扱いも検討する。

3. 留意事項

- 法律上新たな幼保連携型認定こども園の認可を受けたものとみなされる施設については、新たな基準に適合するよう努めることを前提に、認可基準において、現行の幼保連携型認定こども園の基準によることを認める経過措置を設ける。
- 職員資格については、保育教諭の職と資格やそれに伴う経過措置が法律上定められていることから、認可基準やその特例としての検討は行わない。
- 教育・保育の内容については、認可基準とは別に主務大臣が定めることが法律上定められていることから、別途、幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）を中央教育審議会・社会保障審議会の合同で検討。

- 施設の管理運営等に関する基準の中には、幼稚園の場合「学校教育法施行規則」で、保育所の場合「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」で定められるなど、規定される省令の種類が異なるものがある。
本資料では、便宜的に「認可基準に関する検討事項」として全体を議論に供するが、法制的な整理の結果、「設備及び運営に関する基準」ではなく、「認定こども園法施行規則」等に定めるものも出てくることもあり得る。

(参考)設置パターン別の基準適用イメージ

施設の設置パターン	認可基準	予定
【新設】のパターン 新規に新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合	・幼稚園又は保育所の高い水準を原則(本則) ・弾力的な取扱いが必要な事項については、望ましい運用方針を明確化	今回から検討
【既存施設からの移行】のパターン 既設の幼稚園又は保育所を基に新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合	・幼稚園又は保育所のいずれかの基準を満たすことで足りる等の特例(附則、通知等) ・上記特例以外は、新設の場合と同じ	次回以降検討
【現行の幼保連携型認定こども園からの移行】のパターン 法律上新たな幼保連携型認定こども園の設置認可を受けたものとみなされる場合	・新たな基準に適合するよう努めることを前提に、現行の幼保連携型認定こども園の基準によることを認める経過措置(附則)	上記検討を踏まえ検討

1. 学級編制・職員

(1) 学級編制

幼稚園	○ 学級を編制することが前提。 ○ 学年の初日前日に同年齢の幼児での編制が原則(異年齢児での編制も可)。
保育所	○ 規定なし。
認定こども園	○ 満3歳以上の短時間利用児・長時間利用児の共通利用時間は学級を編制しなければならない。
検討の視点	○ 学校としての性格を踏まえ、満3歳以上の幼児の教育課程に係る時間は、幼稚園と同様とすることでよいか(満3歳以上の園児のそれ以外の時間や満3歳未満の幼児には、学級編制を適用しない)。

国の検討案

【新設こども園】

保育の必要性の有無にかかわらず、満3以上の園児の教育課程にかかる教育時間は学級を編制する。

保育を必要とする子どもも必要としない子どもも、一体的に学級を編制できることとする。学級編制は、学年の初日前日に同年齢の幼児での編制を原則とする。

【既存施設からの移行】

移行特例なし。

(2) 園長等の資格

幼稚園	○ 園長は「教諭免許状及び5年の教育職経験」又は「10年の教育職経験」が原則。ただし、「同等の資質を有する者」等の特例あり。
保育所	○ 規定なし。なお、運営費の基準において、施設長は「児童福祉事業に2年以上従事した者」又は「同等以上の能力を有すると認められる者」。
認定こども園	○ 認定こども園の長は、教育・保育及び子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理・運営を行う能力を有しなければならない。
検討の視点	○ 認定こども園の基準と同様に認定こども園固有の能力要件を求め、かつ、幼稚園の基準を参考に、教諭免許状又は保育士の資格を有し、教育職若しくは児童福祉事業の一定の経験がある者又は同等の資質を有する者を原則とする方向でどうか。

※これらは副園長・教頭にも準用。

国の検討案

【新設こども園】

園長は、原則として、教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ、教育職又は児童福祉事業の一定の経験があるものとする。

ただし、これと同等の資質を有する者についても認めることとする。

これらの取扱いは、副園長・教頭についても準用する。

教育職又は児童福祉事業の一定の経験の内容は、現行の取扱いを踏襲する。

この場合、求める期間を「教育職と児童福祉事業を合算して5年」とする。

「同等の資質」の内容は、人格が高潔で、幼児教育・保育に関する熱意と高い識見や職員に対して必要な指導及び助言等をする能力を有する者であって、「教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ、教育職又は児童福祉事業の一定の経験がある者」と同等と認められる者とする。

「同等の資質」があることは、設置者が判断することとする。

【既存施設からの移行】

移行特例なし。

(3) その他の職員の配置(認定こども園法で規定されている事項以外)

幼稚園	○ 教頭は原則必置(副園長を置く等の場合は不要)。 ○ 主幹教諭・養護教諭・養護助教諭・事務職員を置くよう努める。 ○ 学校医、学校歯科医、学校薬剤師を必置。
保育所	○ 嘱託医、調理員を必置。調理業務の全部委託の場合は調理員の配置は不要。
認定こども園	○ 規定なし。
検討の視点	○ 教育・保育及び子育て支援の統括業務を支える観点から、園長を補佐する副園長又は教頭を置くよう努めることとする方向でどうか。 ○ 主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員は幼稚園と同様、調理員は保育所と同様とすることでよいか。

※ 改正後の認定こども園法では、園長及び保育教諭が必置であり、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができるとされている。

※ 平成24年5月現在の幼稚園の副園長は2,861人、教頭は1,857人、養護教諭・助教諭は443人、栄養教諭は48人(幼稚園数は13,170園)。

※ 幼保連携型認定こども園では、学校保健安全法が準用されるため、学校医、学校歯科医、学校薬剤師が必置となる。

国の検討案

【新設子ども園】

副園長や教頭は、いずれかを置くよう努めることとする。

調理員は、必置とする。なお、調理業務の全部を外部委託又は外部搬入する場合、調理員の配置は不要とする。

【既存施設からの移行】

移行特例なし。

(4) 短時間勤務(非常勤)の職員の扱い

幼稚園	○ 教諭等の職は常勤が前提。ただし、講師は常時勤務に服さないことができる。(他の学校種と共通)
保育所	○ 保育士は常勤であることが原則であり望ましい。ただし、入所者の処遇を低下させず、各組・グループにつき常勤保育士が1人(0歳児を含む場合は2人)以上配置され、短時間勤務(非常勤)の保育士を充てる場合の勤務時間数が常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数以上となることが確保される場合には、短時間勤務(非常勤)の保育士を必要数に充てることが可能。
認定こども園	○ 規定なし。
検討の視点	○ 保育教諭の常勤・非常勤の扱いは幼稚園と同様とすることを基本とするか。その際、3歳未満児の対応については、保育所の取扱いを踏まえるべきか。 ※ 常勤換算方法等の詳細は、(5)の職員配置基準と合わせて検討。

国の検討案

【新設子ども園】

保育教諭等は、原則、常勤とする。

職名の取扱いは、幼稚園と同様、保育教諭等は常勤とすることとし、講師については常時勤務に服さない(短時間勤務)ことができることとする。

【既存施設からの移行】

移行特例なし。

(5) 職員配置基準(学級編制基準)

幼稚園	○ 1学級の幼児数は、35人以下を原則とし、各学級に専任の教諭等を1人置かなければならない。
保育所	○ 保育士の数は、0歳児は3人につき1人、1・2歳児は6人につき1人、3歳児は20人につき1人、4・5歳児は30人につき1人以上とする。ただし常時2人以上。
認定こども園	○ 短時間利用児：幼稚園と同じ、長時間利用児：保育所と同じ。
検討の視点	※ 給付等の公定価格の議論の進ちよくと合わせて検討。

国の検討案

【新設子ども園】

満3歳以上の教育課程にかかる教育時間を含め、保育所と同様に職員配置基準を設定する。
満3歳以上の学級には、職員配置基準上配置が求められる職員のうち、専任の教諭を1人置かなければならない。
指導計画の作成、教材開発、園内研修などの時間の確保に留意する必要がある。
学級編成基準を1クラス30人以下とする。

【既存施設からの移行】

移行特例なし。

2. 設備

(1) 保育室等の設置（認定子ども園法で規定されている事項以外）

幼稚園	<ul style="list-style-type: none">○ 職員室、保育室、遊戯室、保健室(※)、便所は必置。※保健室は学校保健安全法により必置。○ ただし、特別な事情があるときは、保育室と遊戯室、職員室と保健室の兼用可。 <p>【既存施設に関する特例】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 適正な運営が確保された既設の保育所と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置、移行する場合は、職員室として必要とされる機能が適切に担える場合には兼用可。
保育所	<ul style="list-style-type: none">○ 満2歳未満の乳幼児を入所させる場合、乳児室又はほふく室は必置。医務室、便所は原則設置。○ 満2歳以上の幼児を入所させる場合、保育室又は遊戯室は必置。便所は原則設置。
認定子ども園	<ul style="list-style-type: none">○ 保育室又は遊戯室は必置。満2歳未満の子どもを入所させる場合は、乳児室又はほふく室も必置。
検討の視点	<ul style="list-style-type: none">○ 満2歳以上の園児を受け入れる場合は、保育室、遊戯室を必置としてはどうか。○ 特別な事情がある場合は、保育室と遊戯室は兼用可としてはどうか。○ 満2歳未満の園児を受け入れる場合は、保育所と同様、乳児室又はほふく室は必置としてはどうか。○ 受入れ園児の年齢にかかわらず、職員室、便所、保健室又は医務室(※)は必置としてはどうか。 ※認定子ども園法では、保健室の必置を定めた学校保健安全法を準用している。○ 特別な事情がある場合は、職員室と保健室は兼用可としてはどうか。 <p>※保健室と医務室の関係の整理が必要ではないか。</p>

国の検討案

【新設子ども園】

満2歳以上の園児を受け入れる場合、保育室、遊戯室を必置とする。なお、特別な事情がある場合、保育室と遊戯室は兼用可とすることとする。
満3歳以上の園児にかかる保育室の数は、学級数を下ってはならない。
満2歳未満の園児を受け入れる場合、乳児室またはほふく室を必置とすることとする。
受入れ園児の年齢にかかわらず、職員室、便所を必置とすることとする。
特別な事情がある場合、職員室と保育室は兼用可とする。

【既存施設からの移行】

保育所から移行する場合、独立した職員室は不要とする特例を設けることとする。

(2)園舎・保育室等の面積

幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学級数に応じた、園舎全体の面積基準を規定 <ul style="list-style-type: none"> ・1学級:180㎡、2学級:320㎡、3学級以上:1学級につき100㎡増) ○ 保育室の数は、学級数を下ってはならない。 <p>【既存施設に関する特例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な運営が確保された既設の保育所と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置、移行する場合は、満3歳以上の幼児の保育室又は遊戯室の面積が当該子ども1人につき1.98㎡以上であれば可。
保育所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 居室の種類に応じ、入所者1人当たりの面積基準を規定 <ul style="list-style-type: none"> ・乳児室:1人につき1.65㎡以上 ・ほふく室:1人につき3.3㎡以上 ・保育室又は遊戯室:1人につき1.98㎡以上 ※ 居室の面積基準については、東京等の大都市部等の一定の地域に限り、一時的措置として、国の基準を「標準」とする特例が設けられている。 <p>【既存施設に関する特例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な運営が確保された既設の幼稚園と幼保連携施設を構成するよう保育所を新たに設置、移転する場合は、満3歳以上の幼児の保育室又は遊戯室について、幼稚園の園舎の面積基準を満たしていれば可。
認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 園舎の面積(満3歳未満の子どもに係る保育の用に供する部分を除く。)は、幼稚園の基準と同じ。 ○ 乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室は、保育所の基準と同じ。
検討の視点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の面積を合計した面積以上としてはどうか。 <ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上の園児について、幼稚園の基準による面積(ただし保育室・遊戯室の面積は保育所の基準とし、保育室・遊戯室の数は幼稚園の基準とする) ・満3歳未満の園児について、保育所の基準による面積

国の検討案

【新設こども園】

園舎面積は、次の要件の合計面積を最低基準とする。

- ・満3歳以上の園児にかかる面積は、幼稚園基準による面積
(ただし、保育室・遊戯室の面積について、保育所基準により算定した面積の方が幼稚園基準による面積を上回る場合は、保育所基準とする。)
- ・満3歳未満の園児について、保育所基準による面積

【既存施設からの移行】

幼稚園から移行する場合、園舎全体の面積について、幼稚園基準を満たしていれば可とする(現行の移行特例と同様)。

保育所から移行する場合、満3歳以上の園児の保育室又は遊戯室について、保育所の面積基準を満たしていれば可とする(現行の移行特例と同様)。

(3) 保育室等の設置階

幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 園舎は2階建て以下が原則。(特別な事情がある場合は3階建以上も可。) ○ 2階建以上とする場合、保育室、遊戯室、便所は1階に設置。(ただし、園舎が耐火建築物で退避上必要な施設を備える場合は、2階に設置可。) <p>【既存の施設に関する特例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適正な運営が確保された既設の保育所と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置、移行する場合は、保育所の基準を満たしていれば、3階以上に保育室等を設置可、準耐火建築物でも2階に保育室等を設置可。
保育所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」)の3階以上の設置可。 ○ 保育室等を2階以上に置く場合は、階段や待避設備等について建築基準関係法令の上乗せの耐火・防火の基準を満たすことが原則。 <p>※ 「規制改革実施計画」(平成25年6月14日閣議決定)において、認可保育所の設置基準における避難用の屋外階段設置(保育室が4階以上の場合)について、同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよう、合理的な程度の避難基準の範囲や代替手段について平成25年度中に検討し、結論を得ることとされている。</p>
認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 規定なし。
検討の視点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 園舎の階数については、幼稚園と同様とすることを原則としてはどうか。 ○ 保育室等の設置階は、保育所と同様、建築基準関係法令の上乗せの耐火・防火の基準を満たす場合に限り、2階以上でも可としてはどうか。 ○ 保育室等の設置階を2階以上とする場合の取扱いについては、経営実態調査の結果等も踏まえて検討する方向でどうか。 <p>※ 上記の保育所についての議論も踏まえて検討。</p>

国の検討案

【新設こども園】

園舎の階数については、2階建て以下を原則とし、特別な事情がある場合は3階建て以上も可とする。

2階建て以上とする場合、保育室、遊戯室、便所は1階に設置することを原則とし、園舎が耐火建築物で待避上必要な施設(階段、待避上有効なバルコニーや転落防止設備等)を備える場合は、2階以上に設置可とする。

【既存施設からの移行】

幼稚園から移行する場合、幼稚園基準を満たしていれば可とする(現行の移行特例と同様)。

保育所から移行する場合、保育所基準を満たしていれば可とする(現行の移行特例と同様)。

(4)運動場等の設置

幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運動場は必置。 ○ 園舎と同一の敷地内又は隣接する位置とすることが原則。 【既存施設に関する特例】 ○ 適正な運営が確保された既設の保育所からの移行については、認定こども園と同じ基準により、付近の適当な場所への代替可。 ○ 屋上を運動場とすることは不可。 【既存施設に関する特例】 ○ 適正な運営が確保された既設の保育所と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置、移行する場合は、保育所と同じ基準により、用地不足の場合に屋上を運動場とすることも可。
保育所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 満2歳以上の幼児を入所させる場合には、屋外遊戯場は原則設置(付近の公園等の適当な場所への代替可)。 ○ 土地の確保が困難等の事情がある場合は、必要な面積があり、日常的に使用できる距離にあり、利用時・移動時の安全が確保されていれば、屋外遊戯場に代わるべき場所は保育所と隣接する必要はない。 ○ 耐火建築物については、用地不足の場合は、一定の条件の下、屋上を屋外遊戯場とすることも可。
認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 屋外遊戯場は原則設置。 (安全の確保、日常的な利用時間の確保、教育及び保育の適切な提供、一定の面積の要件を満たせば、付近の適当な場所への代替可。) ○ 屋上の利用については特に規定なし。
検討の視点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼稚園と同様、運動場は必置、園舎と同一の敷地内又は隣接する位置とすることを原則としつつ、例外や屋上の取扱いについては、経営実態調査の結果や保育所の基準も踏まえ、代替の可能性、土地の確保が困難等の事情がある場合の措置も含め、望ましい在り方を検討してはどうか。

国の検討案

【新設こども園】

園舎と同一の敷地内又は隣接する位置とすることを原則とする。

面積は、以下の面積を合計した面積以上とする。

- ・ 満3歳以上の園児について、幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積
- ・ 満2歳の園児について、保育所基準による面積

代替地として運動場を認め、現行の保育所や認定子ども園における代替地を運動場として取扱い際の要件を参照しつつ、これらに加えて排他的な利用が可能であることが確認できること等を要件として求める。

屋上を運動場として認め、運動場等に求められる教育的観点(子どもが自らの意志で自由に利用できる環境等)と屋上利用にあたっての子ども安全性の確保の観点の双方を満たす状態の確保。

認可基準上、運動場等の名称。

(5)運動場の面積

幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学級数に応じた面積基準を規定。 ・1学級:330㎡、2学級:360㎡、3学級:400㎡、4学級以上:1学級につき80㎡増。 <p>【既存施設に関する特例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適正な運営が確保された既設の保育所と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置、移転する場合は、保育所と同じ基準により、1人につき3.3㎡で可。
保育所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入所者1人当たりの面積基準を規定。 ・満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上 <p>【既存施設に関する特例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適正な運営が確保された既設の幼稚園と幼保連携施設を構成するよう保育所を新たに設置、移転する場合は、幼稚園の基準による運動場の面積と満2歳の幼児に係る保育所の基準による屋外遊戯場の面積の合計以上であれば可。
認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次の基準をともに満たすこと ・満2歳以上の子ども1人につき3.3㎡以上 ・幼稚園の基準による面積と満2歳の幼児1人につき3.3㎡の合計の面積 <p>【既存施設に関する特例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 既存施設が認定を受ける場合は、いずれかの基準を満たすことで可。
検討の視点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の面積を合計した面積以上としてはどうか。 ・満3歳以上の園児について、幼稚園の基準による面積と保育所の基準による面積のいずれか大きい方。なお、経営実態調査の結果を踏まえ、弾力的な取扱いを検討するか。 ・満2歳の園児について、保育所の基準による面積

国の検討案

【新設こども園】

以下の面積を合計した面積以上とする。

- ・満3歳以上の園児について、幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積
- ・満2歳の園児について、保育所基準による面積

【既存施設からの移行】

幼稚園から移行する場合、幼稚園基準による運動場の面積と満2歳の園児に係る保育所の基準による屋外遊戯場の面積の合計以上であれば可とする(現行の移行特例と同様)。

保育所から移行する場合、保育所と同様の基準とする(現行の移行特例と同様)。

(6)調理室の設置

幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給食施設を備えるよう努める。
保育所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調理室は必置。(耐火上の上乗せ基準あり。) ○ 満3歳以上の幼児について給食の外部搬入を実施する場合は、なお施設内で行うことが必要な加熱、保存、配膳等の調理機能を有する設備を備えた調理室で可。
認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所の基準と同じ。 ※ 必要な設備は、実態を踏まえて判断。当該設備を備える部屋について、必ずしも専用の部屋とする必要はないが、備える設備等に応じて衛生管理や防火といった面からの対応が求められる。
検討の視点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所と同様、調理室は必置、満3歳以上の幼児について給食の外部搬入を実施する場合は、なお施設内で行うことが必要な加熱、保存、配膳等の調理機能を有する設備を備えた調理室で可能としつつ、外部搬入を実施する場合の調理室や設備等については、経営実態調査の結果や食品衛生規制等も踏まえ、配食数が極めて少ない等の特別の事情がある場合の措置も含め、望ましい在り方を検討してはどうか。 ※ 食事の提供については、3.(3)食事の提供を参照。

国の検討案

【新設子ども園】

食事は、すべての園児に同じように提供されることが望ましいが、基準上、食事の提供を義務づける園児の範囲は、保育認定の子ども(2号、3号)とし、教育標準時間認定の子ども(1号)への食事の提供については、園の判断とする。

食事の提供義務がかかっている園児に対する弁当持参について、原則、自園調理による提供とし、満3歳以上の園児については、外部搬入を可とする。

外部搬入を認める場合、現行の保育所における要件を満たすこととする。

満3歳未満児に対する食事の外部搬入については、公立保育所における満3歳未満児に対する給食の外部搬入特区に対する構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会による再評価を踏まえて検討する。

自園調理による食事の提供の場合、調理室の設置を原則とする。

ただし、食事を提供するべき園児数が少ない場合(例えば20人未満)、自園調理の場合であっても、独立した調理室ではなく、必要な調理設備を備えていれば可とする。

その場合に必要な調理設備は、通常のキッチン設備をもとに、提供すべき園児数に応じた設備内容を求める。

外部搬入を認める場合、必要な調理設備は保育所と同様とする。

【既存施設からの移行】

幼稚園から移行する場合、運動場等に調理室・設備を増設することにより、運動場の必要面積の確保に支障が生じる等の場合は、調理室等の増設部分についても運動場等とみなして、運動場等の必要面積に参入できることとする。

(7) その他の設備

幼稚園	○ 飲料水設備、手洗用設備、足洗用設備は必置。 ○ 放送聴取設備、映写設備、水遊び場、幼児清浄用設備、図書館、会議室は、設置に努める。
保育所	○ 規定なし。
認定こども園	○ 規定なし。
検討の視点	○ 幼稚園と同じでよいか。

国の検討案

【新設こども園】

飲料水設備、手洗用設備、足洗用設備は必置とする。

放送聴取設備、映写設備、水遊び場、幼児清浄用設備、図書室、会議室は、設置に努めることとする。

【既存施設からの移行】

移行特例なし。

建物及び附属設備の一体的設置

幼稚園	○規定なし(一体的設置を想定)。
保育所	○規定なし(一体的設置を想定)。 (参考)保育所分園の扱い 認可保育所の設置が困難な地域における保育の実施を図ることを目的とした保育所の分園は、中心保育所と分園の距離については、通常の交通手段により、30分以内の距離が目安。
認定こども園 (現行)	○幼保連携型認定こども園、幼稚園型(連携施設タイプ)は、建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内にあることが望ましい。 ○建物等が同一の敷地内又は隣接する敷地内でない場合は、 ①教育・保育の適切な提供、②移動時の安全の確保、の要件を満たす必要がある。

国の検討案

【新設こども園】

建物及びその附属設備は、同一の敷地内又は隣接することを求める。

【既存施設からの移行】

既存の幼稚園、保育所からの移行については、新設と同様、同一の敷地内又は隣接することを求める。

3. 運営

(1) 平等取扱い、虐待・懲戒権限濫用の禁止、秘密保持等

幼稚園	○ 教員は園児に体罰を加えることができない。
保育所	○ 入所者の国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かにより差別的取扱いをしてはならない。 ○ 職員は、入所者に虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 ○ 懲戒に関し入所者の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限濫用をしてはならない。 ○ 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者・家族の秘密を漏らしてはならない。
認定こども園	○ 規定なし。
検討の視点	○ 保育の必要の有無にかかわらず、保育所と同様とする方向でどうか。

国の検討案

【新設こども園】

保育所と同様とする。

【既存施設からの移行】

移行特例なし。

(2)教育時間・保育時間等

幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1日の教育課程に係る教育時間は4時間を標準。 ○ 毎学年の教育週数は39週を下らない。 ○ 学期の区分・長期休業日あり。
保育所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1年の開所日数は日曜日・国民の祝休日を除いた日が原則(自主的な休所日もあり)。(運営費の積算) ○ 1日の開所時間は原則11時間。(延長保育事業における取扱い・運営費の積算) ○ 1日の保育時間は原則8時間。その地方における保護者の労働時間その他家庭状況等を考慮して定める。
認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1年の開園日数及び1日の開園時間は就労状況等地域の实情に応じて定める。 ○ 満3歳以上の短時間利用児・長時間利用児の共通利用時間は4時間程度。 ○ 保育に欠ける子どもに対する保育時間は保育所の基準と同じ。
検討の視点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1日の教育時間・毎学年の教育週数等は幼稚園と同様でよいか。 ○ 1日の開園時間・保育時間は保育所と同様でよいか。 ○ 夜間保育所等の状況に配慮し、1日の教育課程に係る教育時間をどのように確保するかについては、弾力的な取扱いを認めることでよいか。 <p>※ 給付等の公定価格や保育の必要性の認定における「長時間」・「短時間」の保育必要量の区分に関する議論との整合性が必要。</p>

国の検討案

【新設こども園】

1年の開園日数は日曜日・国民の祝休日を除いた日を原則として、1日の開園時間は原則11時間とする。この場合、開園日数及び1日の開園時間は、就労状況等地域の实情に応じて定められるよう、弾力的に運用を認める。

満3歳以上の園児の教育課程にかかる教育時間は4時間を標準とする。

満3歳以上の園児の教育週数は39週を下回らないこととする。

夜間保育等の状況に配慮し、1日の教育課程に係る教育時間をどのように確保するかについては、弾力的な取扱いを認めることとする。

【既存施設からの移行】

移行特例なし。

(3)食事の提供

幼稚園	○ 規定なし。
保育所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食事の提供は施設内で調理する方法(自園調理)により行わなければならない。ただし、満3歳以上児に対する食事については、栄養士による配慮、発達段階・健康状態・アレルギーへの対応等の要件を満たす保育所は、施設外で調理し搬入する方法(外部搬入)によることができる。 ○ 満3歳未満児に対する給食の外部搬入は、公立保育所について、構造改革特別区域の認定を受けた場合のみ、実施可。
認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所の基準と同じ。 ○ 保育に欠けない子どもについては弁当持参という対応も可。
検討の視点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育を必要とする園児については、保育所と同様とする方向でどうか。 <p>※ 公立保育所における満3歳未満児に対する給食の外部搬入を認める構造改革特別区域の特例措置について、公立幼保連携型認定こども園や公設民営方式から移行する公私連携幼保連携型認定こども園にも適用を認めるかどうかさらに検討。</p>

国の検討案 「調理室の設備」と併せて検討。

【新設こども園】

食事の提供を義務づける園児の範囲は、保育をする者とする。
 満3歳以上の園児については、保育所や認定子ども園における現行の取扱いを踏まえ、外部搬入を可とする。その際の取扱いについては、保育所と同様とする(栄養士による配慮、発達段階・健康状態・アレルギーへの対応等の要件を検討する)。
 満3歳以上の園児の教育週数は39週を下回らないこととする。
 夜間保育等の状況に配慮し、1日の教育課程に係る教育時間をどのように確保するかについては、弾力的な取扱いを認めることとする。

【既存施設からの移行】

移行特例なし。

(4)園児要録・出席簿

幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指導要録(幼児の学習及び健康の状況を記録した書類)・出席簿を作成しなければならない。 ※ 記載事項は、学籍に関する記録・指導に関する記録(健康状況、出欠状況を含む。) ○ 幼児が進学・転園した場合、指導要録の抄本又は写しを進学・転園先に送付しなければならない。
保育所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入所者の処遇を明らかにする書類を整備しなければならない。保育所児童保育要録(入所する子どもの育ちを支えるための資料)を作成する。 ※ 教育に関わる事項については、主に最終年度(5・6歳)における子どもの心情・意欲・態度等について記載する。 ※ 記載事項は、保育期間・子どもの育ちに関わる事項・養護に関わる事項(健康状態等を含む。) ・教育(発達援助)に関わる事項。 ○ 保育所児童保育要録が保育所から就学先の小学校に送付されるようにする。
認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認定こども園こども要録を作成する。重複して指導要録・保育要録を作成する必要はない。 ※ 学級を編制している満3歳以上の子どもについて作成する。 ※ 記載事項は、学籍等に関する記録・指導及び保育に関する記録(幼稚園教育要領に基づき編成した教育課程の実施日数と子どもの出席日数を含む。)を記載する。 ○ 進学・就学に際し、こども要録の抄本又は写しを進学・就学先に送付されたい。
検討の視点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼保連携型認定こども園園児要録(仮称)(園児の在籍・発達・健康の状況を記録した書類)・出席簿(満3歳以上の園児に対する教育課程に係る教育の出欠の状況)を作成することでよいか。園児要録作成対象園児の範囲についてさらに検討。 ○ 進学に際し、園児要録の抄本又は写しを進学先に送付することでよいか。他の認定こども園・幼稚園・保育所に転入園する場合の扱いについてさらに検討。

国の検討案

【新設こども園】

全ての園児に対して、幼保連携型認定子ども園園児要録(仮称)を作成することとする。
 園児が転園した場合や進学した場合の園児要録(仮称)の抄本又は写しは、園児が転園・進学した先に送付することとする。

【既存施設からの移行】

移行特例なし。

(5) 研修等(法律事項以外)

幼稚園	○ 規定なし(教育基本法等で規定)。
保育所	○ 職員が必要な知識及び技能の修得等に努めなければならない。
認定こども園	○ 教育・保育に従事する者の資質向上等を図らなければならない。
検討の視点	○ 法律事項以外で認可基準に規定する内容は、保育所及び現行の認定こども園と同様でよいか。

国の検討案

【新設こども園】

現行の保育所と同様、教育・保育に従事する者に限らず、施設の職員は必要な知識及び技能の修得等に努めなければならないこととする。

現行の認定こども園と同様、園に対して、教育・保育に従事する者の資質向上等を図らなければならないとする。

【既存施設からの移行】

移行特例なし。

(6) 職員会議・評議員

幼稚園	○ 職員会議(園長の職務の円滑な執行に資する。)を置くことができる。 ○ 学校評議員(園長の求めに応じ学校運営に関し意見を述べる。幼稚園職員以外の者で教育に理解・識見のあるものを委嘱。)を置くことができる。
保育所	○ 規定なし。
認定こども園	○ 規定なし。
検討の視点	○ 職員会議・評議員については、幼稚園と同様でよいか。

国の検討案

【新設こども園】

幼稚園と同様とすることとする。

【既存施設からの移行】

移行特例なし。

(7) 運営状況評価(法律事項以外)

幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運営に関する自己評価・結果公表の義務。 ○ 自己評価を踏まえた学校関係者評価(保護者その他の幼稚園職員以外の幼稚園関係者による評価)・結果公表の努力義務。 ※ 詳細は「幼稚園における学校評価ガイドライン」(平成23年11月改訂)。
保育所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運営に関する自己評価・結果公表の努力義務。 ※ 詳細は「保育所における自己評価ガイドライン」(平成21年3月)。 ○ 福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずる努力義務(社会福祉法)の一環として、第三者評価事業とその受審が推進されている。 ※「規制改革実施計画」(平成25年6月14日閣議決定)において、評価機関と評価者の質向上等や保育所における第三者評価の受審率目標等について検討等を行うこととされている。
認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自己評価・外部評価等やその結果公表を通じた質向上の努力義務。
検討の視点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運営に関する自己評価・結果公表の義務を課すことでよいか。新たな認可基準の全体を踏まえ、手続、評価項目等に関するガイドラインをさらに検討。 ○ 関係者評価・第三者評価のいずれかの実施とその結果公表を努力義務とする方向でどうか。手続、評価基準、評価者の認証・研修等を含め、学校かつ児童福祉施設としての目的に沿った評価手法を継続的に開発・推進していくことが必要。 ※ 上記の保育所における議論も踏まえて検討。

国の検討案

【新設こども園】

運営に関する自己評価・結果公表を義務づけることとする。

【既存施設からの移行】

移行特例なし。

(8) 苦情解決

幼稚園	○ 規定なし。
保育所	○ 入所者・保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等の必要な措置を講じなければならない。
認定こども園	○ 規定なし。
検討の視点	○ 保育の必要の有無にかかわらず、保育所と同様でよいか。

国の検討案

【新設こども園】

保育所と同様とすることとする。

【既存施設からの移行】

移行特例なし。

(9) 家庭・地域との連携、保護者との連絡

幼稚園	○ 家庭・地域との連携協力の努力義務。(教育基本法) ※ 家庭・地域社会との連携方法について、幼稚園教育要領に具体的な定めあり。
保育所	○ 地域社会との交流・連携、保護者・地域社会への運営内容の説明の努力義務。 ○ 保護者と密接な連絡を取り理解・協力を得る努力義務。 ※ 保護者支援・保護者との相互理解等について、保育所保育指針に具体的な定めあり。
認定こども園	○ 家庭と認定こども園とで日常の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める。施設の活動に保護者の参加を促す。
検討の視点	○ 基準上に規定した上で、具体的な定めについては、保育要領(仮称)に委ねる方向でどうか。

国の検討案

【新設こども園】

現行の幼稚園、保育所、認定こども園にかかる規定について、すべて包含するような内容を規定する。

【既存施設からの移行】

移行特例なし。

(10) 保健安全関係(健康診断)

幼稚園	○ 健康診断は毎学年、6月30日までに行う。(通常年1回)
保育所	○ 健康診断は少なくとも1年に2回行う。
認定こども園	○ 規定なし。
検討の視点	○ 子どもの保健安全にかかわる事項として、保育所に合わせてはどうか。 ※ 給付等の公定価格に関する議論との整合性が必要。

国の検討案

【新設こども園】

保育所と同様、少なくとも1年に2回行うこととする。

【既存施設からの移行】

移行特例なし。

(11) 保健安全関係(臨時休業・出席停止)

幼稚園	○ 感染症の予防上、必要があるときは、臨時休業することができる。感染症にかかっているとき等は、出席停止させることができる。
保育所	○ 規定なし。
認定こども園	○ 規定なし。
検討の視点	○ 学校保健安全法が準用されるため、幼稚園と同様であるが、保育を必要とする子どもが在籍していることに伴う具体的な配慮事項等を検討してはどうか。

国の検討案

【新設こども園】

学校保健安全法が準用されるため、幼稚園と同様であるが、保育を必要とする子どもが在籍

していることに伴う具体的な配慮事項等を別途検討する。

【既存施設からの移行】

移行特例なし。

(12) 子育て支援(法律事項以外)

幼稚園	○ 規定なし。(家庭及び地域における教育の支援に努める(学校教育法 24 条))
保育所	○ 規定なし。(乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、助言を行うよう努める。(児童福祉法 48 条の3 第1項))
認定こども園	○ 教育・保育に関する専門性を十分に活用し、保護者の子育て力の向上を支援する。 ○ 子育て支援事業を保護者が希望するときに利用可能な体制を確保する。
検討の視点	○ 現行の認定こども園と同様でよいか。

国の検討案

【新設こども園】

現行の認定子ども園の基準と同様とすることとする。

【既存施設からの移行】

移行特例なし。

認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業の確認に関する運営基準

1 関係法規等

【国：新制度】子ども・子育て支援法

(施設型給付費の支給)

第27条第1項

市町村は、支給認定子どもが、支給認定の有効期間内において、**市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)**が**施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設**(以下「特定教育・保育施設」という。)から当該確認に係る教育・保育(地域型保育を除き、第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定子ども園において受ける教育・保育(保育にあっては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日あたりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日あたりの時間及び期間の範囲内において行われているものに限る。)又は幼稚園において受ける教育に限り、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定子ども園において受ける教育・保育又は保育所において受ける保育に限り、同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園又は保育所において受ける保育に限る。以下「特定教育・保育」という。)を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定教育・保育(保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。)に要した費用について、施設型給付費を支給する。

(特定教育・保育施設の確認)

第31条 **第二十七条第一項の確認は、**内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者(国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。))を除き、法人に限る。以下同じ。)の申請により、**次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。**

- 一 認定こども園第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
 - 二 幼稚園第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分
 - 三 保育所第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就
- 2 市町村長は、前項の規定により**特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。**
- 3 市町村長は、第一項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

(地域型給付費の支給)

第29条第1項

市町村は、支給認定子ども(第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに限る。以下「満三歳未満保育認定子ども」という。)が、支給認定の有効期間内において、**当該市町村の長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者**(以下「特定地域型保育事業者」という。)から当該確認に係る地域型保育(以下「特定地域型保育」という。)を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該満三歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定地域型保育(保育必要量の範囲内のものに限る。以下「満三歳未満保育認定地域型保育」という。)に要した費用について、地域型保育

給付費を支給する。

(特定地域型保育事業者の確認)

第43条 **第二十九条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、**地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所(以下「**地域型保育事業所**」という。)ごとに、第十九条第一項第三号に掲げる**小学校就学前子どもに係る利用定員**(事業所内保育の事業を行う事業所(以下「**事業所内保育事業所**」という。)にあっては、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育の事業を自ら施設を設置し、又は委託して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育の事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第六条の三第十二項第一号八に規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号八に規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。以下「**労働者等の監護する小学校就学前子ども**」という。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。) **を定めて、市町村長が行う。**

2 前項の確認は、当該確認をする市町村長がその長である市町村の区域に居住地を有する者に対する地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給について、その効力を有する。

3 **市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。**

4 市町村長は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る地域型保育事業所が当該市町村の区域の外にある場合にあつて、その所在地の市町村長(以下この条において「**所在地市町村長**」という。)同意を得ていないときは、第二十九条第一項の確認をしてはならない。ただし、第一項の申請を受けた市町村長(以下この条において「**被申請市町村長**」という。)と所在地市町村長との協議により、この項本文の規定による同意を要しないことについて所在地市町村長の同意があるときは、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により同項本文の規定が適用されない場合であつて、第一項の申請に係る地域型保育事業所(所在地市町村長の管轄する区域にあるものに限る。)について、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める時に、当該申請者について、被申請市町村長による第二十九条第一項の確認があつたものとみなす。

一 所在地市町村長が第二十九条第一項の確認をしたとき 当該確認がされた時

二 所在地市町村長による第二十九条第一項の確認がされているとき 被申請市町村長が当該地域型保育事業所に係る地域型保育事業を行う者から第一項の申請を受けた時

6 所在地市町村長による第二十九条第一項の確認についての第五十二条第一項の規定による取消し又は効力の停止は、前項の規定により受けたものとみなされた被申請市町村長による第二十九条第一項の確認の効力に影響を及ぼさない。

2 国の検討状況

確認制度構築にあたり検討が必要な事項

利用定員の考え方、ルール

教育・保育施設、地域型保育事業に関する運営基準

業務管理体制に関するルール

情報公表に関するルール

・ **は、国・基準検討部会で検討する。**

確認基準に係る論点

- (1)利用定員の設定方法
- (2)定員割れの場合の取扱い・定員超過の場合の取扱い(定員弾力化等)
- (3)保護者の就労状況の変化に対応した1号定員と2号定員の取扱い
- (4)情報公表の取扱い
- (5)利用開始に伴う基準
- (6)教育・保育の提供に伴う基準
- (7)管理・運営等に関する基準
- (8)撤退時の基準
- (9)業務管理体制

(1)「利用定員」に関する論点について

ア．最低数との関係：最低利用定員数を何人に設定するか。

国の検討案

施設型給付の対象施設のうち、保育所と認定子ども園の利用定員は、20人以上とする。幼稚園については、最低定員を設けない。幼稚園型認定子ども園、地方裁量型認定子ども園は、施設全体では定員20人以上に設定する。

イ．子どもの年齢との関係：年齢別に利用定員を設定するか。

国の検討案 議論がまだ成熟していない

留意する事項として、年度途中の入れ替わりにも柔軟に対応できるようにする必要がある。計画の「量の見込み」等の区分との整合性を確保する必要がある、ことを踏まえ、
<1号：3-5歳、2号：3-5歳、3号：0歳/1・2歳>で定員を設定する。
地域の実情等に応じてさらに細かい区分で設定することも可能とする。
年齢別の受入数について、利用者への情報提供に努めるとして運用基準の中でさらに検討する。

ウ．保育標準時間(長時間)保育短時間区分との関係：時間区分別に利用定員を設定するか。

国の検討案

保育標準時間、保育短時間は、働き方の状況によって年度途中でも変動が生じうるため、柔軟な対応が可能となり、また自治体の事業計画とも整合性が図られるよう、時間区分をしないで利用定員を設定することを基本とする。

(2)「定員割れ・定員超過の場合の取扱い」に関する論点について

<定員割れ>

利用定員数を認可定員数と一致させた場合

- ・計画上の供給量が現実の供給量より過剰に見込まれ必要な施設の新規参入を困難とする。
- ・定員割れが生じた際に経営の実態に合わない低い給付単価が適用されるという問題が生じる。

<定員超過>

- ・計画上の供給量が現実の供給量より過剰に見込まれ必要な施設の新規参入を困難とする。

- ・待機児童が増加する中で実際に保育所では定員弾力化が実施されている。
- ・保育については、年度当初（4月）に利用が落ち込み、年度後半に向けて利用人員が増加するという特性がある。
- ・保護者の就労状況の変化、措置制度の発動、災害に対応する場合等例外的な取扱いについても検討する必要がある。

国の検討案

幼稚園、保育所、認定子ども園等の利用定員は、認可定員の範囲内で設定することを基本とする。

その上で、幼稚園、保育所、認定子ども園等の利用定員(認可定員)を上回る受入れについては、他制度における取扱いを参考としつつ、保育制度の特性や定員弾力化措置が待機児童対応に果たしてきた役割を踏まえ、基準検討部会における公定価格等の議論と併せて検討する。

(3)「保護者の就労状況の変化に対応した1号定員と2号定員の取扱い」に関する論点について

ア．保護者の就労状況が変化したことにより支給認定の区分が変更される場合、どのように弾力的な対応を行うか。

国の検討案

基本的には柔軟な取扱いとすることを基本とする。

(4)「情報公表の取扱い」に関する論点について

ア．公表する項目

国の検討案

一定の公表情報の項目を挙げた上で、その他の項目について公表すべきものを議論している。

【対応方針(案)】

→現行の幼稚園、保育所、認定子ども園の情報公表の仕組みやこれまでの議論を踏まえ、情報公表の具体的な項目としては、例えば、以下のような内容とすることが考えられるのではないか。

* 運営基準のあり方に関する検討(基準検討部会)を踏まえ、教育・保育施設、地域型保育事業の類型に応じて、更に検討。

1. 基本情報

(法人)

- ・名称、所在地等連絡先
- ・代表者の氏名等
- ・設立年月日
- ・同一都道府県で運営する教育・保育施設等

(施設)

- ・教育・保育施設の種類の種類(認定子ども園(4類型)、幼稚園、保育所)、地域型保育事業の種類(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)
- ・名称(※1)
- ・所在地等連絡先
- ・事業所番号
- ・施設長の氏名等
- ・認可・認定・確認年月日
- ・連携施設の状況(地域型のみ)
- ・施設設備の状況(居室面積、定員、園舎面積、園庭等の状況)
- ・職員の状況(職種ごとの職員数、免許の有無/専従兼務/常勤・非常勤別、勤続年数・経験年数等)(※2)
- ・職員1人当たり子ども数
- ・過去3年間の退職職員数
- ・利用定員、学級数、在籍子ども数
- ・開所時間等
- ・障害児対応

※1 認定子ども園の場合は、その名称および構成する施設(幼稚園、保育所)の名称

※2 これに加えて「正規・非正規別」を項目に追加するか。→論点1

2. 運営情報

- ・施設の運営方針
- ・教育・保育の内容・特徴
- ・選考基準
- ・利用手続
- ・利用者に対する事前説明等の状況
- ・事故発生時の対応
- ・利用料等に関する事項(実費徴収・上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む)
- ・障害児保育・特別支援教育、一時預かり、子育て支援、保護者会等の実施状況
- ・給食の実施状況(アレルギー対応を含む)
- ・相談、苦情等の対応のための取組の状況
- ・秘密保持のための措置
- ・自己評価等の結果
- ・子ども・子育て支援法第39条第3項・第5項、第51条第2項・第4項、第57条第2項、第4項の規定により公表
- ・公示された旨
- ・その他都道府県が必要と認めた事項

※ これに加えて「重大な事故の記録」「施設会計」を項目に追加するか。→論点2・3 21

< 国：子ども・子育て会議第7回(H25.10.3) 資料より >

<主な意見>

(正規・非正規の別について)

- ・常勤・非常勤の別をきちんと整理すれば、正規・非正規は不要ではないか。
- ・透明性の確保、質向上のために必要。

→論点1

(事故発生時の対応について)

- ・事故発生時の対応をあらかじめ定めて公表することは賛成。「事故」の定義について議論が必要ではないか。
- ・保護者としては、過去に発生した事故の情報も知りたい。
- ・重篤な結果をもたらした事故については、発生の有無を公表すべき。
- ・重大な事故の記録は、事業主体が公表することとすべき。

→論点2

(前年度の施設会計について)

- ・事業主体が公表することとすべき。また、法人全体の会計の公表も必要。

→論点3

(その他)

- ・特に職員の状況や障害児対応、自己評価の結果等の掲載は不可欠。
- ・認定こども園の構成施設の名称の公表は、利用者にとって、その施設が認定こども園なのか幼稚園/保育所なのか分かりにくいのではないか。
- ・子ども・子育て支援法第39条第3項等の規定により公表・公示された旨(指導を受けて改善が遅れていること)は保護者としては知りたい。
- ・公表項目については、親の選択に資するかという観点、教育・保育の質の確保の観点から、5年ごとに見直しを行う必要があるのではないか。

22

<国：子ども・子育て会議第7回(H25.10.3) 資料より>

論点1 「正規・非正規の別従事者数」を情報公表の項目とするか

(検討の視点)

- ・利用者の施設・事業の選択に当たり、「従事者の質」は極めて重要な判断材料であり、「正規・非正規別の従事者数」はその指標の1つと考えられるのではないか。
- ・一方で、事業者の職員の育成に対する姿勢は、「平均勤続年数」により概ね判断できるのではないか。

※「非正規労働者」等の定義については、政府の各種統計調査においても調査ごとに異なっており、現在内閣府の統計委員会等において見直し作業中。

論点2 「市町村に報告された重大な事故の記録」を情報公表の項目とするか

(検討の視点)

- ・「重大な事故の記録」を公表する趣旨として、①利用者の施設・事業の選択のための判断材料とするためか、②事故情報を集約、分析することで、新たな事故の未然防止を図るためか、整理が必要。
 - * 同じく情報公表の仕組みを導入している介護保険制度においては、「重大な事故の記録」は、公表項目とされていない。
 - * 消費者安全法など他制度においても、事業者が特定される情報の公表については、意見陳述の機会の付与など慎重な手続きを課している。
- ・「利用者による選択の判断材料」(上記①)であれば、個別施設・事業の情報公表制度の項目とすることになる。この場合、以下の点に留意が必要。
 - ・「教育・保育の提供」と「重大な事故」との因果関係が裁判等で争われている場合でも公表対象とするのか否か
 - ・事故発生が経営問題に直結するため、乳児や障害・疾病がある子どもの受入れを避けることにつながるおそれはないか
 - ・「現在不適切な運営が行われている施設・事業か否か」という観点からは、「勧告に従わなかった旨の公表」「措置命令を受けた旨の公示」が重要な意味を持つのではないか
- ・「新たな事故発生の未然防止」(上記②)であれば、本制度ではなく、別途事故情報の集約・分析・周知のための仕組みが必要。運営基準の議論の中で、市町村への報告義務との関係を含めて更に検討。

論点3 「前年度の施設会計」を情報公表の項目とするか

【対応方針(案)】

○事業主体ごとに公表することについて、運営基準の中で引き続き検討。情報公表の在り方についても、この中で合わせて検討することとしてはどうか。

23

<国：子ども・子育て会議第7回(H25.10.3) 資料より>

イ．公表する方法

国の検討案

情報公表制度の趣旨に照らせば、利用者にとって活用しやすいものとなるよう、インターネット等の活用を図ることとする。

一方で、自治体や事業者にとって過度な負担とならないよう配慮も必要である。情報公表は、確認制度の一環として行われるものであり、確認時に市町村が把握する情報との整合性を図るとともに、認可・確認事務に係る電子情報システムの適切な活用(=事業者が自ら公表すべき項目との役割分担)を図ることが考えられる。

公表項目の性質に応じて、事業開始(=確認)時に公表するもの、事業開始後定期的に更新するもの、が考えられる。

更新頻度等については、情報の流動性、事業者等の事務負担、他制度の例等を踏まえて、実務的に更に検討する。

(5)「利用開始時に伴う基準」に関する論点について

i) 提供する教育・保育の内容及び手続きの説明、同意、契約

- 事前説明を要する重要事項の範囲、内容、方法(文書交付など)、契約様式に関する考え方など、実務面における対応について検討が必要

※ 介護保険等では、契約に関しては社会福祉法に基づき書面による契約が求められている。

※ 保育の利用に係る契約においては、通常保育の利用日・利用時間帯の明示等が必要

【検討の視点】

- ・事前説明を要する事項としては、例えば、運営規程(後述)において定めることを求める内容などが考えられるか。
特に、施設・事業の選択に資すると思われる、教育・保育の目的・内容(開所日・時間)、職員体制、実費徴収・上乗せ徴収、苦情処理体制などについて、事前に説明することが考えられるか(各内容に係る検討と併せて検討)。
- ・事前説明の方法については、パンフレット、説明書などの文書の交付とともに丁寧に説明することを基本とするか。その際、保護者の申出に対応して、文書の交付に代えて電子ファイル等を提供することも考えられるか。
- ・教育・保育の利用に当たっては、公立保育所、認定こども園、公私立幼稚園、地域型保育事業については、施設・事業者との契約、私立保育所については市町村との契約になることを踏まえ、求める手続き等について、検討していくことが必要。

国の検討案 **議論が進展していない**(平成25年10月18日 第6回検討部会 時点)

ii) 応諾義務

- 利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならないとされているが、「正当な理由」の範囲、内容(滞納、保護者とのトラブルなど)について、どう考えるか。

※ 応諾義務と関連して、児童福祉法に基づく措置制度の運用方法についても検討が必要

【検討の視点】

- ・正当な理由については、①定員に空きがない場合、②定員を上回る利用の申し込みがあった場合(選考が必要)、③その他特別な事情がある場合などが考えられるか。
- ・このうち、③については、**特別な支援が必要な子どもの状況と施設・事業の受け入れ能力・体制との関係、利用者による利用者負担の滞納との関係、設置者・事業者による通園標準区域の設定との関係**、保護者とのトラブルの関係などについて、慎重に整理をしていく必要があるのではないかと。その際には、情報公表、代行徴収制度の有無や措置制度の運用(児童福祉法)との関係、**直接契約と委託の違い**等についても留意する必要があるのではないかと。

国の検討案 **議論が進展していない**(平成25年10月18日 第6回検討部会 時点)

iii) 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考

- 定員を上回る利用の申込みがあった場合については、国が定める選考基準に基づき選考を行うこととなるが、選考方法について、あらかじめ明示しておくことを求める。

【検討の視点】

- ・教育標準時間認定を受けた子どもの場合、①抽選、②先着順、③建学の精神等設置者の理念に基づく選考などの方法が考えられるか。
- ・特別な支援が必要な子どもの体制が整っている施設の場合、特別な支援が必要な子どもを優先的に選考することとするか。
- ・保育認定を受けた子どもの場合は、市町村が利用調整することとなる点に留意が必要。(優先利用に係る取扱いの中で整理)

国の検討案 議論が進展していない(平成25年10月18日 第6回検討部会 時点)

iv) 支給認定証の確認、支給認定申請の援助

【検討の視点】

- ・支給資格を確認するため、施設・事業の利用開始に当たって、支給認定証の確認(利用期間等)を行うことを基本とするか。
- ・支給認定申請の援助については、介護保険制度などを踏まえ、利用開始時にまだ支給認定を受けていない場合、速やかに申請がなされるよう援助をすることなどが考えられるか(申請時から支給認定決定日までの間は特例給付の対象とすることが可能)

国の検討案 議論が進展していない(平成25年10月18日 第6回検討部会 時点)

(6) 「教育・保育の提供に伴う基準」に関する論点について

i) 幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供

【検討の視点】

- ・幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針、幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)に基づき(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は幼保連携型認定こども園保育要領の内容も踏まえる)、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供しなくてはならないことを基本とするか。
- ・地域型保育事業は保育所保育指針に準じて、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に保育を提供しなくてはならないことを基本とするか。

国の検討案 議論が進展していない(平成25年10月18日 第6回検討部会 時点)

ii) 子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含む)

【検討の視点】

- ・現行の保育所における基準を踏まえ、以下のような事項が考えられるか。
 - 例)入所者の国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かにより差別的取扱いをしてはならない。
 - 職員は、入所者に虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
 - 懲戒に関し入所者の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限濫用をしてはならない。

国の検討案 議論が進展していない(平成25年10月18日 第6回検討部会 時点)

iii) 連携施設との連携(地域型保育事業のみ)

※ 詳細については、地域型保育事業の認可基準と並行して検討。

【検討の視点】

- ・地域型保育事業を行う事業者に対し、①保育内容に関する支援、②卒園後の受け皿、の観点から、連携施設の設定を求めるとともに、連携内容等を明確にするよう努めることを求めていくか。
- ・特に、連携施設の関係において、経費が必要となったり、利用枠の設定などの形で確実な履行が担保されるべき
 - ①保育内容の支援として、連携施設から給食の外部搬入を行う場合及び合同で嘱託医の健診を受ける場合
 - ②卒園後の受け皿として、連携施設に小規模保育からの優先的な利用枠を設ける場合は、協定書等(契約書、覚書等)の締結を求め、どの施設と連携関係にあるのか明示していくことを求めてはどうか。(それ以外の場合であっても、明示することは可能)
- ・教育・保育施設について、連携の求めがあった場合、市町村の調整に協力するよう努めることとするか。

国の検討案 **議論が進展していない**(平成25年10月18日 第6回検討部会 時点)

iv) 上乗せ徴収等の取扱い

- 施設・事業者は、法に定める利用者負担を受領するものとするを求め、その上で、それ以外に実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収をすることができる旨を定めることを基本とするか。(公定価格に係る検討と並行して検討することとするか)
- 実費徴収に限度を設けるかどうか。
 - ※ 実費徴収に係る補足給付を行う事業との整合性が必要。
- 実費徴収、実費以外の上乗せ徴収を行う場合、あらかじめ額や理由を明示することを求める。
 - ※ 公立施設・社会福祉法人立施設による上乗せ徴収の取扱いについても検討が必要。

国の検討案 **議論が進展していない**(平成25年10月18日 第6回検討部会 時点)

v) 特別利用保育・特別利用教育の提供(定員外利用の取扱い)

- 特別利用保育・特別利用教育・特別利用地域型保育を提供する場合の職員配置、設備、教育・保育の内容等をどうするか。

【検討の視点】

- ・当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準等によることを基本とすることかどうか。
- ※ 特例施設型給付の取扱いと合わせて検討が必要。

国の検討案 **議論が進展していない**(平成25年10月18日 第6回検討部会 時点)

(7) 「管理・運営等に関する基準」に関する論点について

i) 運営規程の策定

- 運営規程において定めるべき重要事項(例:施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等)について、どういったものを求めていくか。

【検討の視点】

- ・施設法(学則、運営の方法)との関係に留意しつつ、介護保険制度等を参考にしながら、運営規程において定めるべき事項を検討していくこととするか(情報公表とも関連)。

<参考・運営規程と学則>

運営規程	学則
指定介護老人福祉施設設備運営基準23条	学校教育法施行規則4条
①施設の目的及び運営の方針	①修業年限、学年、学期及び授業を行わない日に関する事項
②従業者の職種、員数及び職務の内容	②部科及び課程の組織に関する事項
③入所定員	③教育課程及び授業日時数に関する事項
④入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額	④学習の評価及び課程修了の認定に関する事項
⑤施設の利用に当たっての留意事項	⑤収容定員及び職員組織に関する事項
⑥非常災害対策	⑥入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
⑦その他施設の運営に関する重要事項	⑦授業料、入学金その他の費用徴収に関する事項
	⑧賞罰に関する事項
	⑨寄宿舎に関する事項

国の検討案 議論が進展していない(平成25年10月18日 第6回検討部会 時点)

ii) 個人情報管理(秘密保持)

- 支給認定に当たって決定される利用者負担額(=保護者の所得)、優先利用(ひとり親家庭、障害の有無など)など、施設・事業者が知り得る情報※であって、個人のプライバシーに関わる情報に関する配慮について検討が必要。

※支給認定証の記載事項については、保育の必要性の認定と並行して検討

【検討の視点】

- ・支給認定証の記載事項はもとより、非記載事項についても、配慮が必要ではないか。
- ・現に教育・保育に従事している職員に加えて、職員が退職後も正当な理由なく業務上知り得た情報を漏らすことがないようにする必要があるか。
- ・一方、地域型保育事業から教育・保育施設への接続や小学校との接続など、情報提供が必要と思われる場合に対応するため、あらかじめ保護者に周知・説明し、同意を得ておくこととするか。

国の検討案 議論が進展していない(平成25年10月18日 第6回検討部会 時点)

iii) 非常災害対策、衛生管理等

- 施設・事業については、非常災害に係る計画、関係機関への通報、連携体制等を整備することを求めるか。
- また、施設・設備の衛生管理に努めるとともに、感染症のまん延防止のための措置を講ずることを求めるか。

国の検討案 議論が進展していない(平成25年10月18日 第6回検討部会 時点)

iv) 事故発生の防止、発生時の対応

- 事故発生時の事故内容、対応についての報告、記録、賠償等について、どう考えるか。

【検討の視点】

- ・事故が発生した場合、保護者(家族)、市町村に対する速やかな報告を求めることが必要ではないか。
- ・その際、事故発生時の状況、処置等に関する記録をとること、その後、施設・事業内において、事故再発防止のための改善策の検討などを行うことが必要ではないか。
- ・情報の公表について、確認施設・事業に係る都道府県による情報公表制度における公表内容の整理と併せ、その在り方を検討すべきではないか。
- ・また、今後、当該施設のみならず、他の施設・事業においても類似の事故発生防止に資するよう、事故の情報の集約、分析、周知のあり方について、検討していくことが必要ではないか。

国の検討案 議論が進展していない(平成25年10月18日 第6回検討部会 時点)

v) 評価

- 教育・保育の質に関する①自己評価、②学校関係者(保護者)評価、③第三者評価のあり方等について、検討が必要。

※ 認定こども園法、学校教育法、社会福祉法といった施設法・事業法との関係に留意

※ その際、特に第三者評価の受審に当たって必要となる費用に関するコスト評価については、給付との関係に留意が必要。

【検討の視点】

- ・自己評価については、すべての教育・保育施設、地域型保育事業者に対して求める方向とするか。
- ・その上で、学校関係者(保護者等)評価、第三者評価について、受審に努めることとしていか(公定価格におけるコスト評価とともに検討)。

国の検討案 議論が進展していない(平成25年10月18日 第6回検討部会 時点)

vi) 苦情処理

【検討の視点】

- ・入所者、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講じることとするか。

国の検討案 議論が進展していない(平成25年10月18日 第6回検討部会 時点)

vii) 会計の区分

- 会計処理方法について、ア)法人種別ごとの会計処理、イ)区分経理、ウ)用途制限等の取扱いについて、検討が必要。

【検討の視点】

- ・施設型給付、地域型保育給付の創設を受けて、法人種別ごとの会計処理を求めることを基本とするか。
- ・公費の透明性確保の観点から、施設・事業ごとの区分経理を求めることとするか。その上で、財務諸表の公表を求めることとするか。
- ・区分経理と情報公表を前提とした上で、給付費と委託費との区分けと用途制限の関係について、どのように考えるか。
- ・会計に係る指導監督のあり方について、現行制度における対応等を踏まえ、検討していく必要があるのではないか。

国の検討案 議論が進展していない(平成25年10月18日 第6回検討部会 時点)

(8) 「撤退時の基準」に関する論点について

- 給付の対象施設・事業であることの辞退(確認の辞退)や利用定員の減少については、3ヶ月以上の予告期間を設けることとされている。その際、施設設置者・事業者は、現に利用している子ども・保護者に対して、継続して教育・保育が提供されるよう他の施設との連絡調整その他の便宜の提供をおこなわなければならないとされているが、この取扱いについて、どう考えるか。

【検討の視点】

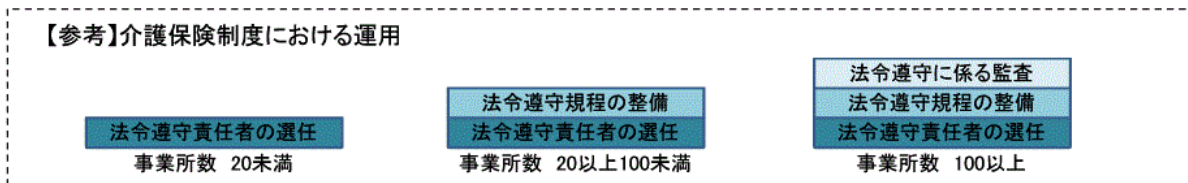
- ・給付の対象施設・事業が撤退し、当該施設・事業を現に利用している子ども・保護者に対して継続して教育・保育が提供されるよう、協力する施設・事業については、利用定員の弾力化に当たって配慮が必要ではないか。

国の検討案 議論が進展していない(平成25年10月18日 第6回検討部会 時点)

(9) 「業務管理体制」について

- 届出に当たっては、以下の区分に応じた届出を行い、市町村長、都道府県知事、内閣総理大臣はそれぞれ以下の区分に応じて必要な指導監督を行う。
 - ・確認に係る施設・事業が1つの市町村に所在する場合:市町村
 - ・確認に係る施設・事業が2つ以上の都道府県に所在する場合:内閣総理大臣(国)
 - ・それ以外の場合:都道府県

○ 業務管理体制の整備に当たって、設置者、事業者の規模と当該規模に応じて求める整備の内容をどの程度のも
 のとするのか、検討が必要。

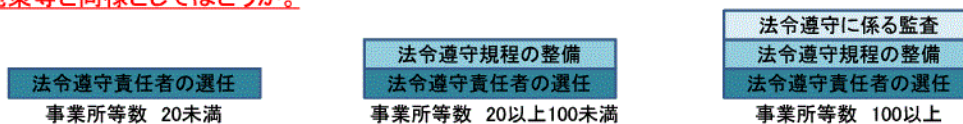


○ また、上記(1)の整理に従って、国・都道府県に対して届出を行った場合、確認の実施主体である市町村に対し
 て、併せて同様の届出を求めることについて、検討が必要。

国の検討案

【対応方針(案)】

○設置者・事業者の規模と当該規模に応じて求める整備及び届出の内容については、介護保険制度、障害児・障害
 者支援施策等と同様としてはどうか。



※「事業所等数」は、確認を受けている施設又は事業所の数。

同一事業所であっても、異なる事業を行っている場合(小規模保育事業と家庭的保育事業等)は、異なる事業所として
 カウント。

○届出の内容は、全ての事業者に求める共通事項と、施設・事業者の規模に応じて求める事項について、それぞれ以下を求
 めることとしてはどうか。

	届出事項	対象設置者・事業者
共通 事項	設置者・事業者に関する情報 ・法人の名称又は氏名、所在地 ・代表者の氏名等	すべての設置者・事業者
	法令遵守責任者の氏名等	すべての設置者・事業者
規模に応 じた事項	法令遵守規程の概要	事業所等数20以上の設置者・事業者
	法令遵守に係る監査の方法の概要	事業所等数100以上の設置者・事業者

(参考)介護保険制度の例

・法令遵守規程 : 法の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したもの(事業者の実態に即したもの)

・法令遵守に係る監査(業務執行の状況の監査)の方法 : 監査(内部監査又は外部監査)の担当者、監査の実施方法等

○業務管理体制の届出を受けた都道府県、内閣総理大臣(国)は、教育・保育施設、地域型保育事業の確認を行う市町村と
 密接に連携し、必要に応じて必要な情報を共有することを基本としてはどうか。

※内閣総理大臣又は都道府県知事が指導監督を行うときは、確認主体である市町村長と密接な連携の下に行う。(子ども・
 子育て支援法第56条第2項)

市町村長は、確認を行った施設・事業者について、内閣総理大臣又は都道府県知事に対して指導監督を行うよう求めるこ
 とができる。(子ども・子育て支援法第56条第3項)

地域型保育事業の認可基準

1 関係法規等

【国：新制度】子ども・子育て支援法（抄）

第7条（定義）

（第1項～第4項 省略）

- 5 この法律において「地域型保育」とは、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいし、「地域型保育事業」とは、地域型保育を行う事業をいう。
- 6 この法律において「家庭的保育」とは、児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業として行われる保育をいう。
- 7 この法律において「小規模保育」とは、児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業として行われる保育をいう。
- 8 この法律において「居宅訪問型保育」とは、児童福祉法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業として行われる保育をいう。
- 9 この法律において「事業所内保育」とは、児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業として行われる保育をいう。

【国：新制度】改正後児童福祉法（抄）

第6条の3

（第1項～第8項 省略）

- 9 この法律で、家庭的保育事業とは、次に掲げる事業をいう。
 - 一 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児（以下「保育を必要とする乳児・幼児」という。）であつて満三歳未満のものについて、家庭的保育者（市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であつて、当該保育を必要とする乳児・幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）の居宅その他の場所（当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅を除く。）において、家庭的保育者による保育を行う事業（利用定員が五人以下であるものに限る。次号において同じ。）
 - 二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、家庭的保育者の居宅その他の場所（当該保育が必要と認められる児童の居宅を除く。）において、家庭的保育者による保育を行う事業
- 10 この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。
 - 一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業
 - 二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業
- 11 この法律で、居宅訪問型保育事業とは、次に掲げる事業をいう。
 - 一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において

家庭的保育者による保育を行う事業

- 二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、当該保育が必要と認められる児童の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業
- 12 この法律で、**事業所内保育事業とは**、次に掲げる事業をいう。
- 一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、次に掲げる施設において、保育を行う事業
 - イ 事業主がその雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主から委託を受けて当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設
 - ロ 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主団体が委託を受けてその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設
 - 八 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の規定に基づく共済組合その他の厚生労働省令で定める組合（以下八において「共済組合等」という。）が当該共済組合等の構成員として厚生労働省令で定める者（以下八において「共済組合等の構成員」という。）の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は共済組合等から委託を受けて当該共済組合等の構成員の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設
 - 二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

第三十四条の十五 市町村は、家庭的保育事業等を行うことができる。

- 2 **国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。**
- 3 市町村長は、家庭的保育事業等に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、**次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、第四号に掲げる基準に限る。）によって、その申請を審査しなければならない。**
 - 一 当該家庭的保育事業等を行うために必要な経済的基礎があること。
 - 二 当該家庭的保育事業等を行う者（その者が法人である場合にあっては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。第三十五条第五項第二号において同じ。）とする。）が社会的信望を有すること。
 - 三 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。
 - 四 次のいずれにも該当しないこと。
（除外事由イ～ル 省略）
- 4 **市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かななければならない。**
（第5項～第7項 省略）

第三十四条の十六 **市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。**この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

- 2 **市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。**
 - 一 **家庭的保育事業等に従事する者及びその員数**
 - 二 **家庭的保育事業等の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの**
- 3 家庭的保育事業等を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

【西宮市：現行】家庭的保育事業（保育ルーム）の運営・助成要綱（抄）

第1章 総則

(目的)

第1条 市は、認可保育所への入所待機が多い地域において、保育に欠ける低年齢児の福祉増進を図るため、児童福祉法第24条第1項の規定に基づき家庭的保育事業(保育ルーム)を設置する。この要綱は、保育ルーム運営に要する経費の一部を助成するため市がその基準を定め、以って保育ルームの円滑な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 保育ルームとは、児童の保育に熱意のある人が、自宅等を開放し、保育に欠ける児童(以下「児童」という。)を家庭的な雰囲気の中で保育することを目的とする施設で西宮市が認定したものをいう。

2 保育者とは、この施設に従事する者をいう。

3 保育補助者とは、保育者を補助する者をいう。

第2章 認定ならびに運営

(保育ルーム認定に必要な要件、保育ルームの運営)

第3条 保育者及び保育補助者の資格

(1) 保育者の資格

ア 20歳以上65歳以下である者。ただし、市長が待機児童の解消のために特に必要であると認めた場合は、この限りではない。

イ 保育士又は看護師の資格を有する者。

ウ 市の実施する基礎研修を受講した者。

エ 本人及び同居者が心身ともに健全であり、乳幼児の保育に専念することができること。

オ 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること。

カ 乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められること。

(2) 保育補助者の資格

ア 保育者が選任した者で、市の実施する基礎研修を受講した者。

イ 心身ともに健全であり、乳幼児の保育に専念できること。

ウ 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること。

エ 乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められること。

2 定員・施設基準

(1) 保育する児童の人数は、5人以下とすること。

(2) 保育を実施する施設は、保育者自身の自宅又は賃借した施設で、児童のために専用できる通風・採光のよい面積9.9㎡(6畳)以上の部屋(戸建住宅の場合は、原則として1階の部屋とする。)があり、市が児童の保育に適切であると認めた施設であること。ただし、3人を超えて保育する場合は、3人を超える児童1人につき3.3㎡を加算すること。

(3) 児童の遊戯に適する広さの遊び場が敷地内にあるか、又は付近に公園、空地等があること。なお、保育ルームの各定員並びに年齢別の条件は別表のとおりとする。

3 対象児童

(1) 西宮市民であること。ただし、東北地方太平洋沖地震により被災した児童であって、市長が認めた場合はこの限りでない。

(2) 保護者が送り迎えのできる生後43日から3歳児までの児童であること。

(3) あっせん希望する保育者又はその保育補助者と3親等以内の親族関係にないこと。

(4) 伝染性疾患を持たないこと。

(5) その他保育実施に支障のないこと。

4 運営

(1) 保育者は市があっせんする児童のみを保育すること。

(2) 児童の保育は、保育者及び保育補助者により2名以上で行うこと。ただし、第5項第3号に定める時間外保育の場合で、かつ児童が1名である場合は、保育者又は保育士資格を有する保育補助者が1名で保育を行うことができる。

(3) 入所日は各月の1日及び16日とする。

(4) 保育者は児童の入所にあたり、保護者と十分協議のうえ、児童の心身の段階に応じた適切な保育を行うこと。

(5) 入所年齢については、市と保育者との協議のうえ、第3条3項第2号の範囲で決定するものとする。

(6) 保育者は、児童の事故防止並びに健康管理に常に細心の注意を払うとともに、急を要する場合等のためあらかじめ医師を指定しておくこと。

(7) 保育の内容は、保育所保育指針に準拠するとともに、保育所保育と異なる家庭的保育独自の保育内容に留意して保育を行うこと。

(8) 乳幼児の発達過程に応じた保育の計画及び一日の保育内容を作成するとともに、保育の状況に関する記録を整備すること。

(9) 児童の保育について、市等の指示および指導、助言にしたがうこと。

(1 0) 児童の保育に際し、営利目的、その他不適当と思われる行為をしないこと。

5 保育日及び保育時間

(1) 保育日は、土曜日、日曜日、振替休日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び1 2月2 9日から翌年1月4日まで、その他保育者と保護者で協議のうえ決めた休所日を除く毎日とする。

(2) 午前7時現在で兵庫県南部に暴風警報が発令されている場合、保育ルームは原則として休所とする。ただし、保護者からの申し出により、保護者と保育者間の協議で安全が確認できた場合は保育を実施するものとする。

(3) 保育時間は、平日の午前7時3 0分から午後6時までの間で保育者と保護者の協議により決定する。

(4) 保育日において、前号に定める保育時間を超えて行う保育(以下「時間外保育」という。)については、保育者と保護者の協議により決定することができる。

6 保育費用

(1) 保護者は市が決定した階層に基づき、別表 に定める保育料を保育者に支払わなければならない。ただし、当該月の1 5日を過ぎて委託又は1 5日までに委託を解除したときは半額(1 0 0円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる)とする。

(2) 同一世帯から2人以上入所する児童がいる場合、第2子以降の保育料については、別表 に定める「第2子以降保育料」を適用する。

(3) 保育ルームに入所する児童と同一世帯から市の指定する家庭保育所に入所する児童がいる場合、年齢の高い方から2人目以降の保育料については、別表 に定める「第2子以降保育料」を適用する。

(4) 保育ルームに入所する児童と同一世帯から認可保育所、幼稚園及び認定こども園に入所する児童がいる場合、保育ルームに入所する児童の保育料については、別表 に定める「第2子以降保育料」を適用する。

(5) 保育ルームに入所する児童と同一世帯から特別支援学校幼稚部、児童発達支援センター又は情緒障害児短期治療施設通所部に入所する就学前児童がいる場合、保育ルームに入所する児童の年齢がその就学前児童の年齢以下の時については、別表 に定める「第2子以降保育料」を適用する。

(6) 児童の衣服、食事(ミルクを含む)等に要する費用は保護者負担とする。

(7) 時間外保育料は3 0分を増すごとに7 5円とする。ただし、1日の時間外保育が6 0分を超える場合はこの限りでない。

(8) 保護者から保育料の減免申請があり、市長がその必要を認めるときは、これを減額又は免除することができる。

(保育ルームの認定、実施に関する契約及び取消)

第4条 保育ルームを運営しようとする者は、市の指定する日時に、西宮市保育ルーム保育者選定委員会(以下、「委員会」という。)による審査を受けなければならない。

2 委員会により選定された者は、保育ルーム認定申請書に健康診断書を添付して市長に提出し、保育ルームとしての認定を経た後、市長と保育の実施に関する契約を締結しなければならない。ただし、認定期間は1年を限度とする。

3 保育者より、前項の認定更新の申出があった場合は、市長は保育ルームの運営状況(児童に対する適切な保育状況、要綱の遵守)を考慮し、認定を更新することができる。

4 市長は児童の健全かつ適正な保育を行うことができないと認めるときは認定を取り消すものとする。

5 市長は、認可保育所の定員増・増設等により保育所入所待機児童が解消された場合又は保育者の申し出があった場合は認定を取り消すことができるものとする。

(保育補助者の指定及び取消)

第4条の2 保育者は保育補助者を指定又は指定を取り消したとき、すみやかに文書で市長あて報告をしなければならない。

(認可保育所との連携保育)

第5条 市は保育ルームを認定するにあたり、相談業務・交流保育・代理保育等を行う連携保育所を近隣の認可保育所の中から指定しなければならない。

2 保育者は入所児童の健康状態などを連携保育所に報告し、保育に必要な情報を把握しておかなければならない。また、必要であるならば保育所へ来所し、担当者から保育についての相談・指導などを受けることができるものとする。

3 保育者は月に一回以上、連携保育所の入所児童との交流を図るため、連携保育所が主催する交流保育事業に児童を参加させなければならない。

4 保育者とその補助者は自身の傷病等により児童の保育が一時的に困難になった場合、受け入れが可能な連携保育所に保育の代理を依頼することができる。ただし、療養が長期に亘る場合は保育ルームを休所させるものとする。

(研修)

第6条 保育者の資質向上と涵養をはかり、あわせて市と保育者ならびに保育者相互の交流をはかり、より充実した保育を行う目的で研修会を開催する。

【国：現行】「家庭的保育事業の実施について」

(平成21年児発第1030第2号厚生省児童家庭局長通知)

家庭的保育事業ガイドライン

第1 趣旨

このガイドラインは、家庭的保育事業の実施に当たり、遵守すべき事項を規定する児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)のほか、留意すべき事項を定めるものであること。

第2 権利擁護・法令遵守について

1 法令遵守

家庭的保育を行う者(家庭的保育者、家庭的保育補助者及び家庭的保育支援者。以下「家庭的保育者等」という。)は、その役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、家庭的保育を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性等の向上に努めること。

2 守秘義務

市町村長は、家庭的保育事業に係る実施要綱又は家庭的保育者と取り交わす委託契約書等において、家庭的保育事業に携わる者に対する守秘義務を記載すること。

第3 家庭的保育の実施体制

家庭的保育事業は、児童福祉法第24条の保育の実施義務として市町村が実施するものであり、家庭的保育者又は保育所等(児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)を満たす認可外保育施設を含む。以下「実施保育所」という。)を経営する者に委託するものとする。

第4 情報提供について

1 方法

市町村は、家庭的保育事業を利用することを希望する保護者等が、適切に家庭的保育を利用できるよう、家庭的保育に関する必要な情報について、インターネットの利用、印刷物の配布、地域子育て支援拠点等での情報提供その他の適切な方法により周知が図られるよう必要な措置を講じること。

2 事項

情報提供する事項は次によること。

(1)家庭的保育者等に関する事項

- ・家庭的保育者等の氏名、保育士等の資格及び家庭的保育者等の経験年数に関する事項
- ・保育を行う居宅等の位置(町名まで)及びその状況に関する事項

(2)家庭的保育の内容等に関する事項

- ・保育実施日及び保育時間に関する事項
- ・保育料に関する事項
- ・保育の方針及び内容
- ・保育する乳幼児の数
- ・家庭的保育者に対する市町村・連携保育所(施設名及び住所)

- ・家庭的保育支援者(氏名、住所(町名まで)、資格及び家庭的保育者等の経験年数)による支援体制に関する事項
- ・家庭的保育の利用手続に関する事項
- ・家庭的保育者が加入している賠償責任保険に関する事項

第5 家庭的保育の実施について

1 事業の周知

市町村は、家庭的保育事業の周知を図り、家庭的保育事業が安定的に運営できるよう努めること。

2 対象児童

対象とする年齢は、地域の実情を踏まえ、市町村において適切に定めること。

また、対象となる乳幼児は、家庭的保育者又は家庭的保育補助者と三親等以内の親族関係にないこと。

3 定員及び家庭的保育者等の配置

家庭的保育者が1人で保育をするときは、保育する乳幼児の数は3人以下であること。家庭的保育補助者とともに2人以上で保育する場合には5人以下とすること。

3人以下の乳幼児を保育する場合であっても、家庭的保育者の他に、家庭的保育補助者や必要に応じて食事時間等に短時間の援助を受けて保育することが望ましいこと。

また、家庭的保育者が保育を実施する場合は、それぞれの年齢、発達を踏まえた保育が行われるよう配慮することが望ましいこと。

4 実施場所

(1)保育を行う専用居室の基準等

保育を行う部屋は、面積9.9㎡以上であって、採光及び換気の状態が良好であること。3人を超えて保育する場合は、3人を超える乳幼児1人につき3.3㎡を加算すること。

(2)設備

衛生的な調理設備及び便所を有すること。

居室の敷地内に乳幼児の遊戯等に適する広さの庭を有するか、付近にこれに代わるべき公園、空き地、寺社境内等の開かれた空間があること。

(3)地域資源の活用

保育の実施に当たっては、保育所園庭、地域子育て支援拠点、公園等の地域資源を積極的に活用し、乳幼児に必要な保育環境を整えること。

5 保育時間

保育時間は1日8時間を原則とし、乳幼児の保護者の就労状況その他家庭の状況、家庭的保育者の状況等を考慮して、保育実施日及び保育時間を市町村が定めること。

6 保育料

保育料は、保育の実施に要する費用を勘案し、かつ、利用者の家計に与える影響を考慮して市町村が定めること。

7 賠償責任保険

市町村は、家庭的保育者が事故等の発生による補償を円滑に行うことができるよう、家庭的保育者に賠償責任保険に加入させるか、市町村自らが加入することにより、補償の体制整備を図ること。

第6 家庭的保育者等について

1 家庭的保育者等の要件

(1)家庭的保育者

ア 定義

家庭的保育者として市町村長の認定を受け家庭的保育を行う者

イ 要件

家庭的保育者は、次に掲げる要件に該当する者

・次のいずれかに該当する者であって、市町村長が行う研修(以下「基礎研修」という。)[別添1]を修了した者

一 保育士

二 看護師、幼稚園教諭、その他の者が研修(以下「認定研修」という。)[別添1]を修了し、市町村長が家庭的保育者として適当と認める者

ただし、平成21年度に家庭的保育を実施していた者(補助者を除く)に必要な研修については、平成22年3月31日までに受講した研修をもって充てることにより、家庭的保育者となることを可能とする。なお、その場合であっても平成23年度末までに本ガイドラインに基づく研修を受講すること。

ウ 留意事項

・市町村は、認定研修により家庭的保育者として認定する際は、研修における試験、レポートの提出、実習施設での評価等適切な方法により評価を行い、認定すること。

・市町村は、家庭的保育者に対する現任研修等により、適切に評価を行うこと。

・3歳以上児(年度途中で3歳に達した場合は当該年度末までの幼児を除く。)を対象に家庭的保育事業を実施する場合は、3歳以上児の発達や保育に関する内容に留意した研修を実施すること。

(2)家庭的保育補助者

ア 定義

家庭的保育補助者として市町村長の認定を受け、家庭的保育者の下で家庭的保育を行う者

イ 要件

家庭的保育補助者は、次に掲げる要件に該当する者

・市町村長が実施する基礎研修を修了した者

・心身ともに健全であること。

・乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること。

・乳幼児の保育に専念できること。

・乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められること。

・児童福祉法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられたことがないこと。

(3) 家庭的保育支援者

ア 定義

家庭的保育支援者として市町村長の認定を受け、家庭的保育者又は家庭的保育補助者に対し指導・支援を行う者

イ 要件

家庭的保育支援者は、次に掲げる要件に該当する者

・保育士であり10年以上の保育所における勤務又は家庭的保育の経験を有し、一定の研修を修了した者

・心身ともに健全であること。

・乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること。

・乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められること。

・児童福祉法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられたことがないこと。

2 家庭的保育者の認定等

(1) 申請

家庭的保育事業を行おうとする者は、事業を実施する住所地の市町村長に、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならないこと。

・家庭的保育者等の氏名、住所、年齢、資格及び健康状態

・家庭的保育者の居宅で保育を行う場合は、同居する家族等の氏名、年齢、続柄及び健康状態

・家庭的保育者が保育を行う居宅等の位置及び平面図

・家庭的保育者が保育を行うことができる曜日及び時間

(2) 認定

市町村長は、申請書を受理したときは、当該家庭的保育者等が適当であるかどうかを調査して、認定をし、又はしないことの決定を行わなければならないこと。

(3) 変更の届出

家庭的保育者等は、届け出た事項に変更が生じたときは、速やかに、その内容を市町村長に届け出ること。

(4) 認定取消

市町村長は、家庭的保育者等がその要件に該当しなくなったときは、認定を取り消すことができること。

第7 保育内容について

1 保育内容

家庭的保育は、保育所保育指針に準拠するとともに、保育所保育と異なる家庭的保育独自の保育内容に留意して保育を行うこと。〔別添2〕

2 保育の計画

家庭的保育者は、乳幼児の発達過程に応じた「保育の計画」及び「一日の保育内容」を作成し保育を行わなければならないこと。

3 記録の整備

家庭的保育者は、乳幼児の保育の状況に関する記録を整備しておかなければならないこと。

また、記録に基づき、自ら実践を振り返り、さらなる保育内容の向上に努めること。

4 食事

家庭的保育者は、乳幼児への食事の提供を行うときは、望ましい食習慣の定着を促すとともに、乳幼児の状態に応じた摂取法や摂取量のほか、食物アレルギー等への適切な対応に配慮すること。

なお、家庭的保育者又は家庭的保育補助者が、調理の間に保育を行うことができないときは、必要に応じて短時間の援助を受けることが望ましいこと。

第8 市町村が行う体制整備について

1 保育の内容への支援

保育する乳幼児の発達過程に応じた適切な保育が図られるよう、「保育の計画」や「一日の保育内容」を編成するに当たって必要な援助・指導を行うなど、保育の内容に関する支援を行うこと。

また、家庭的保育者間の相互の理解を深め、保育の質の向上のため、家庭的保育者間の交流や連携を図る機会を設けること。

2 巡回指導・相談

家庭的保育者の居宅等における保育の状況を把握するため、家庭的保育支援者等を少なくとも3か月に1回以上、さらに、家庭的保育者の状況に応じて、必要な都度、訪問させること。

また、家庭的保育者からの相談に応じ、必要な助言及び指導を行うことができる体制の整備を行うとともに、家庭的保育者の健康状況の把握を行うこと。

3 連携保育所の確保

家庭的保育者に対する支援の体制整備の一環として、連携保育所の確保にすること。

連携保育所を確保できない場合は、その他の適切な場所又は市町村自らが家庭的保育者に対する支援体制を図ること。

4 研修

家庭的保育者の資質の向上等を図るため、研修を実施する等の必要な体制整備を行うこと。

研修を実施する際は、他の市町村等と連携して実施するなど、効果的に実施すること。

また、研修の機会が確保されるよう必要な体制の整備に努めること。

なお、3歳以上児(年度途中で3歳に達した場合は当該年度末までの幼児を除く。)を対象に家庭的保育事業を実施する場合は、3歳以上児の発達や保育に関する内容に留意した研修を実施すること。

(1) 現任研修

ア フォローアップ研修 [別添1]

主に、経験年数2年未満の家庭的保育者へのフォローアップを目的とした研修。(経験年数1年未満の者に対しては、少なくとも、2か月に1回以上実施することが望ましい。)

イ 現任研修 [別添1]

すべての家庭的保育者を対象に、家庭的保育者の資質の向上を図るため、年に1回(分割して実施可)、必要な知識や技術の習得を目的とした研修。

(2) 指導者研修 [別添1]

10年以上の保育所における勤務(基礎研修を受講した者)又は家庭的保育の経験を有する保育士を対象に、家庭的保育支援者などの家庭的保育の指導者となるために必要な知識や技術の修得を目的とした研修。

5 代替保育

家庭的保育者が病気、研修参加、休暇等により保育を行うことができない場合は、当該家庭的保育者に代わって、連携保育所、家庭的保育支援者、他の家庭的保育者、その他適当な方法により保育が行われるよう必要な体制の整備を行うこと。

6 集団保育

家庭的保育者が保育を行う幼児について、当該幼児の年齢等に応じて集団保育の必要があるときは、定期的に保育所において保育を体験することができるよう努めること。

7 苦情受付

家庭的保育を利用する乳幼児の保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するとともに、連絡先について周知を図るなどの必要な措置を講じること。

苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当事者以外の者を関与させること。

8 他機関との連携

事業の実施に当たっては、乳幼児の心身の状態に応じた家庭的保育を実施するため、必要に応じて児童相談所、保育所、医療機関、保健所等の専門機関と密接に連携をとり、保育が円滑に行われるよう必要な体制の整備を行うこと。

第9 連携保育所等

連携保育所及び実施保育所は、市町村と連携し、以下の支援又は業務を行うよう努めること。

- ・家庭的保育者からの相談に応じ、必要な助言及び指導を行うこと。
- ・家庭的保育者が休暇等により保育が行われない場合に、当該家庭的保育者に代わって乳幼児の保育を行うこと。
- ・家庭的保育者が保育を行う幼児について、必要に応じて、定期的に当該幼児の年齢等に応じた集団保育を体験させること。
- ・家庭的保育者が保育を行う乳幼児について、健康診断を実施すること。
- ・その他、家庭的保育者が家庭的保育事業を行うために必要な支援を行うこと。

第10 保護者への対応について

1 保護者との連絡

保護者との連携においては、日々の乳幼児の状況を的確に把握するとともに、保護者と家庭的保育者間で日常的乳幼児の様子を適切に伝え合い、十分な説明に努めること。

2 保護者の相談への対応

家庭的保育者の保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談等の保護者への支援を通して保護者自身の子育て力の向上を積極的に支援すること。

3 虐待等への対応

保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、速やかに、市町村や関係機関に通報するとともに、連携し適切な対応を図

ること。

第11 安全対策について

1 健康診断等

市町村は、家庭的保育者等の健康診断を1年に1回実施するとともに、調理に携わる家庭的保育者については、概ね月1回検便を実施すること。

2 健康管理

家庭的保育者は、常に乳幼児の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な対応を図ること。

3 事故やケガの防止と対応

家庭的保育者は、保育中の事故防止のため、乳幼児の心身の状態等を踏まえ、居宅等の安全点検に取り組み、安全確保の観点から保育環境の整備について適切に対応すること。

4 防災・防犯対策

家庭的保育者は、災害や不審者からの被害など不測の事態に備え、緊急時の連絡網を作成し、日頃から避難経路を確認するとともに、火災警報器及び消火器の設置や避難訓練の実施など防災、防犯等の健康及び安全を確保するため保育環境の整備について適切に対応すること。

5 緊急時の対応

家庭的保育者は、保護者及び他の連携する機関との緊急時の連絡体制を取るとともに、緊急時の対応マニュアルを作成すること。

また、保育中の体調不良、傷病及び傷害等が発生した場合に備え、乳幼児のかかりつけ医、連携保育所の嘱託医等、必要な体制整備について適切に対応すること。

第12 運営・管理について

家庭的保育者は、収支の状況を明らかにする帳簿その他の書類を整備し、適正な会計管理に努めなければならないこと。

第13 賠償責任保険について

家庭的保育者等は、事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、保険等への加入により、補償の体制整備について適切に対応すること。

[別添1]

家庭的保育者研修

1 基礎研修(すべての家庭的保育者に対する家庭的保育に必要な基礎的知識・技術等の習得)

[家庭的保育者の就業前研修]

科目名	区分	時間	内容	
導入	家庭的保育の概要	講義	60分	家庭的保育の歴史的経緯 家庭的保育の特徴 家庭的保育のリスクを回避するための課題
家庭的保育の基礎	乳幼児の発達と心理	講義	90分	発達とは 発達時期の区分と発達 ことばとコミュニケーション 自分と他者 手のはたらきと探索 移動する力 こころと行動の発達を支える家庭的保育者の役割

	食事と栄養	講義	60分	離乳の進め方に関する最近の動向 栄養バランスを考えた幼児期の食事作りのポイント 食物アレルギー 家庭的保育者が押さえる食育のポイント
	小児保健	講義	60分	乳幼児の健康観察のポイント 発育と発達について 衛生管理・消毒について 薬の預かりについて
	小児保健	講義	60分	子どもに多い症例とその対応 子どもに多い病気とその対応 事故予防と対応
	心肺蘇生法	実技	120分	
家庭的保育 の実際	家庭的保育の保育内容	講義・ 演習	120分	家庭的保育における保育内容 家庭的保育の1日の流れ 異年齢保育 新しく子どもを受け入れる際の留意点 地域の社会資源の活用 家庭的保育の記録 保育の体制
	家庭的保育の環境整備	講義	60分	保育環境を整える前に 家庭的保育に必要な環境とは 環境チェックリスト
	家庭的保育の運営と管理	講義	60分	情報提供 受託までの流れ 家庭的保育の運営上必要な記録と報告 個人事業主としての財務管理
	安全の確保とリスクマネジメント	講義	60分	子どもの事故 子どもの事故の予防 保育上の留意点 緊急時の連絡・対策・対応 リスクマネジメントと賠償責任
	家庭的保育者の職業倫理 と配慮事項	講義・ 演習	90分	家庭的保育者の職業倫理 家庭的保育者の自己管理 家庭的保育者自身の家族との関係 地域との関係 保育所や様々な保育者との関係 行政との関係
	保護者への対応	講義・ 演習	90分	家庭的保育における保護者との関わりと対応 家庭的保育における保護者への対応の基本 子育て支援における保護者への相談・助言の原則 保護者への対応 ~事例を通して考える~
	子ども虐待	講義	60分	子ども虐待への関心の高まり 子ども虐待とは 子ども虐待の実態 虐待が及ぼす影響 子ども虐待の発見と通告 虐待を受けた子どもに見られる行動特徴 子どもが家で虐待を受けたと思われたならば

				家庭的保育で不適切な関わりを防ぐために
	気になる子どもへの対応	講義	90分	気になる行動 気になる行動をする子どもの行動特徴 気になる行動への対応の考え方 気になる行動の原因とその対応 保育者の役割 遊び 日本に伝承されてきた育児法を用いる
研修を進める上で必要な講義	見学実習オリエンテーション	演習	30分～60分	見学実習のポイントと配慮 見学を引き受ける際の留意事項
	グループ討議	演習	90分	討議の目的 討議の原則 討議の効果 討議のすすめ方
見学実習		実習	2日以上	複数の家庭的保育者のもとで家庭的保育を実習 保育日誌・家庭連絡帳の作成の仕方 実習日誌作成・提出 (実習のうち1日は家庭的保育の1日の流れを体験)
実施自治体の制度について(任意)		講義	60分～90分	連携保育所 関係機関 地域資源 巡回指導・監査指導等 報告事項などについて

2 国の検討状況

【国：新制度】地域型保育事業（小規模保育事業以外）に関する認可基準

議論が進展していない(平成25年10月18日 第6回検討部会 時点)

地域型保育事業に係る論点（小規模保育事業以外）

- (1)職員数・資格要件（従うべき基準）
- (2)設備・面積基準（参酌基準）
- (3)給食・自園調理（参酌基準）
- (4)耐火基準（参酌基準）
- (5)連携施設等（参酌基準）

(1) 職員数・資格要件について

<現状>

	保育所	家庭的保育	事業所内保育 (雇用保険事業の対象施設 ※1、2)	認可外保育施設	小規模保育※3
保 徒 者	保育士 ※0～2歳児4名以上受け入れる場合、保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	保育所と同様	3分の1以上が保育士又は看護師	A型:保育士 B型:2分の1以上が保育士 C型:家庭的保育者 ※A型、B型については、保育所と同様の特例あり
職 員 数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1	乳幼児(全年齢) 3:1 家庭的保育補助者を置く場合 5:2	保育所と同様	保育所と同様	A型、B型 0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 +1名 C型 0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)

※1 事業所内保育については、原則として認可外保育施設の指導監督基準適用を受けるが、雇用保険事業に基づく助成対象施設については、ガイドラインによる上乗せを行っている。

※2 病院内保育施設、介護施設内保育施設は、児童福祉施設の設備及び運営基準を尊重するよう求めている。

※3 平成25年8月29日第4回基準検討部会における対応方針案より(このほか、離島・へき地に関する特例あり。以下同じ。)

ア．職員の保育士資格に係る基準について。

イ．地方単独事業等からの移行について。

ウ．家庭的保育の保育者に対して求める研修要件について。

国の検討案

(家庭的保育者) 現行制度と同様に、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者としてそれぞれ必要な研修の修了を求めることを基本とする。

家庭的保育者の研修について、現行の基礎研修及び認定研修で対応することを基本とする。

(家庭的保育補助者) 現行制度と同様に、必要な研修を修了した者であることを基本とする。

現行の基礎研修の修了を基本とする。

これまで市町村が果たしてきた役割を踏まえつつ、都道府県や保育士養成施設の果たす役割を含めて見直していくこととする。従来の家庭的保育者等が引き続き保育に従事できるよう一定の経過措

置を検討する。

エ．事業所内保育事業における利用定員が19人以下の比較的小規模な施設の取扱いについて。

国の検討案

(利用定員が19名以下の場合)小規模保育事業との整合性を図っていくことを基本とする。
 (利用定員が20名以上の場合)認可保育所との整合性を図っていくことを基本とする。

オ．居宅訪問型保育事業における職員の資格要件に関する基準がない現状において、職員の質の確保について。

国の検討案

保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者としてそれぞれ必要な研修の修了を求めることを基本とする。

研修について、現行の全国保育サービス協会が実施している認定研修の内容等を踏まえ、事業の位置づけ等によって求められる専門性を習得するのに必要な内容を検討することを基本とする。

カ．家庭的保育補助者の配置について。

国の検討案

保育を受ける子どもが3人以下の場合であっても家庭的保育補助者の配置に配慮し、公定価格の議論の中で検討する。

(2) 設備・面積基準について

<現状>

	保育所	家庭的保育	事業所内保育 (雇用保険事業の対象施設)	認可外保育施設	小規模保育
設備	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳以上児 保育室又は遊戯室	保育を行う専用居室	0・1歳児 乳児室 2歳以上児 保育室	保育室	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳以上児 保育室
	医務室		安静室(体調不良児対応型を行う場合) 2人以上の横臥が可能であり、1人1.98㎡以上		
	屋外遊戯場 ※付近の代替地可	同一敷地内に遊戯等に 適当な広さの庭 ※付近の代替地可			屋外遊戯場 ※付近の代替地可
面積	乳児室 1人1.65㎡ ほふく室 1人3.3㎡ 保育室 1人1.98㎡ ※平成26年度末まで大都市特例あり	1人3.3㎡ (部屋自体は9.9㎡が必要)	乳児室 1人1.65㎡ 保育室 1人1.98㎡ ※両室の区画を求める	1人1.65㎡以上 ※0歳児の区画を求める	A型・B型 乳児室/ほふく室 1人3.3㎡ 保育室 1人1.98㎡ C型 すべて1人3.3㎡
	屋外遊戯場 1人3.3㎡(2歳児)	適当な広さ			屋外遊戯場 1人3.3㎡ (2歳児)

ア．保育所等の認可施設に比較して規模が小さい点について。

国の検討案

(家庭的保育事業)現行制度と同様に、1人当たり3.3㎡以上とすることを基本とする。
 (事業所内保育事業)利用定員が19名以下の場合、少尉規模保育事業との整合性を図っていくことを基本とする。利用定員が20名以上の場合、認可保育所との整合性を図っていくことを基本とする。

イ．地方単独事業等からの移行について。

ウ．主に受入れ対象となる0・1歳児に係る面積基準について。

エ．居宅訪問型保育事業において面積基準を設ける必要があるか。

国の検討案

設備・面積基準を設けないことを基本とする。

オ．屋外遊戯場の設置について、付近の広場や公園等代替措置の検討および1人あたりの面積基準。

国の検討案

(家庭的保育事業)「同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭」を求めることとした上で(他の公的施設の敷地その他の付近の代替地でも可)面積基準は2歳児に対し1人当たり3.3㎡以上とすることを基本とする。

(3) 給食・自園調理について

＜現状＞

	保育所	家庭的保育	事業所内保育 (雇用保険事業の対象施設)	認可外保育施設	小規模保育
給食	自園調理 *3歳以上児は外部搬入可能 *公立は特区により3歳未満児も外部搬入可能	外部搬入可能	外部搬入可能	外部搬入可能	自園調理※ 連携施設等からの搬入可
設備	調理室 *外部搬入を行う場合、調理設備	調理設備	調理室 *外部搬入を行う場合、調理設備	調理室 *外部搬入を行う場合、調理設備	調理設備
職員	調理員 *全部委託、外部搬入の場合は不要	不要			調理員 *全部委託、連携施設等からの搬入を行う場合不要

※現行自園調理を実施していない事業からの移行に当たって、第1期の市町村事業計画の終期(平成31年度末)までの経過措置あり

ア．調理室・調理設備及び給食の自園調理における外部搬入の取扱い等について。

国の検討案

(家庭的保育事業)自園調理を基本とし、調理業務委託については保育所と同様に可能とする。連携施設等からの外部搬入を可能とする。自園調理をしていない現行の事業からの移行について平成31年度末までに体制整備をする前提での経過措置を設けることとする。調理設備を基本とし、通常のキッチン設備を基に利用定員に応じた設備内容を求める。具体的な内容は、条例等で定める。外部搬入について、提供に当たって必要な加熱、保存等の調理機能を求めることを基本とする。

イ．自園調理を求める場合、調理担当の職員について。

国の検討案

(家庭的保育事業)調理員を配置することを基本とし、保育を受ける子どもが3人以下の場合は家庭的保育補助者が調理業務に従事することを可能とする

ウ．地方単独事業等からの移行について。

エ．事業所内保育事業における給食提供のあり方について。

国の検討案

自園調理を基本とし、調理業務委託については保育所と同様に可能とする。連携施設等からの外部搬入を可能とする。自園調理をしていない現行の事業からの移行について平成31年度末までに体制整備をする前提での経過措置を設けることとする。調理室又は調理設備を基本とし、通常のキッチン設備を基に利用定員に応じた設備内容を求める。具体的な内容は、条例等で定める。外部搬入について、提供に当たって必要な加熱、保存等の調理機能を求めることを基本とする。調理員の配置を基本とし、調理委託・外部搬入の場合は調理員の配置は不要とする。

オ．居宅訪問型保育事業における調理および食事の提供について。

国の検討案

保育者による調理及び食事の提供は行わないことを基本とする。

(4) 耐火基準について

＜現状＞

	保育所	家庭的保育	事業所内保育 (雇用保険事業の対象施設)	認可外保育施設	小規模保育
耐火基準等難規制	設備運営基準において上乗せ規制あり ※建築基準法上は、特殊建築物(「児童福祉施設等」としての取扱い	基本的には上乗せ規制はなし	保育所と同様	指導監督基準上、上乗せ規制あり ※保育所に準じた上乗せ規制	上乗せ規制あり ※保育所に準じた上乗せ規制 (注) ①消火器等の消火器具 ②非常警報器具 ③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備

ア．安全性の確保のために、保育の実施場所に係る規制のほか、特に求める事項があるか。

国の検討案

(家庭的保育事業) 現行の取扱いを基本に、更に検討する。

(事業所内保育事業) 現行の取扱いを基本に、小規模保育事業の取扱いを踏まえ、更に検討する。

イ．建築基準法、消防法等の諸規制について。

ウ．居宅訪問型保育事業において規制を設けないこととする。

国の検討案

規制を設けないことを基本とする(居宅における消火器や避難経路の確認等を求めるか)

(5) 連携施設等について

＜現状＞

	保育所	家庭的保育	事業所内保育 (雇用保険事業の対象施設)	認可外保育施設	小規模保育
連携施設	—	保育所本体又は連携保育所の支援が前提	—	—	連携施設の設定が必要 ※1
嘱託医	嘱託医	連携保育所の嘱託医の存在が前提	—	—	嘱託医※2

※1 小規模保育事業に関しては、更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、第1期の市町村事業計画の終期(平成31年度末)までの経過措置あり

※2 連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能

ア．家庭的保育事業について、卒園後における確実な受け皿が必要ではないか。

国の検討案

連携施設の設定を求めることを基本とし、小規模保育事業と同様に、連携施設は 保育内容の支援及び 卒園後の受け皿を担うこととする。また、移行に当たっての経過措置及び離島・へき地における特例を設ける。

イ．事業所内保育事業における卒園後の受け皿に関して、卒園後も引き続き同一地域で保育を受ける

ことが想定される「地域枠の子ども」と、広域から通勤することが想定される従業員の子どもとで、同一の対応を求めるべきか。

国の検討案

19名以下の規模の場合、小規模保育事業と同様に、連携施設の設定を求めることとし、地域枠に関して卒園後の受け皿に係る連携施設の設定を求めることとする。従業員の子どもについては、必ずしも卒園後の受け皿に係る連携施設の設定を求める必要はない。また、移行に当たっての経過措置及び離島・へき地における特例を設ける。

ウ．事業所内保育施設において地域の子どもの受け入れる子どもの数等について。

エ．居宅訪問型保育者に対する労働基準法の適用(休憩時間等)について。

国の検討案

障害の個別ケアに関するバックアップ等の形で、設定を求めていくことを基本とする。

【国：新制度】小規模保育事業に関する認可基準

- (1)小規模保育事業について、「待機児童解消加速化プラン」に位置づけ、平成27年度(予定)からの新制度施行を待たずに支援を開始し、早期の受け皿確保を進めていくこととしている。
- (2)子ども・子育て会議基準検討部会第2回～第4回の審議を経て、子ども・子育て会議基準検討部会第6回(平成25年10月25日開催)に参考資料として「小規模保育運営支援事業等の要綱」が配布された。

説明によると、新制度施行を待たずに先行して実施することとなる小規模保育の補助事業の内容を整理したものである。平成25年10月18日付けで「安心こども基金管理運営要領」を改正し、各都道府県に通知したものである。これを梃子に「待機児童解消加速化プラン」を更に推進し、待機児童解消を着実に進めるとのことである。

「小規模保育運営支援事業等の要綱」は、次のとおり。

<国：子ども・子育て会議基準検討部会第6回(H25.10.18) 資料より>

小規模保育運営支援事業等の要綱

安心こども基金管理運営要領の改正により実施

小規模保育運営支援事業

1 事業の目的

都市部等において増加する3歳未満児を中心とした保育需要に対応するとともに、児童人口減少地域等における保育基盤の維持を図るため、これらに対応する質の確保された小規模な保育事業に対し、運営に要する費用の一部を補助することにより、待機児童の解消を図るとともに、地域の実情に応じた多様な保育を提供し、もって心身ともに健やかな児童を育成することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

小規模保育事業を実施する事業者に対し、小規模保育事業の実施に必要な費用を補助する。

(2) 実施主体

実施主体は、「待機児童解消加速化プラン」(以下「加速化プラン」という。)に参加する市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。

(3) 対象児童

本事業の対象となる児童は、市町村が定める基準に基づく保育に欠ける就学前児童であって、満3歳未満の児童とする。

なお、本事業を利用している児童が年度途中で満3歳の誕生日を迎えた場合、当該年度末までの間、本事業の対象とすることができるほか、保育所等の定員に空きがない場合等、地域の保育の整備状況等にかんがみ、やむを得ない事情があると市町村が認める場合で、かつ、(4)に定める利用定員の範囲内に限り、満3歳以上の児童についても本事業の対象とすることができる。また、離島、へき地(運営要領別添6の11の2(4)で設置場所とされている地域をいう。以下同じ。)で、上記によりがたい事情があると市町村が認める場合も、本事業の対象とすることができる。

(4) 実施要件

小規模保育運営支援事業(A型)

本事業の実施に当たっては、次の(ア)から(ケ)の要件を満たすこと。

(ア)平成24年8月22日付けで公布された子ども・子育て支援法等の関連3法に基づく制度の施行後に、関連3法による改正後の児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第10項に規定する「小規模保育事業」として、同法第34条の15第1項により事業を実施する市町村又は同法第34条の15第2項の規定による認可を受けることを希望している事業者(以下「事業者」という。)であること。

(イ)事業の利用定員が、6人以上19人以下であること。

なお、既に19人を超える児童が利用又は利用が内定している場合については、平成26年4月1日までに19人以下とすることを条件に本事業の対象とすることができる。

(ウ)小規模保育運営支援事業を実施する事業所(以下「事業所」という。)の設備は、次の要件を満たすこと。

ア 満2歳未満の乳幼児に利用させる場合には、乳児室又はほふく室、調理室又は調理設備(調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備をいう。以下同じ。)及び便所を設けること。乳児室又はほふく室の面積は、満2歳未満の乳幼児1人につき3.3㎡以上であること。

なお、乳児室とほふく室を一の部屋として運営する場合には、ほふくをする児童とほふくをしない児童が同時に在室することから、安全の確保に留意すること。

イ 満2歳以上の幼児に利用させる場合には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(事業所の付近にある他の公的施設の敷地その他の屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。)調理室又は調理設備及び便所を設けること。保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上、屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上であること。

ウ 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける建物は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当する物を除く。)であること。また、保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること、並びに「認可外保育施設に対する指導監督について」(平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別添「認可外保育施設指導監督基準」(以下「認可外保育施設指導監督基準」という。)の4に定める避難階段が設けられていること。

エ 消火器及び非常警報器具が設けられていること。

(エ)職員の配置は、次の要件を満たすこと。

ア 保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、(キ)のイにより連携施設(保育所、幼稚園又は認定こども園をいう。以下同じ)から嘱託医による健康診断等に関する支援を受ける場合については嘱託医を、また、

調理業務の全部を委託する場合又は(オ)の要件を満たして連携施設又は給食搬入施設(同一の事業者(事業者が法人である場合は系列の法人を含む。))が運営する他の小規模保育事業所、社会福祉施設又は病院をいい、離島・へき地においては、学校又は学校給食センターを含む。以下同じ。)から食事を搬入する場合にあっては、調理員を置かないことができる。

イ アの保育士の数は、次の(ア)(イ)により算出した人数に1人を加算した人数以上とする。ただし、常時2人を下回ってはならない。

(ア) 乳児3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児6人につき1人以上とする。

(イ) 満3歳以上の幼児に利用させる場合には、満3歳以上満4歳に満たない幼児20人につき1人以上、満4歳以上の幼児30人につき1人以上とする。

ウ 乳児4人以上を利用させる場合は、保健師又は看護師を、1人に限って保育士とみなすことができる。また、離島・へき地において満3歳以上の幼児の利用が常時見込まれる場合は、幼稚園教諭又は小学校教諭であって市町村が必要と認める研修を修了した者を、1人に限って保育士とみなすことができる。

(オ) 利用する乳幼児に対して、食事の提供を行うこと。食事を提供するときは、原則として、事業所内で調理する方法によることとする。なお、調理業務を委託する場合には、「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日児発第86号厚生省雇用均等・児童家庭局長通知)の内容に留意すること。

また、食事の提供に当たっては、円滑かつ適切に食事を提供できるよう連携施設等の栄養士に嘱託することにより、アレルギー児対応を含め、食事内容に係る相談・助言を行う体制を設けること。

ただし、連携施設又は給食搬入施設において食事を調理・搬入し提供する場合については、この限りではない。また、その場合においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)(以下「設備運営基準」という。)第32条の2第1号から第5号に掲げる要件を満たすよう努めることとし、連携施設又は給食搬入施設が別の事業者が設置、運営するものである場合は、委託する調理業務に関する内容を明確にした協定書等(契約書、覚書等)を締結すること。

なお、上記による方法が困難であり、かつ、(キ)のなお書きの規定により連携施設の設けが困難であると市町村が認める場合については、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)附則第1条の規定による施行の日から5年を期限として、その他の方法により食事を提供することができる。

(カ) 利用する乳幼児に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時的健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行うこと。また、職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならないこと。

(キ) 事業の実施に当たっては、連携施設を設定し、以下のア~カに関する内容について、必要な支援を受けることとし、連携施設は、事業者からの求めに応じて、当該施設の運営に支障のない範囲で協力すること。なお、離島・へき地で保育所、幼稚園、認定こども園が付近に存在しないなど、連携施設の設定が著しく困難と市町村が認める場合は、この限りでない。

ただし、アについては、(オ)により事業所内で調理をする場合及び給食搬入施設において食事を調理・搬入する場合、また、イについては、(エ)のアにより事業所に嘱託医を配置し、健康診断や健康管理を行う場合は不要とする。

また、ア、イ及びキの支援を受ける場合で、別の事業者が運営する施設を連携施設として設定する場合は、具体的な業務の内容を明確にした協定書等(契約書、覚書等)を締結すること。

連携施設の設定に当たり、事業所から求めがある場合には、市町村においてあつせんその他の調整を行うこと。なお、連携施設の設定が困難であると市町村が認める場合は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)附則第1条の規定による施行の日から5年を期限として、連携施設を設定しないことができる(上記の離島・へき地で連携施設の設定が著しく困難と市町村が認める場合を除く。)。ただし、設定しない場合は、市町村において、連携施設のモデル的な取組を行う、公立施設による支援体制を整備する、保育士等による巡回支援を行うなど、連携施設の設定に資する取組を実施するとともに、満3歳に達するなど、卒園した日以降も保育の利用を希望する者について、利用調整で優先的に取り扱うことその他の満3歳以降の円滑な継続利用に結びつけるために必要な措置を講ずること。

ア 食事の提供に関する支援

当該事業所を利用する児童に提供する食事の献立作成及び調理・搬入等の支援

イ 嘱託医による健康診断等に関する支援

当該事業所を利用する児童の健康診断や健康管理に関する嘱託医に対する相談等の支援

ウ 屋外遊戯場の利用に関する支援

当該事業所を利用する児童に対して、定期的に屋外遊戯場を開放するなど、満2歳以上の児童を中心とした屋外遊戯場の利用に関する支援

エ 合同保育に関する支援

当該事業所を利用する児童に対して、定期的に連携施設を開放し、連携施設の入所児童との交流や、集団活動を通じた児童同士の関係作りなど、合同保育に関する支援

オ 後方支援

乳幼児の保育に関する相談・指導等の支援のほか、保育士等の急な病休等の際や、研修受講時の代替要員の派遣等の支援

カ 行事への参加に関する支援

運動会や園遊会等の行事に当該事業所を利用する児童を招いて、合同で行事を実施するなど、行事への参加に関する支援

キ 卒園後の受け皿としての支援

当該事業所を利用する児童が満3歳に達した場合など、事業所を卒園する際の受け皿としての支援
なお、保育所を卒園後の受け皿とする場合は、入所の調整に当たって市町村、事業者の間で十分に調整すること。

(ク) 利用料については、事業の実施に要する費用を勘案し、かつ、利用者の家計に与える影響を考慮して事業所において設定すること。

(ケ) 上記に規定する要件のほか、設備運営基準により保育所に課される要件を尊重して事業を実施すること。

小規模保育運営支援事業（B型）

本事業の実施に当たっては、の（ア）から（ウ）及び（オ）から（ケ）の要件及び次の（ア）の要件を満たすこと。

（ア）職員の配置は、次の要件を満たすこと。

ア 保育士その他の保育従事者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。

ただし、の（キ）のイにより連携施設から嘱託医による検討診断等に関する支援を受ける場合については嘱託医を、また、調理業務の全部を委託する場合又はの（オ）の要件を満たして連携施設又は給食搬入施設から食事を搬入する場合にあつては、調理員を置かないことができる。

イ アの保育士その他の保育従事者の数は、次の（ア）（イ）により算出した人数に1人を加算した人数以上とし、そのうち保育士を1/2以上とする。

ただし、常時2人（そのうち1人は保育士とする。）を下回ってはならない。

（ア）乳児3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児6人につき1人以上とする。

（イ）満3歳以上の幼児を入所させる場合には、満3歳以上満4歳に満たない幼児20人につき1人以上、満4歳以上の幼児30人につき1人以上とする。

ウ 乳児4人以上を利用させる場合は、保健師又は看護師を、1人に限って保育士とみなすことができる。また、離島、へき地において満3歳以上の幼児の利用が常時見込まれる場合は、幼稚園教諭又は小学校教諭であつて市町村が必要と認める研修を修了した者を、1人に限って保育士とみなすことができる。

エ 保育士以外の保育従事者の要件は次のとおりとする。

「家庭的保育事業の実施について」(平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)の別添1の1に定める基礎研修と同等の研修を修了した者。

小規模保育運営支援事業（C型）

本事業の実施に当たっては、の（ア）及び（オ）から（ケ）の要件及び次の（ア）から（ウ）の要件を満たすこと。

（ア）事業の利用定員が、6人以上15人以下であること。

（イ）事業所の設備は、次の要件を満たすこと。

ア 事業所には、乳幼児の保育を行う部屋、調理室又は調理設備及び便所を設けること。

イ 乳幼児の保育を行う部屋は、家庭的保育者一人につきその面積が9.9㎡以上であつて、採光及び換気の状態が良好であること。ただし、3人を超えて保育する場合には、3人を超える乳幼児1人につき、3.3㎡以上を加算した面積以上であること。

ウ 満2歳以上の幼児に利用させる場合には、屋外遊戯場を設けること。屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1

人につき3.3㎡以上であること。

- エ 乳幼児の保育を行う部屋を2階以上に設ける建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当する物を除く。）であること。また、保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること、並びに認可外保育施設指導監督基準の4に定める避難階段が設けられていること。
- オ 消火器及び非常警報器具が設けられていること。

（ウ）職員の配置は、次の要件を満たすこと。

- ア 家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、の（キ）のイにより連携施設から嘱託医による健康診断等に関する支援を受ける場合については嘱託医を、また、調理業務の全部を委託する場合又はの（オ）の要件を満たして連携施設又は給食搬入施設から食事を搬入する場合にあっては、調理員を置かないことができる。
- イ アの家庭的保育者一人につき、保育する乳幼児の数は3人以下とすること。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とすること。
- ウ 家庭的保育者の要件は次のとおりとする。
ガイドラインの第6の1（1）に定める家庭的保育者
- エ 家庭的保育補助者の要件は次のとおりとする。
ガイドラインの第6の1（2）に定める家庭的保育補助者であり、グループ内のどの家庭的保育者の補助者であるか担当を明確にすること。
- オ 安全対策の充実と家庭的保育者間の相互協力を円滑に行うため、家庭的保育者のうち1名を緊急時の安全対策の管理や家庭的保育者間の連携に関する調整を行う者（保育事業管理者）として定めること。

3 補助基準額・補助率

（1）補助基準額

基本分単価（1人当たり月額）

- ア 2（4）の（オ）により、食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設から食事を調理・搬入して提供する事業所に適用される単価

年齢区分	A型	B型	C型
4歳以上児	25,300円	25,300円	25,300円
3歳児	30,800円	30,800円	30,800円
1・2歳児	88,900円	76,000円	85,600円
乳児	157,100円	130,400円	85,600円

- イ 2（4）の（オ）のなお書きの規定により、食事について、その他の方法により提供する事業所に適用される単価

年齢区分	A型	B型	C型
4歳以上児	15,900円	15,900円	15,900円
3歳児	20,400円	20,400円	20,400円
1・2歳児	74,100円	61,200円	73,100円
乳児	139,300円	112,600円	73,100円

連携施設経費

連携施設を設定している場合1か所当たり月額24,600円

（2）補助率

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

（指定都市、中核市の場合 国1/2、指定都市・中核市1/2）

(3) 留意事項

単価の適用に当たっての年齢区分については、平成25年3月31日の満年齢によるものとし、平成26年3月31日までの間、その年齢区分を適用する。

ただし、平成25年4月1日以降に利用を開始した児童については、利用を開始した日の属する月の初日の満年齢によるものとし、平成26年3月31日までの間、その年齢区分を適用する。

4 対象経費

小規模保育運営支援事業の実施に必要な費用

5 留意事項

本事業は、平成26年3月31日までの間に限り実施するものであること。

小規模保育設置促進事業

1 事業の目的

小規模保育事業の実施にあたり、都市部を中心に小規模保育事業の整備が困難な状況等にかんがみ、賃貸物件等による事業所の設置及び改修等に要する費用の一部を補助することにより、小規模保育事業の実施を促進し、もって子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

賃貸物件等により、新たに小規模保育事業を実施する場合に、賃借料(開設前の改修等期間を含む。)及び改修費等の補助を行う。ただし、賃借料については、借上げが、平成25年4月1日以降の新規契約のものに限る。

(2) 補助対象

別添の「小規模保育運営支援事業」の対象となる事業所。

(3) 事業の実施主体

実施主体は、「待機児童解消加速化プラン」に参加する市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。

(4) 事業の実施期限

平成26年3月31日とする。ただし、平成25年度中に改修等に着手し、平成26年度中に完了が見込まれる場合には、改修等が完了する月の末日又は平成27年度3月31日のいずれか早い日とする。

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

小規模保育運営支援事業(A型)及び(B型)

ア 賃借料補助

契約家賃 1事業所当たり 4,000万円

イ 改修費等補助 1事業所当たり 2,000万円

小規模保育運営支援事業(C型)

ア 賃借料補助

契約家賃 家庭的保育者1人当たり 96万円

イ 改修費等補助 1事業所当たり 2,000万円

(2) 補助率

国1/2、市町村1/4、事業者1/4

(財政力指数1.0未満の団体(助成決定年度の前年度の財政力指数が1.0未満の団体で、助成決定年度の財政力指

数が1.0以上である団体も含む。)については、国2/3、市町村1/12、事業者1/4)
「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度の財政力指数とする。

4 対象経費

種目	対象経費
賃借料補助	既存建物を借り上げて小規模保育事業を実施する場合に貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料(敷金は除く。)にかかる費用
改修費等補助	小規模保育事業を実施する場合に必要設備整備及び改修整備等にかかる費用

家庭的保育改修等事業

1 事業の目的

保護者や地域の事情に応じた多様なニーズに応える観点から、家庭的保育事業(保育ママ)を推進するため、その実施場所にかかる改修に要する費用及び賃借料の一部を助成し、また、家庭的保育事業、グループ型小規模保育事業及び小規模保育事業に従事する者に対して行う研修や家庭的保育事業、グループ型小規模保育事業及び小規模保育事業に従事する際に必要となる知識を習得するための研修の実施に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

家庭的保育改修事業

児童を保育する家庭的保育者又は家庭的保育者を雇用する保育所を経営する者及びNPO法人等が、その居宅や賃貸アパート等で家庭的保育事業を実施するため、保育環境を整えるための建物の改修等を実施する。

家庭的保育事業を実施するに当たり、連携保育所として育児・保育に関する技術的な支援等を行う保育所を経営する者が、保育環境を整えるための建物の改修等を実施する。

また、下記3(1)の対象事業については、平成22年1月28日以降に事業を開始するものに限る。

さらに、下記3(2-1)の対象事業については、平成23年4月1日以降に事業を開始するもの限り、下記3(2-2)の対象事業については、平成24年2月8日以降に事業を開始するものに限る。

ア 事業の対象者

(ア)「保育対策等促進事業の実施について」(平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)による家庭的保育事業及び「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」(以下「先取りプロジェクト」という。)又は「待機児童解消加速化プラン」(以下「加速化プラン」という。)によるグループ型小規模保育事業を実施している市区町村から委託を受けている家庭的保育者、家庭的保育者を雇用する保育所を経営する者及びNPO法人等

(イ)(ア)の事業による委託(地方単独事業からの転換を含む。)を予定されている家庭的保育者、家庭的保育者を雇用する保育所を経営する者及びNPO法人等

(注) 事業で保育所で行う場合の補助基準額の対象となる保育所の設置主体は、社会福祉法人、学校法人(幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において当該保育所の改修を行う場合に限る。)日本赤十字社又は公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人若しくは特例財団法人とする。

イ 改修事業等の事例

- ・家庭的保育専用室を設置するための改修工事
- ・冷暖房器具(クーラー、暖房器具、床暖房等)の設置
- ・幼児用トイレの設置
- ・幼児用シンクの設置
- ・幼児用バス(沐浴槽の設置)

- ・調乳ユニットの設置
- ・玄関スロープ、玄関ベンチの設置
- ・屋外シャワー、日よけネットの設置
- ・庭の整備（人工芝、砂の入れ替え）
- ・畳替え、障子の張り替え、壁紙の張り替え
- ・保育室、調理スペースの間仕切り
- ・センサー付きベッドの設置
- ・業務省力化に係る備品の購入（パソコン、プリンター等）

家庭的保育賃借料補助事業

自宅以外の賃貸アパート等の賃貸物件により、新たに家庭的保育事業を実施するための実施場所の賃借料の補助を行う。ただし、借上げが平成21年5月29日以降の新規契約のものに限る。

また、下記3(1)の対象事業については、借上げが、平成22年1月28日以降の新規契約のものに限る。

さらに、下記3(2-1)の対象事業については、平成23年4月1日以降の新規契約のものに限り、下記3(2-2)の対象事業については、平成24年2月8日以降の新規契約のものに限る。

ア 事業の対象者

(ア)「保育対策等促進事業の実施について」(平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)による家庭的保育事業及び「先取りプロジェクト」又は「加速化プラン」によるグループ型小規模保育事業を実施している市区町村から委託を受けている家庭的保育者、家庭的保育者を雇用する保育所を運営する者及びNPO法人等

(イ)(ア)の事業による委託(地方単独事業からの転換を含む。)を予定されている家庭的保育者、家庭的保育者を雇用する保育所を運営する者及びNPO法人等

イ 事業対象となる賃借物件の要件

(ア) 幼児用バス(沐浴槽)が整備されていること

(イ) 乳幼児用のトイレが整備されていること

(ウ) 保育スペースが1階に設置されていること。なお、1階で実施できない場合は、児童福祉施設の設置及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第32条第8号の基準を満たすこと

家庭的保育者等研修事業

家庭的保育事業、グループ型小規模保育事業及び小規模保育事業に従事する者の研修及び家庭的保育事業、グループ型小規模保育事業及び小規模保育事業を実施することを予定している者の研修を実施する。また、家庭的保育者、グループ型小規模保育事業及び小規模保育事業に従事する者等が研修(都道府県、市町村が必要と認める研修に限る。)に参加するために必要な費用の補助を行う。

ア 研修の対象者

家庭的保育事業・グループ型小規模保育事業に従事する者

(ア)「保育対策等促進事業の実施について」(平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)による家庭的保育事業及び「先取りプロジェクト」又は「加速化プラン」によるグループ型小規模保育事業を実施している家庭的保育者、家庭的保育補助者、家庭的保育支援者

(イ)(ア)の事業を実施すること(地方単独事業からの転換を含む)を予定されている家庭的保育者、家庭的保育補助者、家庭的保育支援者

小規模保育事業に従事する者

(ア)「安心子ども基金管理運営要領」別添9の2において「加速化プラン」による小規模保育事業を実施している保育従事者(小規模保育事業B型)家庭的保育者及び家庭的保育補助者(小規模保育事業C型)

(イ)(ア)の事業を実施すること(地方単独事業からの転換を含む)を予定されている保育従事者(小規模保育事業B型)家庭的保育者及び家庭的保育補助者(小規模保育事業C型)

イ 事業者

社会福祉法人、都道府県又は市町村が適当と認めた者

(2) 事業の実施主体

家庭的保育改修事業

市町村

家庭的保育賃借料補助事業

市町村

家庭的保育者研修事業

都道府県、市町村

(3) 事業の実施期限

平成26年3月31日とする。ただし、2(1) 家庭的保育改修事業については、平成25年度中に改修等に着手し、平成26年度に完了が見込まれる場合には、改修等が完了する月の末日又は平成27年3月31日のいずれか早い日とする。

3 補助基準額・補助率等

(1) 地方交付税交付団体、かつ、平成22年2月1日、平成22年10月1日、平成23年10月1日又は平成24年10月1日現在の待機児童数が原則10人以上、かつ、平成25年度末までに以下の表の保育所定員(家庭的保育事業を含む)について純増する市町村が地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地等)を活用して家庭的保育改修事業・家庭的保育賃借料補助事業を行う場合(公立保育所の民営化等による定員の増減を含む。)

(注)「地方交付税交付団体」とは、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において「地方交付税交付団体」である市町村をいう。

就学前の児童人口	必要な純増数
5,999人以下の市町村	60人以上
6,000人以上11,999人以下の市町村	180人以上
12,000人以上17,999人以下の市町村	300人以上
18,000人以上25,999人以下の市町村	420人以上
26,000人以上の市町村	660人以上

補助基準額

ア 家庭的保育改修事業

保育所で行う場合 1か所当たり 20,000千円

保育所以外で行う場合 1か所当たり 2,200千円

イ 家庭的保育賃借料補助事業

家庭的保育者1人当たり月額 55千円

但し、平成23年4月1日以降の新規契約のものについては

家庭的保育者1人当たり月額 80千円

補助率

国2/3、市町村1/3

(2-1)「先取りプロジェクト」に参加する市町村、かつ、財政力指数1.0未満の団体(助成の決定を行う年度(以下「助成決定年度」という。)の前年度の財政力指数が1.0未満の団体で、助成決定年度の財政力指数が1.0以上である団体も含む。)かつ、平成22年10月1日現在の待機児童数が原則10人以上である市町村が、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地等)を活用して家庭的保育改修事業・家庭的保育賃借料補助事業を行う場合。

(注)「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度の財政力指数とする

補助基準額

ア 家庭的保育改修事業

保育所で行う場合 1か所当たり 20,000千円

保育所以外で行う場合 1か所当たり 2,200千円

イ 家庭的保育賃借料補助事業

家庭的保育者1人当たり月額 80千円

補助率

国2/3、市町村1/3

(2-2)「先取りプロジェクト」又は「加速化プラン」に参加する市町村、かつ、財政力指数1.0未満の団体(助成決定年度の前年度の財政力指数が1.0未満の団体で、助成決定年度の財政力指数が1.0以上である団体も含む。)かつ、平成23年10月1日、平成24年10月1日又は平成25年4月1日現在の待機児童数が原則1人以上である市町村が、地域の余裕スペースを活用して家庭的保育改修事業・家庭的保育賃借料補助事業を行う場合。

(注)「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度の財政力指数とする。

補助基準額

ア 家庭的保育改修事業

保育所で行う場合 1か所当たり 20,000千円

保育所以外で行う場合 1か所当たり 2,200千円

イ 家庭的保育賃借料補助事業

家庭的保育者1人当たり月額 80千円

補助率

国2/3、市町村1/3

(3)(1)(2-1)及び(2-2)以外の家庭的保育改修事業・家庭的保育賃借料補助事業

補助基準額

ア 家庭的保育改修事業

保育所で行う場合 1か所当たり 20,000千円

保育所以外で行う場合 1か所当たり 2,000千円

イ 家庭的保育賃借料補助事業

家庭的保育者1人当たり月額 50千円

但し、平成23年4月1日以降の新規契約のものについては

家庭的保育者1人当たり月額 80千円

補助率

国1/2、市町村1/2

(4)家庭的保育者等研修事業

補助基準額

家庭的保育者等1人当たり 133千円

補助率

ア 市町村が実施主体となる場合

国1/2、市町村1/2

イ 都道府県が実施主体となる場合

国1/2、都道府県1/2

4 対象経費

(1) 家庭的保育改修事業

家庭的保育事業を実施する場合に必要な設備整備及び改修整備等にかかる費用

(2) 家庭的保育賃借料補助事業

家庭的保育事業を実施する場合に必要な賃借料

(3) 家庭的保育者等研修事業

家庭的保育者等研修事業を実施する場合に必要な賃金、諸謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料、賃借料等及び研修参加のための職員の代替に伴う賃金、研修参加費等

グループ型小規模保育事業

1 事業の目的

希望するすべての人が安心して子どもを預け、働くことができるようにするため、保育所から技術的な支援を受けながら、保育士又は研修により市町村長が認めた者（以下「家庭的保育者」という。）が、少人数の乳幼児の保育（以下「家庭的保育」という。）を同一の建物において複数で協力しながら実施（以下「グループ型小規模保育」という。）することで、保育サービスの供給を増やし、もって待機児童の解消を図るとともに、地域の実情に応じた多様な保育サービスを提供することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

グループ型小規模保育を実施する者に対し、グループ型小規模保育の実施に必要な費用を補助する。

なお、当該事業については、平成24年2月8日以降に事業を開始するものに限る。

(2) 実施主体

実施主体は、平成23年10月1日又は平成24年10月1日現在の待機児童数が原則1人以上であり、「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」又は「待機児童解消加速化プラン」に参加する市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。ただし、

保育所又は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条から第36条までに規定する基準（以下「設備運営基準」という。）を満たす認可外保育施設（以下「実施保育所」という。）を運営する者家庭的保育者又は 以外の家庭的保育者を雇用するNPO法人等に委託するものとする。

(3) 事業類型

本事業の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。

保育所実施型

複数の家庭的保育者が同一の建物（賃貸マンション等において保育の実施場所を各々で契約して実施する場合を除く。以下同じ。）において、各々の家庭的保育者を雇用する実施保育所の支援を受けながら、必要に応じ育児・保育に関する技術的な支援等を行う者（以下「家庭的保育支援者」という。）の支援を受け、就学前児童を保育する事業。

個人実施型

複数の家庭的保育者が同一の建物において、各々育児・保育に関する技術的な支援等を行う保育所等（「(6) 連携保育所および実施保育所の役割」に定める支援又は業務を行う保育所、幼稚園及び設備運営基準を満たす認可外保育施設。幼稚園で行う場合は、1日8時間以上の相談・指導や代替保育施設としての機能の確保（代替保育を行うための部屋、保育士の確保）を条件とする。以下「連携保育所」という。）の支援を受けながら、必要に応じ家庭的保育支援者の支援を受け、就学前児童を保育する事業。

ただし、連携保育所を確保できない場合であっても、市町村自らが(6)に定める家庭的保育者に対する支援体制を図る場合については、本事業の対象とする。

(4) 対象児童

本事業の対象となる児童は、児童福祉法第24条の規定に基づく保育の実施の対象となる就学前児童とする。ただし、家

庭的保育者又は家庭的保育者を補助する者（以下「補助者」という。）と三親等以内の親族関係にある乳幼児を除く。

（５）実施要件

本事業は、家庭的保育者一人につき児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第36条の38に定める基準を遵守し、原則として家庭的保育者3人（対象児童9人）までのグループにて実施すること。

ただし、各々の家庭的保育者に補助者を配置する場合等は対象児童15人までとする。

保育の実施にあたっては、家庭的保育者一人ごとに行うことを基本とし、必要に応じグループ内において家庭的保育者相互が協力すること。

なお、家庭的保育者は、保育を実施する期間を通じて担当する乳幼児を定め、保育を実施すること。

実施場所については、地域の公共スペースや賃貸マンション等、次に掲げる要件を満たすものとして、市町村が適当と認めた場所とすること。

ア 乳幼児の保育を行う保育時間中の専用の部屋を有すること。

イ 乳幼児の保育を行う部屋は、家庭的保育者一人につきその面積が9.9平方メートル以上であって、採光及び換気の状況が良好であること。ただし、3人を超えて保育する場合には、3人を超える乳幼児1人につき、3.3平方メートル以上を加算した面積以上であること。

ウ 衛生的な調理設備を有すること。

エ 事業実施場所の敷地内に幼児の遊戯等に適する広さの庭（これに代わるべき付近にある公園等の場所を含む。）を有すること。

家庭的保育者の要件は次のとおりとする。

ア 「家庭的保育事業の実施について」（平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）における「家庭的保育事業ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）第6家庭的保育者等についての「1家庭的保育者等の要件」に定める家庭的保育者

イ 家庭的保育者自身が介護を行うことを必要とする同居親族等がいらないこと。

補助者の要件は次のとおりとする。

ア ガイドラインに定める基礎研修を修了した者

イ 心身ともに健全であること。

ウ 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること。

エ 乳幼児の保育に専念できること。

オ 乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められること。

カ グループ内のどの家庭的保育者の補助者であるか担当を明確にすること。

家庭的保育支援者の要件は次のとおりとする。

ア 保育士であり、10年以上の保育所における勤務又は家庭的保育の経験を有する者

イ 心身ともに健全であること。

ウ 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること。

エ 乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められること。

家庭的保育者一人につき、保育する乳幼児の数は3人以下であること。担当の補助者とともに2人以上で保育する場合には5人以下とすること。（家庭的保育者自身に、養育する三親等以内の親族関係にある就学前児童がいる場合は、当該児童も含めて3人以下、補助者とともに保育する場合は5人以下とすること（当該児童が保育所等において保育されている場合を除く。））

補助者は、担当の家庭的保育者の指示を受けて保育に従事することとし、3人を超える乳幼児を保育する時間帯は常時配置されていること。

個人実施型の家庭的保育者は、市町村と委託契約等を締結した連携保育所又は市町村から育児・保育に関する技術的な支援を受けること。

家庭的保育支援者については、専任の者を、原則として連携保育所に配置すること。

家庭的保育支援者の配置については、家庭的保育者3人から15人に対し1人の配置を標準とすること。

賠償責任保険に加入すること。

保育内容は、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に準拠するとともに、保育所保育と異なる家庭的保育独自の保育内容に留意して保育を行うこと。

家庭的保育者は、乳幼児の発達過程に応じた「保育の計画」及び「一日の保育内容」を作成し保育を行わなければならない。

家庭的保育者は、乳幼児の保育の状況に関する記録を整備しておかなければならない。また、記録に基づき、自ら実

践を振り返り、さらなる保育内容の向上に努めること。

安全対策の充実と家庭的保育者間の相互協力を円滑に行うため、グループごとに家庭的保育者のうち1名を緊急時の安全対策の管理や家庭的保育者間の連携に関する調整を行う者(以下「保育事業管理者」)として配置するよう努めること。

(6) 連携保育所及び実施保育所の役割

連携保育所及び実施保育所は、次の支援又は業務を行うものとする。

乳幼児の育児・保育に関する相談・指導について知識及び経験を有するとともに、児童福祉施策について知識を有している保育士等(以下「担当者」という。)を配置し、緊急時においても相談・連絡を受ける体制を整備するなど家庭的保育者を支援する体制を整備すること。

また、担当者は各種研修等に積極的に参加し、相談・指導技術の向上に努めること。

なお、家庭的保育支援者を配置する場合においては、担当者を配置しないこともできるが、その場合であっても家庭的保育者及び家庭的保育支援者への支援ができる体制を整備すること。

グループ型小規模保育の申込みを代行する場合には、市町村により保育に欠ける認定を受けた乳幼児の保護者に対して、家庭的保育者の斡旋又は紹介を行うこと。

乳幼児の保育上支障のない範囲で、家庭的保育者に代わり、延長保育を実施できるものとする。その場合は、必要に応じて担当者が連携保育所又は実施保育所まで送迎を行うこと。

なお、家庭的保育支援者を配置している場合は、家庭的保育支援者が送迎を行うこともできること。

グループ型小規模保育の実施場所を訪問等することにより、保育の状況把握に努めるとともに、家庭的保育者の相談に応じ、必要な指導・援助を行うこと。

家庭的保育者が保育する乳幼児を定期的に連携保育所又は実施保育所に招いたり、乳幼児の健康診断を連携保育所又は実施保育所の入所児童と共に行うなどの連携を図るとともに、家庭的保育者に対し、連携保育所又は実施保育所や地域の行事に関する情報を提供し、当該行事に参加するよう勧めること。

家庭的保育者が休暇等を取得することにより、家庭的保育を行うことができない場合は、当該家庭的保育者に代わって乳幼児の保育を行うこと。

家庭的保育者及び補助者への支援に当たっては、家庭的保育支援者と十分に連携するとともに、必要に応じ、家庭的保育支援者への支援も行うこと。

(7) 家庭的保育支援者の役割

家庭的保育支援者は、主に(6)の、及びの支援を行うものとし、その際は円滑な事業実施が図れるよう連携保育所又は実施保育所と十分に連携すること。

なお、家庭的保育支援者は、各種研修等に積極的に参加し、相談・指導を行うために必要な知識の向上、技術の習得に努めること。

(8) 留意事項

本事業に従事する者(家庭的保育者、補助者、家庭的保育支援者、担当者等)は、業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。

家庭的保育者、家庭的保育支援者、連携保育所及び実施保育所が保護者との間で金銭の接受があった場合は、関係法令を遵守するとともに、必要な帳簿を整備すること。

グループ型小規模保育の状況を把握するため、家庭的保育支援者等を少なくとも3か月に1回以上、さらに、家庭的保育者の状況に応じて、必要な都度、訪問させること。

個人実施型にあっては、各々の家庭的保育者と連携保育所が一体的に事業を実施するものであるから、単に家庭的保育者の居宅において少人数の乳幼児を保育するのみの事業は対象とならないこと。

母子家庭の母が家庭的保育者の要件を満たす場合は、その積極的な活用に努めること。

利用者からの苦情等に関する相談窓口を設置するとともに、その連絡先について周知すること。

事故防止のための対応策を事前に定めるとともに、グループ型小規模保育の状況に懸念される点があった場合には、状況報告の徴収や実地指導を行うなど重点的な支援を行うこと。

事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

(9) 事業の実施手続

この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

家庭的保育者経費

児童1人当たり月額52,200円

家庭的保育支援者経費

ア 家庭的保育者6人以上に対し配置する場合

家庭的保育支援者1人当たり年額4,527,000円(ただし、事業期間が6か月未満の場合は、2,263,000円。)

ただし、次の時期から実施するものは(ア)又は(イ)とする。

(ア)平成24年4月1日以降、かつ平成25年3月31日以前に実施

家庭的保育支援者1人当たり年額4,529,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の場合は、2,264,000円。)

(イ)平成25年4月1日以降に実施

家庭的保育支援者1人当たり年額4,535,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の場合は、2,267,000円。)

イ 家庭的保育者3～5人に対し配置する場合

家庭的保育支援者1人当たり年額2,263,000円(ただし、事業期間が6か月未満の場合は、1,131,000円)

ただし、次の時期から実施するものは(ア)又は(イ)とする。

(ア)平成24年4月1日以降、かつ平成25年3月31日以前に実施

家庭的保育支援者1人当たり年額2,264,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の場合は、1,132,000円。)

(イ)平成25年4月1日以降に実施

家庭的保育支援者1人当たり年額2,267,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の場合は、1,133,000円。)

連携保育所又は実施保育所経費

ア 基本分

1か所当たり年額800,000円(ただし、事業期間が6か月未満の場合は、400,000円)

イ 加算分

基本分に加え家庭的保育者1人につき年額120,000円(ただし、事業期間が6か月未満の場合は、60,000円)を加算

家庭的保育補助者経費

家庭的保育補助者を配置している家庭的保育者について、児童1人当たり月額25,000円

ただし、平成24年4月1日以降に実施するものについては、

家庭的保育補助者を配置している家庭的保育者について児童1人当たり月額26,000円

グループ内に家庭的保育補助者が配置されていても、補助者を配置していない家庭的保育者が担当する児童数は算定できない。

保育事業管理者経費

保育事業管理者を配置しているグループについて、1グループあたり月額60,000円

(2) 補助率

国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

(指定都市、中核市の場合国1/3、指定都市・中核市2/3)

4 対象経費

グループ型小規模保育事業の運営に必要な費用

5 留意事項

- ・子育て支援交付金の小規模グループ型保育事業により実施されている小規模グループ型保育については、平成23年度に実施される本事業のうち「保育事業管理者経費」を補助対象とすることが出来る。
- ・本事業の新規開設は平成26年3月31日までとする。

認可外保育施設保育士資格取得支援事業

1 事業の目的

認可外保育施設に勤務している保育士資格を有していない保育従事者の保育士資格取得を支援し、当該施設が認可保育所に移行すること等によって必要となる保育士の増加を図り、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

認可外保育施設に対し、当該施設が雇用している保育士資格を有していない保育従事者が保育士資格を取得するために要した、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に基づき厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下、「養成施設」という。）の受講料等及び受講する保育従事者の代替に伴う雇上費の補助を行う。

(2) 実施主体

都道府県、指定都市及び中核市

(3) 対象者

本事業の対象となる保育従事者は、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第0121002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）による認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（以下、「証明書」という。）の交付を受けた認可外保育施設に勤務している、保育士資格を有していない者とする。

(4) 実施要件

本事業の対象となる認可外保育施設の要件は次のとおりとする。

ア 平成26年4月1日までに証明書が交付されていること。

イ 保育従事者が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18に基づく保育士登録証（以下、「保育士証」という。）の交付を受けるまでの間、証明書の内容を満たしていること。

本事業の対象となる保育従事者の要件は次のとおりとする。

ア 常勤職員として認可外保育施設に勤務していること。なお、常勤職員以外の者であっても、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者は、常勤職員とみなすことができる。

イ 平成25年4月1日から平成26年4月1日までに、養成施設の修業教科目の受講を開始していること。

ウ 保育士登録をし、保育士証の交付を受けていること。

(5) 事業の実施期限

平成26年4月1日までに養成施設の受講を開始した者に係る保育士証が交付された月の末日又は平成30年3月31日のいずれか早い日とする。

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

養成施設受講料等

本事業の対象となる保育従事者1人につき、養成施設の受講に要した経費の半分の補助対象とし、300千円を上限とする。

代替保育従事者雇上費

1日当たり5,920円

(2) 補助率

国3/4、都道府県・指定都市・中核市1/4

4 対象経費

養成施設の受講に必要な入学金、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費を含む。）及び上記経費の消費税並びに受講する保育従事者の代替に伴う雇上費とすること。

3（1）については、受講した保育従事者が保育士証の交付を受けた場合に限り、当該経費を補助すること。

5 留意事項

- ・ 3（1）は、原則、1施設当たり2名程度とするが、自治体の判断により2名以上補助することも差し支えない。
- ・ 3（1）は、保育士資格の取得に必要となる保育実習や面接授業を受けるため、当該施設に勤務していない期間に代替保育従事者を雇用する場合の経費であることから、保育士証の交付に関わらず、補助することができる。
- ・ 補助を受けようとする認可外保育施設は平成26年4月1日までに、本事業を実施することを記載した実施計画書を、都道府県、指定都市又は中核市に提出すること。
- ・ 本事業を実施するための具体的な運営方法については別に通知する。
- ・ 「安心子ども基金管理運営要領」別添9の2に定める小規模保育事業を実施する者についても本事業の実施要件を満たす場合は本事業の対象となる。

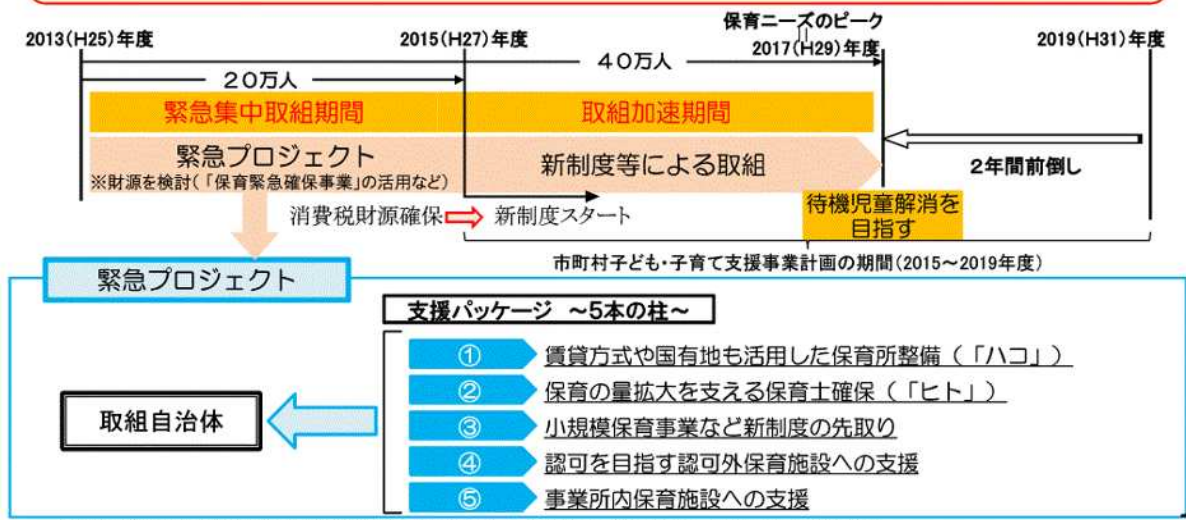
「待機児童解消加速化プラン」

<厚生労働省ホームページ 資料より>

待機児童解消加速化プラン

- ◆待機児童の解消に向け、2年後の子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、地方自治体に対し、できる限りの支援策を講じる。
- ◆足下2年間の「緊急集中取組期間」と、新制度で弾みをつける「取組加速期間」で、待機児童の解消を図る。

- ▶ 「緊急集中取組期間」(平成25・26年度)で約20万人分の保育を集中的に整備できるよう、国として万全な支援を用意。
※地方自治体が更にベースアップする場合にも対応。
- ▶ 「取組加速期間」(平成27～29年度)で更に整備を進め、上記と合わせて、潜在的なニーズを含め、約40万人分の保育の受け皿を確保。
- ▶ 保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに待機児童解消を目指す。



※保育緊急確保事業その他の消費税財源を用いた施策として行うほか、所要の財源を検討。

緊急プロジェクト（平成25・26年度）

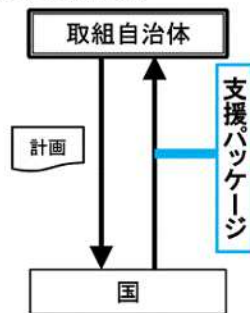
コンセプト

- 意欲のある地方自治体を強力に支援（市町村の手上げ方式）
- 今後2年間でできる限りの保育の量拡大と待機児童解消を図る。
- 参加市町村は、待機児童の減少目標人数、保育の整備目標量を設定。

支援パッケージ～5本の柱～

<計画の策定>

- ・待機児童の減少目標人数
- ・保育の整備目標量



・パッケージによる万全の支援

① 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備（「ハコ」）

- > 施設整備費の積み増し。中でも都市部に適した賃貸方式を活用し、株式会社を含む多様な主体でスピード感をもった施設整備を推進。
- > 用地の確保が難しい都市部の事情に対応し、国有地等を積極的に活用。
- > 民有地のマッチング事業を導入（地主と整備事業者の結び付けによる整備促進）。

② 保育の量拡大を支える保育士確保（「ヒト」）

- > 潜在保育士の復帰を促進し、他業種への移転を防ぐための処遇改善。
- > 認可外保育施設で働く無資格者の保育士資格取得支援。

③ 小規模保育事業など新制度の先取り

- > 小規模保育（運営費、改修費、賃借料等を支援）、幼稚園での長時間預かり保育など、新制度を先取りして実施（即効性のある受け皿確保）。
- > 利用者支援の先取り実施（保護者と適切な施設・事業の結び付け）。

④ 認可を目指す認可外保育施設への支援

- > 認可保育所に移行する意欲のある認可外保育施設について、改修費、賃借料、移転費、資格取得費、運営費等を国が支援し、質の確保された認可保育所へ5年間で計画的に移行できるようにする。

⑤ 事業所内保育施設への支援

- > 企業からの強い要望を踏まえ、「自社労働者の子を半数以上」とする助成要件を緩和する。

放課後児童健全育成事業の設備・運営基準

1 関係法規等

【国：新制度】改正後児童福祉法

第6条の3第2項

この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

第34条の8 市町村は、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

- 2 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、放課後児童健全育成事業を行うことができる。
- 3 国、都道府県及び市町村以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 4 国、都道府県及び市町村以外の者は、放課後児童健全育成事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。

第34条の8の2 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。

- 2 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
- 3 放課後児童健全育成事業を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

第34条の8の3 市町村長は、前条第一項の基準を維持するため、放課後児童健全育成事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 第18条の16第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。
- 3 市町村長は、放課後児童健全育成事業が前条第一項の基準に適合しないと認められるに至つたときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。
- 4 市町村長は、放課後児童健全育成事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

【国：新制度】子ども・子育て支援法

第59条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第六十一項第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

(第1号～第4号 省略)

五 児童福祉法第六項の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業

(第6号～第13号 省略)

【国：現行】「放課後児童クラブガイドラインについて」

(平成19年雇児発第1019001号厚労省雇用均等・児童家庭局長通知)

1. 対象児童

対象児童は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年に就学している児童であり、その他健全育成上指導を要する児童(特別支援学校の小学部の児童及び小学校4年生以上の児童)も加えることができること。

2. 規模

放課後児童クラブにおける集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい。また、1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること。

3. 開所日・開所時間

開所日、開所時間については、子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮して設定すること。また、土曜日、長期休業期間、学校休業日等については、保護者の就労実態等をふまえて8時間以上開所すること。なお、新1年生については、保育所との連続を考慮し、4月1日より受け入れること。

4. 施設・設備

(1) 児童のための専用の部屋または間仕切り等で区切られた専用スペースを設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。

(2) 子どもが生活するスペースについては児童1人あたりおおむね1.65㎡以上の面積を確保することが望ましい。なお、子どもが体調の悪い時などに休息できる静養スペースを確保すること。

(3) 施設・設備については、衛生及び安全が確保されているとともに、事業に必要な設備・備品を備えること。

5. 職員体制

放課後児童クラブには、放課後児童指導員を配置すること。**放課後児童指導員は、児童福祉施設最低基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)第38条に規定する**児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。

6. 放課後児童指導員の役割

(1) 放課後児童指導員は、以下について、留意のうえ、(2)に掲げる活動を行うこと。

子どもの人権の尊重と子どもの個人差への配慮

体罰等、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止

保護者との対応・信頼関係の構築

個人情報の慎重な取扱いとプライバシーの保護

放課後児童指導員としての資質の向上

事業の公共性の維持

(2) 放課後児童指導員は、次に掲げる活動を行うこと。

子どもの健康管理、出席確認をはじめとした安全の確保、情緒の安定を図ること。

遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと。

子どもが宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行うこと。

基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせること。

活動状況について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行うこと。

児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応を図ること。

その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行うこと。

7. 保護者への支援・連携

保護者会等の活動についても積極的に支援、連携し、放課後児童クラブの運営を保護者と連携して進めるとともに、保護者自身が互いに協力して子育ての責任を果たせるような支援を行うこと。

8. 学校との連携

(1) 学校との連携を積極的に図ること。なお、学校との情報交換に当たっては、個人情報の保護や秘密の保持に十分な配慮を行うこと。

(2) 子どもの生活と遊びの場を広げるために、学校の校庭・体育館や余裕教室等の利用について連携を図ること。また、放課後子ども教室との連携を図ること。

9. 関係機関・地域との連携

- (1) 保育所・幼稚園等と連携し、情報の共有と相互理解に努めること。
- (2) 子どもの病気や事故、もめごとなどに備えて、日常から地域の医療・保健・福祉等の関係機関と連携を図るように努めるとともに、ボランティアの募集・受入れを積極的に行い、また、地域の関係組織や児童関連施設等と連携を図ること。

10. 安全対策

(1) 事故やケガの防止と対応

あらかじめ、事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、事故やケガが発生した場合、速やかに適切な処置を行うこと。

(2) 衛生管理

あらかじめ、感染症等の発生時の対応について、放課後児童クラブとしての対応策を作成すること。

(3) 防災・防犯対策

防災・防犯に関する計画やマニュアルを策定し、定期的に避難訓練等を実施すること。

(4) 来所・帰宅時の安全確保

あらかじめ、来所・帰宅時の安全確保のためのチェックリスト等を作成し、地域の関係機関・団体等と連携した見守り活動の実施等について取り組むこと。

11. 特に配慮を必要とする児童への対応

- (1) 障害のある児童や虐待への対応等特に配慮を要する児童について、利用の希望がある場合は可能な限り受入れに努めること。受入れに当たっては、施設・設備について配慮すること。
- (2) 障害のある児童を受け入れるための職員研修等に努めること。

12. 事業内容等の向上について

- (1) 放課後児童指導員の資質の向上のため積極的に研修を実施し、または受講させること。
- (2) 放課後児童クラブは、事業内容について定期的に自己点検する機会を持ち、自ら事業内容向上に向けた取り組みに努めること。

13. 利用者への情報提供等

- (1) 市町村及び放課後児童クラブは、放課後児童クラブの利用の募集に当たって、適切な時期に様々な機会を利用して広く周知を図ること。
- (2) 放課後児童クラブの運営の状況について、保護者や地域等に積極的に情報提供を行い、保護者等との信頼関係を構築すること。

14. 要望・苦情への対応

- (1) 要望や苦情を受け付ける窓口を子どもや保護者に周知するとともに、要望や苦情への対応の手順や体制を整備し、迅速な対応を図ること。
- (2) 苦情対応については、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られるしくみを構築すること。

【国：現行】児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

(昭和23年12月29日厚生省令第63号)

(職員)

第38条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

二 保育士の資格を有する者

三 社会福祉士の資格を有する者

四 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当

する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの

五 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

六 次のいずれかに該当する者であって、児童厚生施設の設置者(地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあっては、都道府県知事)が適当と認めたもの

イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

ロ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

ハ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

ニ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

【西宮市：現行】西宮市立留守家庭児童育成センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行うための西宮市立留守家庭児童育成センター(以下「育成センター」という。)の設置及び管理について必要な事項を定める。

(設置)

第2条 本市に育成センターを設置し、その名称及び位置は、別表のとおりとする。

(開所時間及び休所日)

第3条 育成センターの開所時間及び休所日は、規則で定める。

(定員)

第4条 育成センターの定員は、60人を超えない範囲内において市長が定める。

2 前項の規定にかかわらず、次条第1項に該当する者の数が著しく増加した場合で、市長が特に必要と認めるときは、60人を超えて定員を定めることができる。

(利用資格)

第5条 育成センターを利用できる者は、次の各号に掲げる要件を備えた者とする。

(1) 西宮市内に住所を有すること。

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校又はこれに準ずる学校の第1学年から第3学年までに在学していること。

(3) 保護者の疾病、就労その他の理由により昼間家庭において適切な育成を受けられないこと。

(4) その他集団生活を営む上で著しく支障のないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める者は、育成センターを利用することができる。

(利用申請等)

第6条 児童に育成センターを利用させようとするときは、保護者が予め市長に利用申請し、許可を受けなければならない。

2 市長は、当該育成センターの定員に余裕がないときは、利用の許可をしないことができる。

(許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消し、又は出席を一時停止させることができる。

(1) 児童が第5条に規定する利用資格を喪失したとき。

(2) 育成料を滞納したとき。

(3) その他管理運営上支障があるとき。

(育成料)

第8条 利用の許可を受けた児童の保護者は、市長の指定する方法により育成料を納付しなければならない。

2 育成料は、児童1人につき月額8,200円とする。ただし、規則で定める通常の開所時間を延長して利用する場合は、

児童1人につき月額3,000円を加算する。

(減免)

第9条 市長は、児童の属する世帯の所得状況等により、育成料を減免することができる。

2 市長は、児童の属する世帯において災害その他特別の事情があると認めるときは、育成料を減免することができる。

(還付)

第10条 既納の育成料は、還付しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者)

第11条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者に育成センターの管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第12条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行うこと。
- (2) 第6条に規定する育成センターの利用の許可及び不許可に関する事務を行うこと。
- (3) 第7条に規定する育成センターの利用の許可の取消し等に関する事務を行うこと。
- (4) 育成センターの施設及び設備の維持管理を行うこと。
- (5) その他育成センター設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第13条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定を遵守し、適正な管理運営を行わなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

【西宮市：現行】西宮市立留守家庭児童育成センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、西宮市立留守家庭児童育成センター条例(昭和63年西宮市条例第81号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定める。

(事業内容)

第2条 西宮市立留守家庭児童育成センター(以下「育成センター」という。)においては、児童の健康と安全に配慮しつつ、健全育成と福祉向上を図るため、つぎの各号に掲げる事業を行う。

- (1) 集団遊びを通じた生活指導に関すること。
- (2) 日常の自主学習に関すること。
- (3) その他児童の健全育成を図るため必要と認めること。

(利用申請)

第3条 条例第6条の規定による利用申請は、育成センター利用許可申請書に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(利用許可等)

第4条 市長は、前条の規定による申請を受理し、審査の上利用の可否を決定したときは、育成センター利用許可(不許可)通知書を保護者に交付する。

(利用辞退届等)

第5条 利用許可を受けた保護者(以下「保護者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面で市長に届け出なければならない。

- (1) 育成センターの利用を辞退し、又は児童を長期に欠席させようとするとき。
- (2) 申請事項に異動があったとき。

(春季、夏季又は冬季の学校の休業日のみ利用する場合の育成料)

第6条 春季又は冬季の学校の休業日のみ利用する場合の育成料は、月額の1月分とし、夏季の学校の休業日のみ利用する場合の育成料は、月額の2月分とする。

(育成料の納付)

第7条 保護者は、条例第8条に規定する育成料を、原則として口座振替により毎月15日(当該日が金融機関の休業日に該当するときは、その翌日とする。)までに指定金融機関へ納付しなければならない。

2 春季、夏季又は冬季の学校の休業日のみ利用する場合の育成料の納付については、前項中「毎月」とあるのは「利用を開始する月の翌月」とする。

(育成料の減免)

第8条 条例第9条の規定による育成料の減免の基準は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、1世帯につき2人以上の児童に利用させた場合の最も年齢の高い児童を除く児童に係る育成料については、条例第8条第2項本文に規定する額(前項の規定により減額されたときは、当該減額後の額)の2分の1を減額する。

3 育成料の減免を受けようとする保護者は、育成料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(開所時間等)

第9条 育成センターの通常の開所時間は、次のとおりとする。

(1) 小学校の授業日 下校時から午後5時まで

(2) 小学校の休業日 午前8時30分から午後5時まで

2 市長は、前項に規定する通常の開所時間を延長して育成センターを利用させることができる。ただし、土曜日の開所時間は延長しない。

3 前項の規定により延長された開所時間は、第1項各号のいずれの場合においても、午後5時から午後7時までとする。

(休所日)

第10条 育成センターの休所日は、つぎのとおりとする。

(1) 日曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 1月2日、3日および12月29日から12月31日まで

2 前項に規定するもののほか、市長が特に必要と認めるときは、臨時に休所することができる。

(委任)

第11条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。[6]

別表(第8条関係)

児童の属する世帯の階層区分等	減免後の条例第8条第2項本文に規定する育成料の月額	減免後の条例第8条第2項ただし書に規定する加算額の月額
生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯	0円	0円
前年度分市民税の所得割の額のない世帯のうち、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの属する世帯	0円	0円
前年度分市民税の所得割の額のない世帯(前項の世帯を除く。)	2,000円	
前年度分市民税の所得割の額(世帯構成員中2人以上の所得がある場合については所得割の額の合計額とする。以下同じ。)が60,000円未満である世帯	4,100円	3,000円 (減免の対象外)
前年度分市民税の所得割の額が60,000円以上120,000円未満である世帯	6,100円	
その他市長において特に育成料の減免を必要と認める世帯	市長が別に定める額	市長が別に定める額

備考 この表において「所得割の額」とは、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項第11号の規定を適用して算定した同法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。

【西宮市：現行】西宮市立留守家庭児童育成センターの設置運営に関する 事務取扱要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市留守家庭児童育成センター条例(昭和63年西宮市条例81号。以下「条例」という。)及び同条例施行規則(昭和63年西宮市規則第99号。以下「規則」という。に定めるもののほか、西宮市立留守家庭児童育成センター(以下「育成センター」という。)の設置運営に関する事務取扱について必要な事項を定める。

(管理運営経費)

第2条 育成センターの管理運営に要する経費は、予算の範囲内で指定管理者と年度協定を締結し、委託料として支出する。(指定管理者の報告等)

第3条 指定管理者は、育成センターの管理の業務の実施状況その他の西宮市公の施設に係る指定管理者の手続き等に関する条例第8条各号に定める事項を記載して事業報告書を市長に報告しなければならない。

2 市長が必要と認めるときは、指定管理者が行う業務について報告を求め、調査し、又は必要な指示をすることができる。

第2章 施設に関する事項

(設置方針)

第4条 育成センターは、原則として各小学校区に1か所設置するものとする。

(施設の確保)

第5条 育成センターの施設は、「学校施設を学童保育の場に提供する場合の基本的な考え方(昭和54年6月制定)」に基づき市長が設置し、または確保する。ただし、学校施設を利用することが困難な場合については、別途に施設の確保を図るものとする。

(施設内容)

第6条 育成センターの施設には、原則として育成室、便所、湯沸室及び玄関を備えるものとする。ただし、便所、湯沸室又は玄関については、必ずしも専用であることを要しない。

(施設定員)

第7条 条例第4条に規定する施設定員は、年度ごとに別表のとおり市長が定める。

2 市長は、前項に規定する施設定員の決定に当り、育成室の面積について児童1人あたり概ね1平方メートルを確保するように努めるものとする。

3 市長は、待機児童の状況がある場合、施設の定員を超えて利用させる人数については、育成室で児童1人当たり1.1平方メートル以上を確保できる人数まで利用させる事ができる。

第3章 利用審査に関する事項

(利用資格)

第8条 条例第5条第2項の規定により育成センターを利用できる者は、神戸市北区道場町生野1172番地に住所を有する者で西宮市立北六甲台小学校に通学する者その他、市長が特に必要があると認めた者とする。

(利用申請)

第9条 育成センターの利用に係る申請手続については、別に定める。

(審査)

第10条 条例第5条に規定する利用資格は、別に定める。ただし、条例第5条第1項第4号該当事項の審査において必要があると認めるときは、当該児童および保護者の面接を行うものとする。

2 市長は、前項ただし書の規定による面接について、専門職員の意見を聴くことができる。

(利用選考)

第11条 育成センターの利用者の選考方法は、別に定める。

(許可手続等)

第12条 育成センターの利用に係る許可の手続については、別に定める。

(育成料の減免)

第13条 規則別表に規定する市長において特に育成料の減免を必要と認める世帯及びその減免額については、別に定める。

第4章 指導員に関する事項

(指導員の配置基準)

第14条 指定管理者は、育成センターに次の基準により常勤の指導員を配置するものとする。

- (1) 定員 40 人の育成室 2 人
 - (2) 定員 60 人の育成室 3 人ただし、利用児童が 45 人以上とし 45 人未満では 2 人
- 2 指導員が休暇もしくは欠けた場合は、その間非常勤指導員をもって充てるものとする。

(加配)

第 15 条 指定管理者は、次の各号に該当するときは常勤指導員を補助して業務を行う非常勤指導員を、必要な期間別途配置するものとする。

- (1) 定員 40 人の育成室で利用児童が 45 人以上となったとき。(利用児童数が 45 人から配置し、40 人未満になると配置を解く。)
- (2) 定員 60 人の育成室で利用児童が 65 人以上となったとき。(利用児童数が 65 人から配置し、60 人未満になると配置を解く。)
- (3) 第 10 条第 1 項の規定による面接審査を経て利用が決定した児童の身の回りの世話をするため、指導員の追加配置が必要と認められる場合。

(常勤指導員の職務)

第 16 条 常勤指導員は育成センターを利用する児童に適切な遊び及び生活の場を与え、育成センター利用児童の健全育成を図るために次の職務を行う。

- (1) 子どもたちの育成(外遊び、室内遊び、製作物、心身の状態の把握など)
- (2) 出席簿や育成日誌の作成
- (3) 育成センターだよりの作成と連絡帳などの記載
- (4) 年間・月間計画・勤務予定表の作成
- (5) 入所申請書、退所届等の交付
- (6) おやつ準備(手作りおやつなど)
- (7) 実費徴収金の徴収及びおやつ購入
- (8) 保護者会での育成報告や保護者との相談
- (9) 学校や保護者、運営委員会への必要に応じた連絡・調整
- (10) 施設・設備・備品の管理と環境整備
- (11) 子どもの生活を豊かにするための遊びや活動の研究
- (12) 地域への対応、指定管理者との連絡・調整
- (13) 緊急時における児童の安全確保
- (14) その他、育成センター利用児童の健全育成に関すること

(常勤指導員の資格要件)

第 17 条 常勤指導員は、次の各号のいずれかの要件を備えなければならない。

- (1) 保育士資格を有すること。
- (2) 幼稚園教諭または小学校、中学校もしくは高等学校の教員免許を有すること。
- (3) 児童の遊びを指導する者(児童福祉施設最低基準第 38 条)の資格を有すること。

(非常勤指導員の資格要件)

第 18 条 非常勤指導員は、次の各号のいずれかの要件を備えるものとする。

- (1) 子育て経験者
- (2) 保育士、教員免許、児童指導員、母子指導員などの資格取得者及び取得中の者
- (3) 放課後児童の健全育成に熱意を有する者

第 5 章 運営委員会に関する事項

(運営委員会の設置等)

第 19 条 指定管理者は、地域における児童の健全育成を図り、保護者、地域住民、学校等と連携・協力して育成センターの管理運営を行うため、各育成センターごとに運営委員会を設置するものとする。

2 運営委員会は、原則として次の各号に掲げる者をもって構成するものとする。

- (1) 地域団体の代表(社会福祉協議会支部または分区代表、民生・児童委員、青愛協会役員等)
- (2) 小学校代表
- (3) P T A 代表
- (4) 保護者代表
- (5) 学識経験者

(運営委員会の役割)

第 20 条 運営委員会は、育成センターの運営状況について指定管理者から報告・説明を受け、育成センターの円滑な運営

のための情報交換・意見交換を行うものとする。

2 運営委員会は、指定管理者から委任を受けた場合には、次の各号に掲げる管理運営業務について協議し、実施することができる。

- (1) 育成計画の立案指導に関すること。
- (2) 指導員の指導監督に関すること。
- (3) 臨時指導員の配置及び確保に関すること。
- (4) 施設及び設備の管理に関すること。
- (5) その他日常の管理運営に関すること。

(指導員の出席)

第21条 運営委員会は、その会議に指導員の出席を求め、育成状況その他必要事項について報告を求めることができる。

(実費徴収)

第22条 指定管理者は、育成センターの管理運営業務を実施するにあたり、児童に直接還元される費用の実費を徴収する必要があると認めるときは、これを徴収することができる。

2 前項に規定する実費徴収金は、概ね次の各号に掲げる費用とする。

- (1) おやつ代
- (2) 教材費
- (3) 行事費

3 指定管理者は、当該実費徴収金にかかる経費について、常に明確にしておかなければならない。

第6章 雑則

第23条 この要綱に定めるもののほか、委託事項の実施に関し必要な事項は、指定管理者が市長と協議の上、別に定めることができる。

2 国の検討状況

社会保障審議会「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」において審議し、

平成25年度内に省令を作成・交付予定。

以下は、平成25年10月23日開催における資料

<論点1> 放課後児童クラブの機能、役割について、どのように考えるか。

(検討の視点)

- 放課後児童クラブは、これまで多様な形態により運営されてきた経緯がある中でも、基本的には小学校の放課後に留守家庭の子どもたちの活動の拠点として過ごす生活の場としての機能を重視し、運営されている実態が少なからず見受けられるところ。
- 放課後児童クラブの機能、役割については、放課後児童クラブが「遊び及び生活の場」を与えて、その健全な育成を図る事業であることを踏まえ、現行のガイドラインの内容を基本として検討してはどうか。
- また、放課後児童クラブは、安全面に配慮し、保護者が児童を安心して預けることができるように環境を整備し、児童の発達段階に応じた自主的な生活や遊びの支援を行うものと考えられるのではないかと。

従事する者（職員の資格）【従うべき基準】

これまでの議論を踏まえた方向性

- 職員の資格については、「児童の遊びを指導する者」の資格を基本とする。
- 職員全員に資格を求めると、事業が立ち行かなくなる可能性があることから、全員には資格を求めないこととする。
- また、職員の質の向上のために体系的な研修制度を整備すべきとの意見があったことから、今後、業務に従事するための「入口」の研修以外の研修についても、体制を整備していく必要がある。
- さらに、現に業務に従事する者については、子ども・子育て新制度の施行後、直ちに業務に従事できないことにならないよう、経過措置を設ける。
 - ※ 全員に資格を求めないとしても、資格要件として研修の受講を義務付けた場合、研修を受講するまでは、全ての者が「無資格者」となることから、経過措置を設けないと、そのクラブは基準違反となる。

<論点2> 資格について、どのように考えるか。

- (案1) 省令上の資格は、「児童の遊びを指導する者」+研修を受講した者とする。
- (案2) 省令上の資格は、「児童の遊びを指導する者」を基本とするが、4号要件に該当する者（高卒で児童福祉事業に2年以上従事した者）については、研修の要件を付加する。

<論点3> <論点2>の研修について、どのような実施体制とするか。

- (案) 子ども・子育て支援法を踏まえ、原則として都道府県が行うこととする。
 - 都道府県しか研修を実施できないこととした場合、都道府県に過度の負担とならないか。また、実施場所から遠くに住む者の受講が困難なケースも想定されるため、都道府県から委託を受けた社会福祉法人等の実施も可とするか。

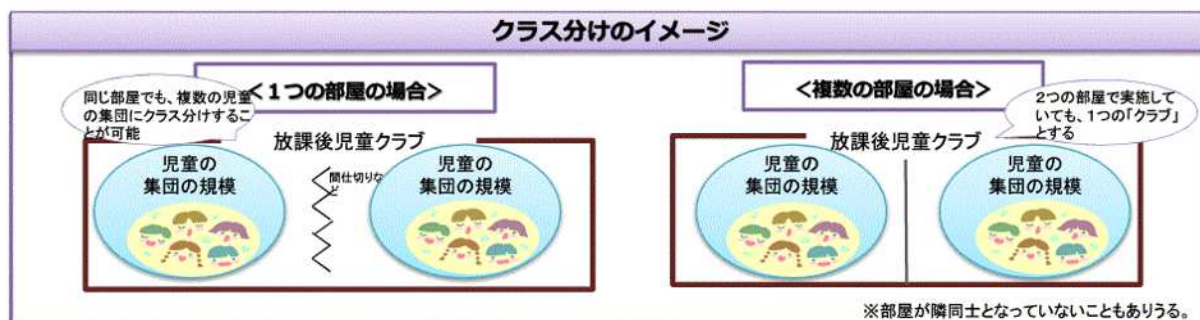
<論点4> 有資格者以外の者が兼任時に受ける研修について、どのように考えるか。

- (案) 法令上の基準とはせず、ガイドライン等で研修の受講を推奨する。
 - 法令上の基準とすると、研修を受けない限り、業務に従事することができなくなる。

<論点5> 児童を複数の集団規模に分割することについて、どのように考えるか。【参酌すべき基準】

(検討の視点)

1つのクラブの中で、複数の集団規模に分割する方向で検討してはどうか。



<論点6> 児童の規模の具体的な人数について、どのように定めるか。【参酌すべき基準】

- (案1) 規模は70人までとすることを省令に規定する。
- (案2) 規模はおおむね40人までとすることを省令に規定する。

<論点7> 「児童数」について、どのように考えるか。

※「児童数」の考え方は、従うべき基準である員数でも論点となる

(案1) 登録している全ての児童が参加しても支障がないよう、登録されている児童の数で考える。

→ 「登録児童」の定義を明確化することが必要ではないか。また、登録児童数と利用児童数が乖離している実態についてどう考えるか。

(案2) 利用している児童の平均値で考える。

→ 例えば、前月や前年度の平均値とすることが考えられるのではないか。

員数【従うべき基準】

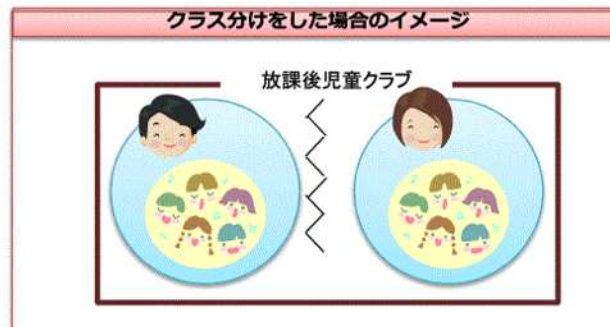
これまでの議論を踏まえた方向性

- 員数については、複数配置を基本とする。

<論点8> 具体的な員数について、どのように考えるか。

(案) 省令には最低人数のみを定める。

例えば、有資格者を置く単位は「クラス」を基本にする、といった方法が考えられるのではないか。



<論点9> 小規模のクラブの職員の員数について、1人でも可とするか。

(検討の視点)

- 全体の員数の考え方（論点8）の整理をする際に、併せて検討することとしてはどうか。

施設・設備【参酌すべき基準】

これまでの議論を踏まえた方向性

【専用室・専用スペース】

- 専用室・専用スペースを設けることとする。

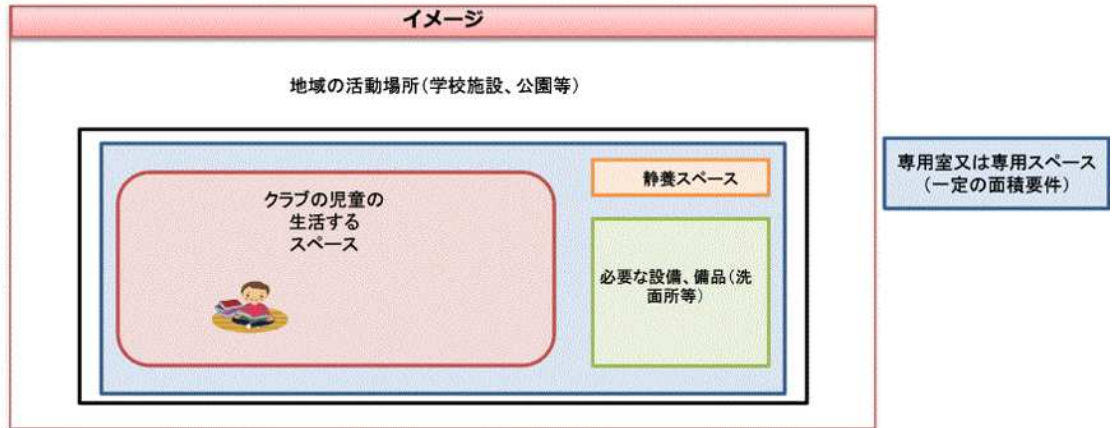
【その他】

- 専用室・専用スペースの考え方を整理した上で、静養スペースを設けることとする。
- このほかの施設・設備については、それぞれのクラブの実情に応じ、必要な設備を確保する必要がある。

<論点10> 専用室・専用スペースについて、どのように考えるか。

(検討の視点)

- 放課後児童クラブは、留守家庭児童に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものである。
- このため、ガイドラインでは、児童のための専用の部屋又はスペースを設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう求めている。
- 放課後児童クラブは、この専用室・専用スペースを活動の拠点とし、その他の地域の様々な活動場所（例えば、学校施設や公園など）を活用しつつ、児童の健全な育成を図ることが望ましいと考えられる。
- これらを踏まえ、「専用室・専用スペース」の考え方について、生活の場としての機能が十分確保される場所であって、クラブの児童が事業の実施時間帯を通じて専用で利用できる部屋又はスペースにとらえてはどうか。



(検討の視点)

- ただし、放課後子ども教室と一体的に事業を実施する場合や児童館で実施する場合など、留守家庭児童とそれ以外の子どもとが同じ部屋で過ごすケースも想定される。
- こうした場合であっても、クラブが生活の場であるということに鑑みると、最低限、生活するスペースは専用とすることとしてはどうか。ただし、各クラブの実情に応じ、児童の健全な育成を図る上で支障を及ぼさない場合には、専用でなくてもよいこととしてはどうか。

<論点11> 面積要件をどのように定めるか。

(案) 専用室・専用スペースの面積は、児童1人当たりおおむね1.65㎡以上とする。

<論点12> 面積について、登録児童数で考えるか、利用児童数で考えるか。

開所日数【参酌すべき基準】

<論点13> 開所日数について、どのように定めるか。

- (案1) 各クラブは、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して開所日数を定めるものとする（考え方のみ省令で示し、具体的な日数は省令上では規定しない）。
- (案2) 各クラブは、原則として、一年に●日以上開所するものとする。
 - ※国庫補助基準では、年間250日以上開所することとしているが、利用者に対するニーズ調査を行った結果、実態として250日以上開設する必要がないクラブについては、特例として200日以上でも対象としている。
 - ※土/日/祝日（年末年始等を除く）以外開所した場合は247日、日/祝日（年末年始等を除く）以外開所した場合は298日となる（平成25年度の場合）。

開所時間【参酌すべき基準】

<論点14> 開所時間について、どのように定めるか。

- (案1) 各クラブは、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して開所時間を定めるものとする（考え方のみ省令で示し、具体的な時間数は省令上では規定しない）。
- (案2) 各クラブは、平日については原則として一日に●時間以上開所することとし、休日については原則として一日に●時間以上開所するものとする。
- ※国庫補助基準では、平日は1日原則3時間以上、休日は子どもの活動状況や保護者の就労状況等により、原則として1日8時間以上開所することとしている。

その他の基準【参酌すべき基準】

(検討の視点)

- 他の児童福祉事業等で定められている基準の内容等を参考に検討。
- 省令上の基準とする事項としては、例えば、以下の事項が考えられるのではないかと。
<項目案>

・事業者の一般原則	・衛生管理
・職員の一般的要件	・運営規程
・非常災害対策	・記録（帳簿）の整備
・職員の知識及び技能の向上	・秘密の保持に関すること
・入所児童の平等取扱い	・苦情処理に関すること
・虐待等の禁止	・保護者、小学校等との連携等 など

その他の論点

◎放課後児童クラブの利用手続について、どのように考えるか。

- 従来どおり、地域の実情に応じて利用申込・利用決定の方法を定める。

<論点15> あっせん、調整等の実施について、どのように考えるか。

(検討の視点)

- 利用手続は市町村が定めるものであるため、具体的な運用や考え方については、市町村において検討する必要がある。
- 今般の児童福祉法の改正により、放課後児童クラブに関し必要な情報の収集を行うこととされたことを踏まえ、市町村は一元的にクラブの定員や待機児童の状況等を把握し、必要に応じ、利用についてのあっせん・調整等を行っていくことが考えられるのではないかと。
※ クラブは市町村が行う情報の収集にできる限り協力しなければならないとされた。
- あっせん、調整等を行う場合としては、保護者から求めがあった場合（法律上に規定）のほか、待機児童が発生した場合に、クラブと市町村とが密接に連携し、その保護者に対し定員に達していないクラブを紹介する方法が考えられるのではないかと。
※ 児童の放課後には、放課後子ども教室、児童館等多様な居場所があることに留意が必要。

<論点16> 優先利用について、どのように考えるか。

(検討の視点)

- 放課後児童クラブの対象については、児童福祉法上、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童とされている。
 - 放課後児童クラブにおける児童の受入れに当たっては、地域によっては、対象となる児童のうちどの児童から受け入れていくかについて、優先順位を付けて受入れを実施しているところもある。
 - 市町村はクラブの提供体制を整備する必要があるものの、体制が追いつかない場合には、優先順位を付けて対応することも許容すべきではないか。
 - 優先的に受け入れるべき児童の考え方としては、子ども・子育て支援新制度における「保育の必要性の認定」やガイドラインの記載を参考とし、例えば以下の事項等が考えられるのではないかと。
- ・ひとり親家庭の児童
 - ・生活保護世帯の児童
 - ・生計中心者の失業により、就労の必要性が高い家庭の児童
 - ・虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な児童
 - ・障害を有する児童

<論点17> 高学年の受入れについて、個々のクラブで必ず受け入れなければならないか。

(検討の視点)

- 法改正により、6年生まで事業の対象範囲であることが明確化されたが、あくまで「対象範囲」を示すものであり、個々のクラブにおいて、必ずしも6年生まで受け入れなければならないとはいえない。
 - ※ 児童福祉法上、保育所の対象は「保育に欠ける乳児又は幼児」であるが、施設によって、一部の乳幼児のみを受け入れる施設も存在しているところ。
- ただし、子ども・子育て支援法では、市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、放課後児童クラブを実施することとされており、市町村は、利用ニーズを把握した上で、提供体制の整備を行う必要がある。
 - ※ 児童の放課後には、放課後子ども教室、児童館等多様な居場所があることや、これらの事業等と連携した取組が必要であることに留意が必要。

<論点18> 全ての児童を対象とした施策と一体的に実施する場合、面積要件についてどのように考えるか。

<論点19> 放課後児童健全育成事業として行わない学童保育について、どのように考えるか。

(検討の視点)

- 児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」として事業を実施する場合は、児童福祉法に基づく事前の届出を行い、事業を実施することとなる。
 - 児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」として行わない「学童保育」については、児童福祉法上の規制にかかわらず運営することが可能である。
 - ただし、クラブの利用を希望する保護者が、そのクラブが児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」か「学童保育」か適切に判断し、また、適切に選択することができるようにすることは重要であるため、例えば、市町村において届出対象事業者の一覧を作成し、情報提供する等、運用上工夫する必要があるのではないかと。
- ※ なお、公費については、別途国庫補助基準を満たす必要があるため、「放課後児童健全育成事業」の届出を行い、基準を満たしているクラブであって、かつ国庫補助基準を満たすクラブに対し、支給することとなる。

支給認定基準（保育の必要性の認定）

1 関係法規等

【国：新制度】子ども・子育て支援法（抄）

（支給要件）

第19条 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第27条第1項に規定する特定教育・保育、第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、第29条第1項に規定する特定地域型保育又は第30条第1項第4号に規定する特例保育の利用について行う。

- 一 満3歳以上の小学校就学前子ども（次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）
 - 二 満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
 - 三 満3歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- 2 内閣総理大臣は、前項第2号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

【国：現行】児童福祉法（抄）

第24条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第三十九条第二項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、保育に対する需要の増大、児童の数の減少等やむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業による保育を行うことその他の適切な保護をしなければならない。

- 2 前項に規定する児童について保育所における保育を行うことを希望する保護者は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する保育所その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を市町村に提出しなければならない。この場合において、保育所は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。
- 3 市町村は、一の保育所について、当該保育所への入所を希望する旨を記載した前項の申込書に係る児童のすべてが入所する場合には当該保育所における適切な保育を行うことが困難となることその他のやむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる。
- 4 市町村は、第二十五条の八第三号又は第二十六条第一項第四号の規定による報告又は通知を受けた児童について、必要があると認めるときは、その保護者に対し、保育所における保育を行うこと又は家庭的保育事業による保育を行うこと（以下「保育の実施」という。）の申込みを勧奨しなければならない。
- 5 市町村は、第一項に規定する児童の保護者の保育所の選択及び保育所の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における保育所の設置者、設備及び運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

【国：現行】児童福祉法施行令（抄）

第27条 法第24条第1項の規定による保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- 一 昼間労働することを常態としていること。
- 二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 四 同居の親族を常時介護していること。
- 五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 六 前各号に類する状態にあること。

【西宮市：現行】西宮市立児童福祉施設条例施行規則（抄）

（入所の資格）

第7条 保育所に入所できる児童は、法第24条第1項本文の規定による保育の実施を要する者であって、西宮市保育の実施に関する条例施行規則（昭和61年西宮市規則第78号）による市長の入所の承諾を経たものでなければならない。

【西宮市：現行】西宮市保育の実施に関する条例（抄）

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定に基づき、保育所における保育の実施（以下「保育の実施」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（保育の実施基準）

第2条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- （1）昼間に居宅外で労働することを常態としていること。
- （2）昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- （3）妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- （4）疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- （5）長期にわたり疾病の状態にあり、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- （6）震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- （7）市長が認める前各号に類する状態にあること。

【国：新制度】改正後児童福祉法（抄）

第24条 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第九項の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない。

2 市町村は、前項に規定する児童に対し、認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。）により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。

3 市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第四十六条の二第二項において同じ。）又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園（保育所であるものを含む。）又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする。

4 市町村は、第二十五条の八第三号又は第二十六条第一項第四号の規定による報告又は通知を受けた児童その他の優先的に保育を行う必要があると認められる児童について、その保護者に対し、保育所若しくは幼保連携型認定こども園において保育を受けること又は家庭的保育事業等による保育を受けること（以下「保育の利用」という。）の申込みを勧奨し、及び保育を受けることができるよう支援しなければならない。

5 市町村は、前項に規定する児童が、同項の規定による勧奨及び支援を行つても、なおやむを得ない事由により子ども・子育て支援法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費（同法第二十八条第一項第二号に係るものを除く。次項において同じ。）又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費（同法第三十条第一項第二号に係るものを除く。次項において同じ。）の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該児童を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行わなければならない。

6 市町村は、前項に定めるほか、保育を必要とする乳児・幼児が、子ども・子育て支援法第四十二条第一項又は第五十四条第一項の規定によるあっせん又は要請その他市町村による支援等を受けたにもかかわらず、なお保育が利用できないなど、やむを得ない事由により同法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、次の措置を採ることができる。

一 当該保育を必要とする乳児・幼児を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行うこと。

二 当該保育を必要とする乳児・幼児に対して当該市町村が行う家庭的保育事業等による保育を行い、又は家庭的保育事業等を行う当該市町村以外の者に当該家庭的保育事業等により保育を行うことを委託すること。

7 市町村は、第三項の規定による調整及び要請並びに第四項の規定による勧奨及び支援を適切に実施するとともに、地域の実情に応じたきめ細かな保育が積極的に提供され、児童が、その置かれている環境等に応じて、必要な保育を受けることができるよう、保育を行う事業その他児童の福祉を増進することを目的とする事業を行う者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備を行うものとする。

2 国の検討状況

保育の必要性の認定に係る論点

- (1) どういう「事由」に基づいて保育が必要と考えるのか。
- (2) 長時間・短時間という2つの「区分」についてどの程度の保育が必要と考えるのか。
- (3) 「優先利用」をどういうふうにするのか。
- (4) 認定方法、認定期間および利用調整

(1)「事由」に関する論点について

ア.「同居の親族による保育」が可能な場合「保育に欠ける」と判断するのか。

国の検討案

保護者本人の事由により判断することを基本とする。

その上で、同居親族等の支援を受けられない保護者との関係を調整指数における減点など、市町村の判断に基づき、優先度上の取扱いを考慮することを可能とする。また、その際、高齢や要介護など同居親族の心身の状況も併せて考慮することも可能とする。

イ.「就労」について、就労形態の範囲をどう考えるか。

国の検討案

基本的にすべての就労を対象とする（自営業や在宅勤務についても対象とする）。

ウ.「就労以外の事由」について、就職活動・就学等を法令上明記するか。

国の検討案

各市町村における取扱いの平準化や広域利用時の対応を考慮して、これらの事由についてはなるべく明記することとし、「求職活動」、「就学」についても明記する。

「同居親族の介護」には、兄弟姉妹が小児慢性疾患や障害を抱え、常時、看護・介護を必要とするケースについても対応していく。

インターンについては、その具体的な態様・期間などの状況に応じて、「就労」、「求職活動」等に該当するものとして認定を行う、又は、一時預かり事業により対応する、といった柔軟な対応をとる。ボランティアについては、その具体的な態様・期間などの状況に応じて、一時預かり事業で対応する、又は「災害復旧」や「その他上記に類する状態として市町村が認める場合」に該当するものとして認定を行うといった柔軟な対応をとる。

エ.「就労以外の事由」について、「虐待のおそれ」、「要支援家庭」を事由に追加するか。

国の検討案

「児童虐待のおそれ」、「DVのおそれ」といった児童を取り巻く環境等に着目し、保育の必要性が認められるケースについても事由として追加する。

満3歳児未満の障害児については、「就労」、「求職」等の事由により、保育の必要性の認定を受けた子どもに対する保育所、地域型保育事業等による保育の提供体制の確保を進める。また、3歳以上の障害児については、同じく保育の必要性の認定を受けた子ども又は教育標準時間認定を受けた子どもに対する認定子ども園、幼稚園、保育所等による教育・保育の提供体制の確保を進める。

障害児支援施策（児童福祉法21条の5の2等）との役割分担について更に議論をする必要がある。

オ.「就労以外の事由」について、その他の事由として明記すべきものがあるか。

国の検討案

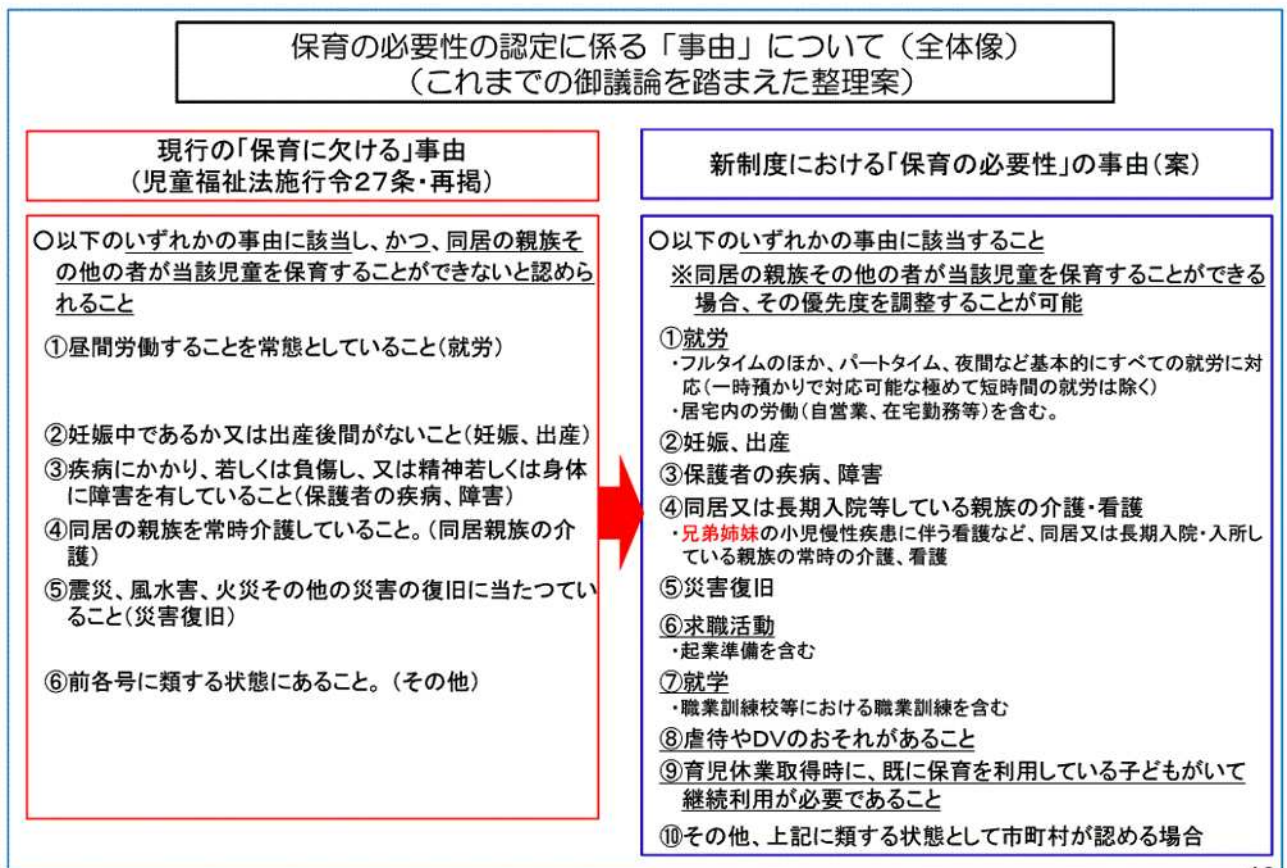
保護者が育児休業を取得することになった場合、休業開始前に既に保育所に入所していた子どもについては、保護者の希望や地域における保育の実情を踏まえた上で、

次年度に小学校入学を控える等、子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合

保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合

など市町村が児童福祉の観点から必要と認めるときは、継続入所を可能とする。

育児休業取得前に保育所等を利用しているケースで、上記に該当しないため、一旦保育所を退所し、育児休業からの復帰に伴い、再度保育所等を利用することを希望する場合は、優先利用の枠組みの中で対応する。



<国：子ども・子育て会議第7回(H25.10.3) 資料より>

(2)「区分」に関する論点について

ア.「長時間」・「短時間」の区分をどのように線引きしていくか。

国の検討案

「長時間(利用)」、「短時間(利用)」については、それぞれ「保育標準時間(利用)」、「保育短時間(利用)」とした上で、教育標準時間認定(標準時間(利用))を「教育標準時間(利用)」とする。

両親ともにフルタイムで就労する場合、またはそれに近い場合は、「保育標準利用」とすることを基本とする。

「保育標準時間利用」の場合、保育の利用に当たっては、現行の保育所の開所時間(11時間)を利用可能な時間帯として、概ね保障していくことを基本とする。

具体的な保育必要量については、公定価格の議論と並行して検討する。

就労以外の事由についても、例えば、親族の介護・看護においても、付き添いに必要な時間が人によって異なることから、保育標準時間、保育短時間の区分を設けることを基本とする。

「妊娠・出産」、「復旧災害」、「虐待やDVのおそれ」の事由については、特段、保育標準時間と保育短時間の区別を設けず、利用者負担も一律とする。

イ.「保育短時間」の下限をどのように設定していくか（保育の必要性の認定のボーダーライン）

国の検討案

「月64時間」と「月48時間」を候補に挙げて議論されている。

ウ. 現行制度との関係等切り替える部分をどう整理していくか。

国の検討案

新制度への切り替えに伴い、下限時間が現行よりも引き上がった場合における影響および下限時間が現行よりも引き下がった場合における影響に対して柔軟な対応に配慮すべきとして議論されている。

(3)「優先利用」に関する論点について

ア. 絶対的な「優先利用枠」とするのか、相対的な「優遇措置」とするのか。

国の検討案

待機児童の発生状況、事前の予測可能性や個別ケースごとの対応等の観点等を踏まえ、調整指数上の優先度を高めることにより、「優先利用」を可能とする仕組みを基本とする。

虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合には、より確実な手段である児童福祉法21条5項に基づく措置制度も併せて活用する。

「優先利用」の対象として考えられる下記の事項について、適用される子ども・保護者、状況、体制などが異なることが想定されるため、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ運用・検討する。

ひとり親家庭

生活保護世帯(就労による自立支援につながる場合等)

生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合

虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合

子どもが障害を有する場合

育児休業明け

兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合

小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童

その他市町村が定める事由

(4)「認定方法、認定期間および利用調整」に関する論点について

ア. 認定方法

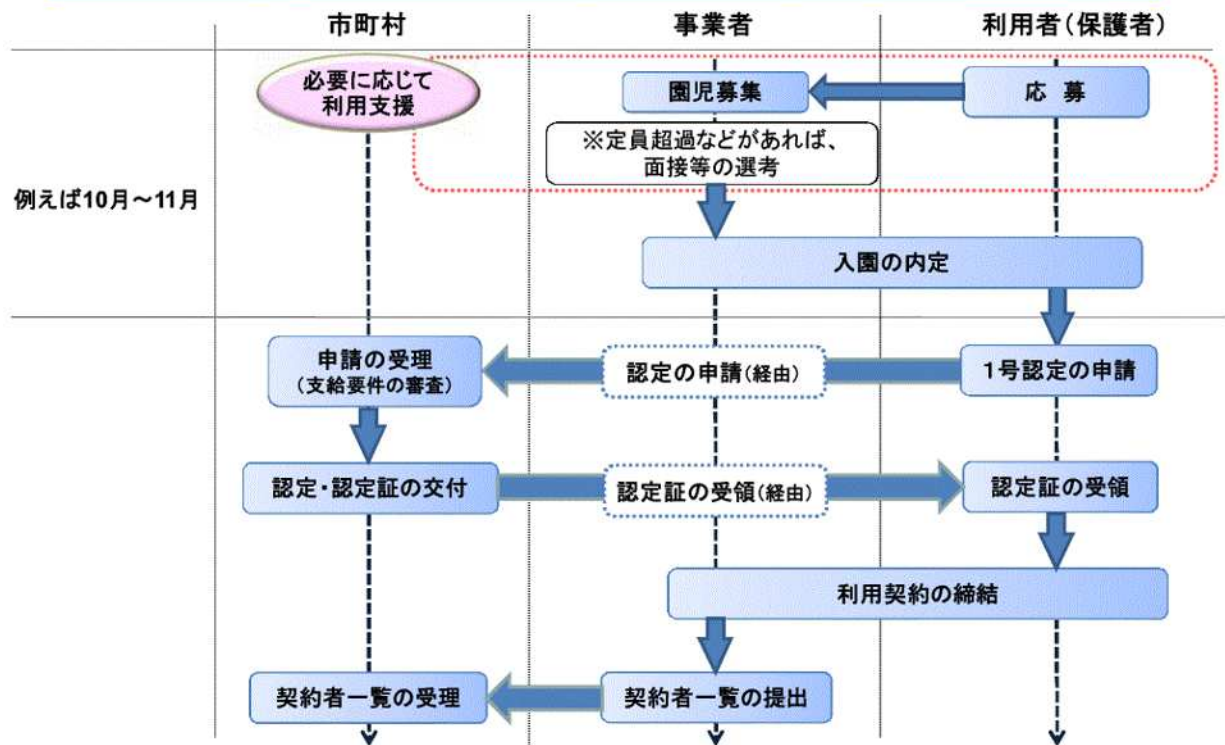
国の検討案

法律上は、市町村からの認定を受けた後で施設へ利用申込みをすることが想定されているが、市町村及び利用者の事務負担軽減や現行の園児募集との整合性の観点から、教育標準時間認定のみを希望する場合には、現行の幼稚園就園奨励費の事務を参考に、保護者が入園予定の施設(幼稚園、認定子ども園)を通じて、市町村に認定申請を行い、支給認定証の交付を受ける仕組みを基本とする。

施設への願書提出時点では入園予定の施設が特定されないため、入園内定がとれた時点以降に、入園予定の施設を通じて上記の手続きを行う。

利用契約(内定、契約の締結など)、認定のそれぞれの時期や、施設経由の申請の法的位置付け等について議論されている。

新制度における1号認定子どもの簡素な利用手続(イメージ)



40

<国：子ども・子育て会議第7回(H25.10.3) 資料より>

イ. 認定期間

国の検討案

教育標準時間認定の場合は、有効期間は3年間(小学校就学前まで)を基本とする。

介護保険のように症状の変化等が認定に大きく寄与する仕組みではないことから、保育認定の3年間を基本とする(満3歳以上・保育認定は小学校就学前まで。満3歳未満・保育認定は満3歳の誕生日まで)。

その上で、現行、運用のバラツキが見られる「求職活動」の取扱いについては、雇用保険制度に基づく失業等給付(基本手当)の給付日数が90日をベースとしていることを踏まえ、検討する。

現況届は、事由に該当していることの確認や利用者負担の決定の必要性を踏まえ、1年に1回を基本に求めることとする。

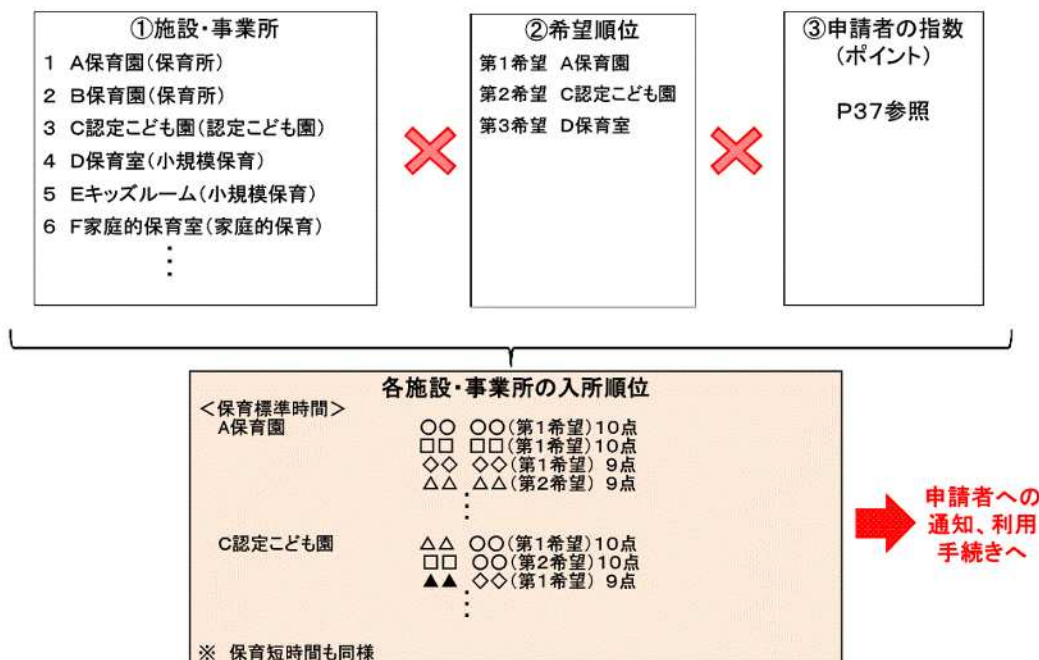
ウ. 利用調整

国の検討案

利用調整のイメージは次のとおり。

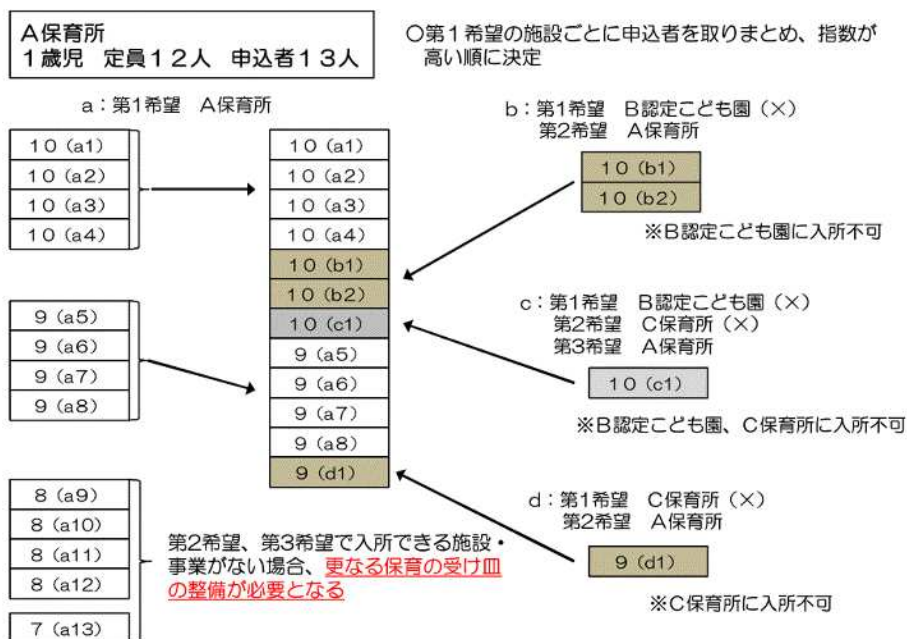
利用調整（選考）のイメージ①

※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、現行の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用



46

利用調整（選考）のイメージ②



<国：子ども・子育て会議第7回(H25.10.3) 資料より>

利用者負担について

1 関係法規等

【国：新制度】子ども・子育て支援法（抄）

（施設型給付費の支給）

第27条第3項

施設型給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

- 一 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量、当該特定教育・保育施設の所在する地域等を勘案して算定される特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額）
- 二 政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

（地域型保育給付費の支給）

第29条第3項

地域型保育給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

- 一 地域型保育の種類ごとに、保育必要量、当該地域型保育の種類に係る特定地域型保育の事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）の所在する地域等を勘案して算定される当該特定地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額）
- 二 政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

【西宮市：現行】西宮市私立幼稚園就園奨励助成金給付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、私立幼稚園の設置者が行う減免措置に対し、西宮市が行う私立幼稚園就園奨励助成金の交付について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）幼稚園

西宮市内及び西宮市外に設置された（学校教育法第1条に規定する）私立幼稚園

（2）園児

幼稚園に在籍する小学校入学前1年保育期（以下「5歳児」という）2年保育期（以下「4歳児」という）3年保育期（以下「3歳児」という）及び満3歳児（満3歳児に達した幼児で翌年の4月を待たずに、年度の途中から入園した幼児）の幼児のうち、市内に住所を有する者

（3）保護者

学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者で、園児の保護者に関し幼稚園に保育料納付の義務を

負い、かつ西宮市内に住所を有する者

(対象及び就園奨励助成金の額)

第3条 就園奨励助成金は、市民税の課税額及び所得金額が別表に掲げる区分に該当する保護者に対して支給するものとし、その額は、園児一人につき同表に掲げる区分に応じた額の範囲とする。

(就園奨励助成金の申請)

第4条 就園奨励助成金の給付を受けようとする者は、幼稚園の設置者を通じて私立幼稚園就園奨励助成金申請書(様式第1号)に就園奨励助成金調書(様式第2号)を添えて、西宮市教育委員会(以下「教育委員会」という)が指定する日までに、教育委員会へ提出しなければならない。

(就園奨励助成金の交付決定)

第5条 前条に規定する申請に基づき、教育委員会が、就園奨励助成金の交付を適当と認めるときは、別表に定めるところに従い交付を決定し、交付決定通知書(様式第3号)により、園児の保護者に通知するものとする。

2 園児の保護者は、前項の就園奨励助成金の交付決定に異議があるときは、当該交付決定の日から20日以内に、その旨教育委員会に申し出ることができる。

3 教育委員会は、前項の申し出を受けた場合において、その理由が正当であると認めるときは、交付決定を変更することができるものとする。

(就園奨励助成金の交付)

第6条 就園奨励助成金の交付は、原則として学期を単位として行うものとする。

(就園奨励助成金の返還命令等)

第7条 教育委員会は、幼稚園の設置者が虚偽その他不正の手段により、就園奨励助成金の交付を受けようとし、又は、受けたことが判明したときは、就園奨励助成金の交付決定を取り消し、また、就園奨励助成金の返還を命ずるものとする。

【西宮市：現行】児童福祉法による費用徴収規則 (抄)

(保育所)

第3条 児童が保育所に入所している場合に納入義務者から徴収する金額は、別表第3に定める額とする。

2 同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援センター又は情緒障害児短期治療施設通所部に入所している場合における前項の徴収する金額は、同項に定める額に別表第4に定める徴収率をそれぞれ乗じて得た額(100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)とする。

3 月の16日以後に入所し、又は月の16日以前に退所した場合におけるその月の徴収金の額は、前2項に定める額のそれぞれ2分の1の額(100円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てる。)とする。

4 市長が別に定めるところにより、西宮市児童福祉施設条例施行規則(昭和43年西宮市規則第66号)第9条第1号に定める保育時間を超えて保育する児童に係る徴収金額は、前3項により算定した金額に3,000円(当該保育時間を超えて保育する時間が30分以内の場合は、1,500円)を加算した額とする。ただし、当該児童に係る費用を徴収しない場合は、この限りでない。

2 国の検討状況

公定価格の概要・基本理念の確認

2. 基本理念等

- (1) 子ども・子育て支援法の基本理念
- 子ども・子育て支援給付を検討していくに当たっては、その内容及び水準は子どもが健やかに成長するよう支援するものであって、良質かつ適切なものであるとともに、地域の実情に応じて総合かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるよう留意する必要がある。（支援法2条2項・3項）
- (2) 公定価格の構造
- 公定価格は、「認定の区分（支援法19条1項1号・2号・3号に掲げる小学校就学前子どもの区分）」、「保育必要量」、「施設の所在する地域」等を勘案して算定される教育・保育、地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額、となっている。（支援法27条3項1号、29条3項1号等）
 - ※ 保育必要量（月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費等を支給する保育の量）
- (3) 公定価格の設定のための手続き
- 公定価格は、施設型給付費・地域型保育給付費の対象となる教育・保育、地域型保育に係る費用の額を算定するための基準であり、上記（2）の通り、内閣総理大臣が定めることとされている。
 - その際、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないこととされている。（支援法27条4項、29条4項等）
- (4) 制度改正検討時点での整理（平成24年3月2日少子化社会対策会議決定）
- 新たな制度における価格設定方法については、次の考え方を基本とする。
 - ・ 質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な水準として、人員配置基準や設備環境を基に、人件費、事業費、管理費等に相当する費用を算定する。
 - ・ 人件費相当分については、職員の配置基準や施設の開所時間を踏まえた単価設定を行う。この際、子どもの過ごす時間と職員が勤務する時間の違いを踏まえ、認定時間数に対応する価格設定ではなく、必要な職員の配置を考慮した単価設定を行う。
- 2

- ・ 子どもの年齢及び人数に対応した給付を基本とするが、施設の規模による経費構造の違いや地域別の人件費等の違いを考慮し、定員規模別、地域別の単価設定を行う。
 - ※ 休日保育、早朝・夜間保育については加算により対応する。
 - ・ 施設の減価償却費の一定割合に相当する費用等についても算定する。
- 学校教育・保育の質に直接関わる職員の常勤・非常勤の別、経験年数等については、公定価格への反映を検討する。
 - 支払い方法
 - ・ 満3歳以上児については、標準的な教育時間に対応する区分及び月単位の保育の必要量に関する区分（2区分程度）に応じ、単価区分※（3区分程度）を設ける。その上で、各月初日の在籍児数を基本として、毎月給付する。
 - ・ 満3歳未満児については、月単位の保育の必要量に関する区分（2区分程度）に応じ、単価区分※（2区分程度）を設ける。各月初日の在籍児数を基本として、毎月給付する。
 - ※ 具体的な単価については、上記の単価区分に応じ、年齢別、地域別、定員規模別に設定する。また、休日保育、早朝・夜間保育については加算により対応する。
 - 職員配置の充実など必要な事項※については、税制抜本改革による財源を基本としつつ、必要に応じてそれ以外の財源を含め、国・地方を通じた恒久的な財源を確保しながら実施することとする。
 - ※ 主な内容
 - 保育、放課後児童クラブ、地域子育て支援、社会的養護等の量的拡充※子ども・子育てビジョンベース
 - 0～2歳児保育の体制強化による待機児童の解消
 - 現在の幼稚園の0～2歳児保育への参入の促進
 - 小規模保育など新たな保育の類型を創設
 - 長時間の保育ニーズへの対応・延長保育の充実等
 - 質の高い学校教育・保育の実現（幼保一体化の推進）
 - 3歳児を中心とした配置基準の改善

3

- 病児・病後児保育（看護師等の施設への配置を含む。）、休日保育の充実
- 地域支援や療育支援の充実
- 給付の一体化に伴う所要の措置（施設の事務体制を含む。）等
- 総合的な子育て支援の充実
- 「子育て支援コーディネーター」（仮称）による利用支援の充実等
- 放課後児童クラブの充実
- 社会的養護の充実

○ 質の改善に直接つながる職員配置の充実、その他の職員の処遇改善、食育の推進等については、順次、優先順位をつけながら、実現を図る。

○ 職員の定着・確保を図るため、キャリアアップの仕組みと併せた処遇の仕組みを検討することが必要。その際、職員のキャリアアップに資する観点から、幅広い業務経験を可能とするための運営の在り方についても検討を進める。

(5) 子ども・子育て関連3法の国会での附帯決議（主として公定価格に関わる事項）

- 衆議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会
 - ・ 新たな給付として創設される施設型給付及び地域型保育給付の設定に当たっては、認定こども園における認可外部分並びに認可基準を満たした既存の認可外保育施設の給付について配慮するとともに、小規模保育の普及に努めること。
- 参議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会
 - ・ 施設型給付等については、幼保間の公平性、整合性の確保を図るとともに、受け入れる子どもの数にかかわらず施設が存続していく上で欠かせない固定経費等への配慮が不可欠であることにも十分留意して、定員規模や地域の状況など、施設の置かれている状況を反映し得る機関補助的な要素を加味したものとし、その制度設計の詳細については関係者も含めた場において丁寧に検討すること。

4

- ・ 施設型給付及び地域型保育給付の設定に当たっては、認定こども園における認可外部分並びに認可基準を満たした既存の認可外保育施設の給付について配慮するとともに、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の普及に努めること。
- ・ 施設型給付、地域型保育給付等の設定に当たっては、三歳児を中心とした職員配置等の見直し、保育士・教員等の待遇改善等、幼稚園・小規模保育の○から二歳保育への参入促進など、幼児教育・保育の質の改善を十分考慮するとともに、幼稚園や保育所から幼保連携型認定こども園への移行が進むよう、特段の配慮を行うものとする。
- ・ 保育を必要とする子どもに関する施設型給付、地域型保育給付等の保育単価の設定に当たっては、施設・事業者が、短時間利用の認定を受けた子どもを受け入れる場合であっても、安定的、継続的に運営していくことが可能となるよう、特段の配慮を行うものとする。
- ・ 施設型給付、地域型保育給付等の利用者負担は、保護者の所得に応じた応能負担とし、具体的な水準の設定に当たっては、現行の幼稚園と保育所の利用者負担の水準を基に、両者の整合性の確保に十分配慮するものとする。

5

骨格（算定構造）の検討に係る論点

- (1) 認定区分との関係
- (2) 年齢との関係
- (3) 保育必要量との関係
- (4) 地域区分との関係
- (5) 定員規模との関係
- (6) 施設・事業との関係
- (7) 各種加算等
- (8) 特例給付に関する検討

(1)「認定区分との関係」について

【検討の視点】

- 公定価格の設定に当たっては、法律上「認定区分」を勘案して定めることとされており、具体的な考え方を検討していく必要があるが、教育標準時間認定の区分については幼稚園の調査結果を参照し、保育認定の区分については保育所の調査結果を参照しながら検討することを基本としてはどうか。
- 各認定区分について、子どもの利用時間と職員の勤務時間の違いを踏まえ、必要な職員の配置を考慮することが必要ではないか。

※ なお、教育標準時間認定を受ける子どもについては、当分の間、全国统一費用部分（義務的経費）と地方単独費用部分（裁量的経費）との組み合わせによることとされており（支援法附則9条）、国としては、これらを合わせた全体としての公定価格と全国统一費用部分の価格の両方を決めることが必要となる。

(2)「年齢との関係」について

【検討の視点】

- 保育認定を受ける子どもに係る公定価格の設定に当たっては、求められる保育士配置基準等を踏まえ、年齢区分（乳児、1、2歳児、3歳児、4歳以上児の4区分）ごとに設けることを基本としてはどうか。
- 教育標準時間認定を受ける子どもについては、そもそも幼稚園に職員の配置基準がないことから、職員配置の実態を踏まえながら（経営実態調査、学校基本調査等を活用）、公定価格の設定に当たっての職員数の考え方と併せて、保育所における取扱いも勘案しつつ、年齢区分の取扱いの検討が必要ではないか。
- その際、質の高い教育・保育の提供という観点から、国会での附帯決議で「三歳児を中心とした職員配置等の見直し」が求められているように、配置基準等の見直しなどの質の改善とセットで議論していく必要があるのではないか。

(3)「保育必要量との関係」について

【検討の視点】

- 保育認定を受ける子どもに係る公定価格の設定に当たっては、保育必要量の区分（保育標準時間、保育短時間の2区分）ごとに設けることを基本としてはどうか。
- 同時に、保育短時間認定を受ける子どもについては、子どもの利用時間とは別途、職員の勤務の状況等にも配慮する必要があるのではないか。
- なお、公定価格の設定に当たっては、子ども・子育て会議での保育標準時間、保育短時間の区分等に関する議論と併せて検討する必要がある。

(4)「地域区分との関係」について

【検討の視点】

- 公定価格の設定に当たっては、地域別の人件費等の違いを考慮することを基本としてはどうか。
- その区分の設定方法については、現行の保育所運営費の地域区分や他制度の状況等も参考に検討してはどうか。
- また、地域区分の見直しのルール（地域の見直し時期）についても、検討していく必要があるのではないか。

(5)「定員規模との関係」について

【検討の視点】

- 公定価格の設定に当たっては、定員・実員規模別の経費構造等の違いを考慮し、定員区分別に設定することを基本としてはどうか。また、その定員区分については、市町村が確認する教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を用いることを基本としてはどうか。
- その具体的な定員区分の設定（定員の刻み方等）については、実際の現在の幼稚園・保育所の定員や実員の分布状況等を踏まえ、検討してはどうか。
- その際、保育認定を受ける子どもに係る定員区分については、現行の保育所運営費の取り扱いを踏まえて検討していくことが必要ではないか。
- また、教育標準時間認定を受ける子どもに係る定員区分について、幼稚園には「最低定員」がないことにも留意が必要ではないか。
- 認定こども園については、教育標準時間認定の子どもと保育認定の子どもが一つの施設に存在し、それぞれ求められる職員の配置や、経費の違いがある（調理員や食事の費用等）こと等を踏まえて検討する必要があるのではないか。
 - ※ 現行、幼保連携型認定こども園に対する保育所運営費の算定に当たっては、経費構造に違いがあることを踏まえ、保育所のみ定員区分を用いて算定している。
- 地域型保育事業の定員区分の設定に当たっては、
 - ・ 「小規模保育」については、定員6～19人の小規模な事業であることを踏まえ、定員区分について、どのように考えるか。
 - ・ 「事業所内保育」については、定員区分の上限・下限がない事業であり、また、「地域枠の子ども」と、「従業員の子ども」が存在するため、そのような点も考慮する必要があるのではないか。
 - ・ 「家庭的保育」については、定員6人未満の事業であるため、定員区分を設ける必要はあるか。
- ※ 「居宅訪問型保育」は、基本的に1対1での利用が基本となる。

(6)「施設・事業との関係」について

【検討の視点】

- 公定価格の設定に当たっては、施設・事業ごとに求められる認可基準等との関係を踏まえて検討する必要があるのではないか。
- その際、質の高い教育・保育の提供という観点から、国会での附帯決議で「三歳児を中心とした職員配置等の見直し」が求められているように、配置基準等の見直しなどの質の改善とセットで議論していく必要があるのではないか。

(7)「各種加算等」について

【検討の視点】

- 政策的な対応として、基本部分とは別に加算措置を設けることについて検討が必要ではないか。
- 現行の保育所運営費における加算の仕組みを参照して検討する際は、画一的な費用として基本部分に組み込むものと、地域特性や経費の性質等を踏まえて加算として実施するものとに分類して検討していく必要があるのではないか。
 - ※ 介護保険制度や障害福祉制度について、制度改正以前の社会福祉施設の措置費制度下では、保育所運営費と同様の加算（②、⑨、⑫は保育所運営費特有の加算）が設けられていたが、制度改正により包括的な報酬体系とした際に加算の整理が行われている。
- 併せて、定員を恒常的に超過している場合などを含めて、減算措置のあり方についても検討が必要ではないか。

(8)「特例給付に関する検討」について

- ア．両親が共働きの家庭等の子ども（満3歳以上）などの幼稚園利用
- イ．保育認定を受けない子ども（満3歳以上）の保育所又は特定地域型保育事業利用
- ウ．離島その他の地域における特定保育

(9)その他

- ア．公定価格の改定時期
- イ．公定価格の表示方法